

令和3年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6.	10	木	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・行政報告</li> <li>・議案上程（所信表明）</li> <li>・一部議案審議</li> <li>・選挙（選管委員・同補充員）</li> <li>・陳情</li> </ul>		
	11	金	休 会			
	12	土	休 日			
	13	日	休 日			
	14	月	休 会			
	15	火	休 会			
	16	水	休 会			
	17	木	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（5人）</li> </ul>		
	18	金	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（3人）</li> </ul>		
	19	土	休 日			
	20	日	休 日			
	21	月	本会議（4日目）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括質疑</li> </ul> 常任委員会		
	22	火	休 会			
	23	水	休 会			
	24	木	休 会			
	25	金	休 会			
	26	土	休 日			
	27	日	休 日			
	28	月	休 会			
	29	火	休 会			
	30	水	休 会			
7.	1	木	休 会			
	2	金	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			

月	日	曜	日	程	備	考
	3	土	休	日		
	4	日	休	日		
	5	月	休	会		
	6	火	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常任委員長報告、採決</li> <li>・ 議案等追加上程、審議</li> <li>・ 陳情審査報告、採決</li> <li>・ 発委</li> <li>・ 報告</li> <li>・ 議員派遣の件</li> <li>・ 閉会中の継続調査の件</li> <li>・ 閉会</li> </ul>		

令和3年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和3年 6月10日

閉会 令和3年 7月 6日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案38	さつま町税条例の一部改正について	R3.06.10	R3.07.06	原案可決	総務厚生
39	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
40	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
41	さつま町介護保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
42	令和3年度さつま町一般会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	2委員会
43	令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	総務厚生
44	令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
45	令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	〃
46	さつま町教育委員会委員の補欠委員の任命について	〃	R3.06.10	同意	—
47	さつま町副町長の選任について	R3.07.06	R3.07.06	〃	—
48	令和3年度さつま町一般会計補正予算(第3号)	〃	〃	原案可決	—
49	さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	〃	可決	—
陳情1	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	〃	〃	採択	文教経済
発委1	さつま町議会会議規則の一部改正について	〃	〃	原案可決	—
発委2	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について	〃	〃	〃	—
報告3	令和2年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	R3.06.10	R3.06.10	報告済	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
報告 4	令和2年度さつま町上水道事業会計予算繰越 計算書の報告について	R3.06.10	R3.06.10	報告済	—
報告 5	令和2年度さつま町土地開発公社収入支出決 算について	〃	R3.07.06	〃	—
報告 6	令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計 画及び事業会計補正予算（第1号）について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	R3.07.06	〃	決 定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	〃	—

令和3年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月10日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所 .....	1
出欠席議員氏名 .....	1
出席事務局職員 .....	1
出席説明員氏名 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	2
開 会 .....	3
開 議 .....	3
会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
諸般の報告 .....	3
行政報告 .....	3
議案第38号 さつま町税条例の一部改正について .....	4
（提案理由説明）	
議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について .....	4
（提案理由説明）	
議案第40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について .....	4
（提案理由説明）	
議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について .....	5
（提案理由説明）	
議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号） .....	5
（提案理由説明）	
議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） .....	5
（提案理由説明）	
議案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） .....	5
（提案理由説明）	
議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） .....	5
（提案理由説明）	
議案第46号 さつま町教育委員会委員の補欠委員の任命について .....	1 2
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
選挙第3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 .....	1 3
（議長指名推薦）	
行財政改革調査特別委員会の設置及び委員の選任 .....	1 3
（決定・委員長・副委員長選任報告）	
議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任 .....	1 4
（決定・委員長・副委員長選任報告）	

報告第 3号 令和2年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について ……………	1 5
(提案理由説明・質疑)	
報告第 4号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について ……………	1 5
(提案理由説明・質疑)	
報告第 5号 令和2年度さつま町土地開発公社収入支出決算について ……………	1 6
(提案理由説明)	
報告第 6号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第1号) について ……………	1 6
(提案理由説明)	
陳情について ……………	1 6
(委員会付託)	
散        会 ……………	1 7
○6月17日(第2日)	
一般質問表 ……………	1 9
会議を開催した年月日及び場所 ……………	2 3
出欠席議員氏名 ……………	2 3
出席事務局職員 ……………	2 3
出席説明員氏名 ……………	2 3
本日の会議に付した事件 ……………	2 4
開        議 ……………	2 5
一 般 質 問 ……………	2 5
平山 俊郎議員 ……………	2 5
コロナ禍における経済支援について	
自衛隊誘致について	
川口 憲男議員 ……………	2 9
町長公約の推進策について	
中村 慎一議員 ……………	3 7
中山間地域対策について	
地域福祉の推進について	
定住政策について	
岸良 光廣議員 ……………	4 9
行政改革について	
有川 美子議員 ……………	5 6
英語教育及び英語検定について	
子育て世代に対する支援の拡充について	
散        会 ……………	6 5
○6月18日(第3日)	
一般質問表 ……………	6 7
会議を開催した年月日及び場所 ……………	6 9

出欠席議員氏名 .....	6 9
出席事務局職員 .....	6 9
出席説明員氏名 .....	6 9
本日の会議に付した事件 .....	7 0
開 議 .....	7 1
一 般 質 問 .....	7 1
橋之口富雄議員 .....	7 1
宮之城ちくりん館の駐車場確保と物産館の運営について	
ふるさと納税について	
上別府ユキ議員 .....	7 6
環境対策について	
古田 昌也議員 .....	8 1
新型コロナウイルス感染症への対応について	
散 会 .....	8 8
○6月21日（第4日）	
会議を開催した年月日及び場所 .....	8 9
出欠席議員氏名 .....	8 9
出席事務局職員 .....	8 9
出席説明員氏名 .....	8 9
本日の会議に付した事件 .....	9 0
議案付託表 .....	9 1
開 議 .....	9 2
議案第38号 さつま町税条例の一部改正について .....	9 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について .....	9 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について .....	9 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について .....	9 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号） .....	9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	
.....	9 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） .....	9 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	
.....	9 6
(総括質疑・委員会付託)	
散 会 .....	9 6

○7月6日（第5日）

会議を開催した年月日及び場所	97
出欠席議員氏名	97
出席事務局職員	97
出席説明員氏名	97
本日の会議に付した事件	98
開 議	99
議案第38号 さつま町税条例の一部改正について （委員長報告・質疑・討論・採決）	99
議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について （委員長報告・質疑・討論・採決）	99
議案第40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について （委員長報告・質疑・討論・採決）	99
議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について （委員長報告・質疑・討論・採決）	99
議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号） （委員長報告・質疑・討論・採決）	99
議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） （委員長報告・質疑・討論・採決）	99
議案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） （委員長報告・質疑・討論・採決）	99
議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） （委員長報告・質疑・討論・採決）	99
議案第47号 さつま町副町長の選任について （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決（無記名投票））	104
議案第48号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第3号） （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	107
議案第49号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	108
陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について （委員長報告・質疑・討論・採決）	109
発委第1号 さつま町議会会議規則の一部改正について （趣旨説明・質疑・委員会付託なし・討論・採決）	110
発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について （趣旨説明・質疑・委員会付託なし・討論・採決）	111
報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社収入支出決算について （質疑）	112

報告第 6 号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第1号) について .....	1 1 2
(質疑)	
議員派遣の件 .....	1 1 2
(決定)	
閉会中の継続調査の件 .....	1 1 2
(決定)	
閉 会 .....	1 1 3



令和3年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

令和3年6月10日



令和3年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年6月10日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 冨 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	教 育 長	原 園 修 二 君
総務課 長	原 田 剛 志 君	企画政策課 長	角 茂 樹 君
財政課 長	富 満 悦 郎 君	税 務 課 長	松 山 和 久 君
町民環境課 長	下 田 良 二 君	保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課 長	原 田 健 二 君	農 政 課 長	山 口 泰 徳 君
耕地林業課 長	櫻 伸 一 君	ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君
建設課 長	野 田 真一郎 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
教育総務課 長	早 崎 行 宏 君	学校給食センター所 長	満 園 誠 君

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第38号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 6 議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 7 議案第40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 8 議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 9 議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第46号 さつま町教育委員会委員の補欠委員の任命について
- 第14 選挙第 3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 第15 行財政改革調査特別委員会の設置及び委員の選任
- 第16 議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任
- 第17 報告第 3号 令和2年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第18 報告第 4号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第19 報告第 5号 令和2年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第20 報告第 6号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第21 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから令和3年第2回さつま町議会定例会を開会します。

---

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、新改幸一議員及び2番、平山俊郎議員を指名します。

---

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月6日までの27日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から7月6日までの27日間に決定しました。

---

△日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は、省略します。

なお、監査委員から例月出納検査、令和2年度上水道事業企業会計棚卸資産監査、令和2年度工事関係監査及び令和2年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

---

△日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますが、この中で、5月13日の株式会社サトウ精工立地協定調印式、6月1日の川内川流域治水協議会について、補足して御報告を申し上げます。

初めに、5月13日の株式会社サトウ精工立地協定調印式についてでございます。

株式会社サトウ精工は、三重県桑名市にある株式会社佐藤製作所の100%の出資会社でございます。平成元年度から倉内工業団地で操業を開始されているところでございます。

現在、自動車用プラグ部品の製造をはじめ、精密機械部品、医療機器部品など、幅広い分野の製品を製造されておりまして、本町に進出後、4回にわたりまして工場の増設を行われ、順調に事業と雇用の拡大をされているところでございます。

今回の工場増設につきましては、倉内工業団地内に延べ面積約3,200平方メートルの第6工場を建設されるものでございまして、着工予定が令和3年6月、操業予定が令和4年の2月となっているところでございます。

新規の雇用予定者数につきましては30名で、自動車用プラグ部品の製造強化としてさらなる増産体制を図るものでございます。

工場増設後の生産計画によりますと、生産計画では6億3,000万円の増額を見込んでおられ、今回の増設により、地域における新たな雇用の創出と地域経済の発展、併せて社員寮の建設も計画されていることから定住促進にも大きく期待されるもので、町としましても積極的な支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、6月1日の川内川流域治水協議会についてでございます。

本協議会は、川内川流域におきましてあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させると、そういう治水対策を目的になっているところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受けましてウェブ方式での会議となりました。

この会議では、まず、川内川河川事務所より、川内川の水害に強い地域づくりを推進するためのハード及びソフト対策としまして、1つ目が氾濫をできるだけ防ぐ対策、2番目、被害対象を減少させるための対策、3番目に被害の軽減、早期復旧・復興のための対策等についての説明を受けたところでございます。

次に、川内川流域に位置する3市2町や宮崎、鹿児島両県のほか、関係機関・団体により、現在の取組事例や今後の重点施策などにつきまして報告があったところでございます。

さつま町からは、町内一斉の防災訓練の日に行っている自主防災組織による訓練や見守り活動等の報告を行ったところでございます。

あわせまして、鹿児島気象台から、5月20日から新たに始まりました気象情報の発表基準、注意情報の提供について説明を受けたところでございますけれども、その後の意見交換の場におきましては、今年度から災害対策基本法が改正されたことに伴い、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化されたことから、自治体が出す避難情報の発令に対し、住民に伝えるタイミングの難しさを各首長が述べられました。

防災情報の発信時期や方法が自治体における共通課題であることを改めて認識したところでございます。

以上で、町長報告を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

これで、行政報告を終わります。

---

△日程第5「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第6「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第7「議案第40号

さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第8「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第9「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」、日程第10「議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第11「議案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」から日程第12「議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案8件を一括して議題とします。

各議案の提案理由の説明及び一般選挙後初めての定例会でありますので、町長の所信表明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

令和3年の6月定例議会が開会されるに当たりまして、私にとりまして就任後最初の定例議会でございますので、今後の町政運営に対する私の所信と決意の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

先に執行されました町長選挙におきまして、無投票、初当選という身に余る御審判を頂き、誠に光栄に存じます一方で、全面的な信任を受けたものではないと捉えておりますことから、広く町民の皆様の声をお聞きし、町政に反映させることが私に課せられました責務であり、その重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。

ちょっとマスクを外させていただきます。ちょっと声が。

議員各位におかれましては、町民の大きな期待の中での御当選となられた喜びもひとしお大きいと存じます。今後、議場の場に限らず、あらゆる場面で町政運営に対しまして改めて絶大なる御協力をお願い申し上げます。

さて、日本の総人口が減少時代に転じ、少子高齢化と相まって社会経済システムの持続可能性が危惧されております。

立候補を表明した後、各地域に足を運んでみましたが、予想以上に人口減少と高齢化が進んでいることを実感したところでございます。

また、世界中に広がりました新型コロナウイルスの猛威は今もとどまるところを知らず、我が国においても3回目となる緊急事態宣言が発令され、さらに延長されるなど、経済をはじめ、様々な分野に大きな影響を与えております。

このような中、私は、新たに町政運営を預かるに当たりまして、新型コロナウイルス感染拡大により影響が大きい地域経済の需要喚起やワクチン接種対策を進めながら、人口減少対策を重要課題として位置付けているところでございます。

これまでの行政経験と先人たちが築き上げてこられた歴史を見つめ、さつま町の次代を担う人々が夢と希望のあるさつま町の未来をつくるため、自分の目で確かめ、また、町民の皆様からの御意見をお聞きしながら、大胆かつスピード感を持って6つの実行目標に取り組んでまいります。

実行目標を進めるに当たりましては、第2次さつま町総合振興計画をはじめ、各種の計画との整合性を図りながら、短期的に実現可能なもの、中・長期的な時間を要するものなど、確実に政策に反映していきたいと思う次第でございます。

なお、所信の基本姿勢につきましては、実行目標に掲げました内容に基づきながら述べさせていただきます。

まず、1つ目として、「安全で安心して暮らせるまちづくり」であります。

自主防災組織につきましては、近年、気象変動等による風水害の局所的な激甚化や頻発化の一方で、高齢化と人口減少に伴い災害対応への人出不足が懸念されるため、安全で安心な地域の構築に向けて防災意識の普及や人材育成による組織強化に取り組んでまいります。

避難体制につきましては、高齢者をはじめ、町民の方々が自助・共助により安全で迅速に避難できる体制づくりを図るとともに、公民会、自主防災組織が自主的に運営する避難所への支援なども検討してまいります。また、町民が不自由なく避難できますよう、指定避難所のバリアフリー化も進めてまいります。

消防体制につきましては、消防救急体制の充実と併せ、消防業務の広域化も検討するとともに、地域防災の要であります消防団員の確保に向けて、一層の処遇改善にも努めてまいります。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、65歳以上の高齢者の方々の7月末の接種完了を目指しており、薩摩郡医師会の協力を頂きながら、重症化のリスクが高い高齢者への接種を行ってまいります。

また、その他の町民の方々につきましては、国や県からの接種方針に基づきながら、円滑な接種ができますよう、万全を期して取り組んでまいります。

地域医療の体制の充実につきましては、これまでの各種支援事業を継続しつつ、今後も県や鹿児島大学病院と連携を取りながら、引き続き薩摩郡医師会病院の医師確保支援に努めてまいります。

高速通信網の整備につきましては、令和2年度に整備が完了しました鶴田・紫尾局エリアをはじめ、町内全域の年度内整備を目指し、企業や一般家庭におけるインターネット環境の充実を図ってまいります。

2つ目は、「稼げる農林業・商工業の推進」であります。

新型コロナウイルス感染拡大が全国に広がりを見せる中、本町におきましてもこれまでに十数名の感染者が確認され、町内への経済へ大きな影響を与えております。

このようなことから、事業者への事業継続緊急支援金をはじめ、2回目の町民1人当たり1万円の商品券を交付し、町内経済の需要喚起対策を図るとともに、感染状況を見据えながら、さらなる支援も検討してまいります。

ブランド化の推進につきましては、JA北さつま、商工会、行政が連携し、農畜産物や特産品をはじめとした地域製品のブランド力を高め、地域への愛着と誇りの定着を図るとともに、事業者などの収入増につなげてまいります。

農業の振興につきましては、耕地面積の約7割を占める水田の排水対策を含む基盤整備等を積極的に推進し、作業性の向上を図りながら、おいしい米の生産を進める一方で、野菜等の高収益作物の作付により収益性の向上を目指してまいります。

6次産業化の推進につきましては、令和2年3月に策定しました6次産業化推進戦略に基づき、地場産品を生かした農林水産業のまちづくりに向けて、農産物加工施設等整備事業などの実施により、農産物加工業者の育成を行いながら、所得向上に努めてまいります。

スマート農業の推進につきましては、作業の省力化や生産性の向上のために、農業機器実証試

験の実施や農業機器の導入を積極的に推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、「寄せつけない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」、この3つをバランスよく実施しながら、農林業者の生産意欲が減退しないよう対策を強化してまいります。

肉用牛の振興につきましては、畜産基盤再編総合整備事業や畜産クラスター事業を積極的に導入し、生産基盤の確立・強化を図ってまいります。

また、優良雌子牛の保留・導入に対する支援も行いながら、商品性の高い子牛の生産と上場頭数の維持・拡大を図り、農家所得の向上に努めてまいります。

家畜防疫対策につきましては、家畜保健衛生所等と連携し、消石灰の配布や車両消毒機器の助成などを実施し、家畜防疫体制の確立を図ってまいります。

また、牛伝染性リンパ腫対策についても、全頭検査体制を確立するための検査料助成や感染防止に効果的とされる分離飼育のための支援も検討してまいります。

担い手への支援につきましては、認定農業者、認定新規就農者、集落営農など、持続可能な農業経営に向けて、国・県事業の導入や人・農地プランの実践を関係機関と推進するとともに、農地バンクの活用を積極的に進めるため、農業委員会とも連携して事業の効率化を進めてまいります。

農業基盤の整備につきましては、杵野地区で実施されている中間管理機構関連農地整備事業や中山間地域農業農村総合整備事業など、県営土地改良事業を中心として、生産基盤の整備・強化を進めてまいります。

林業につきましては、竹林改良や管理路の整備等により「さつまたけのこ」の産地化に取り組むとともに、森林整備等補助事業の推進や森林環境譲与税を活用した地域林政アドバイザーの配置及び森林所有者への意向調査の実施など、林業経営の効率化及び森林管理の適正化に努めてまいります。

地場産業の育成につきましては、現在の支援を継続・充実させるとともに、町内企業が稼ぐ力と魅力向上につながるよう、それぞれの企業の特色を生かした、仮称でございます「わが社の逸品」づくりへの支援など、新たな起業、創業支援を検討してまいります。

企業誘致につきましては、企業立地促進助成事業の拡充を図るとともに、誘致企業の本社訪問をはじめ、あらゆる産業分野における新たな企業についても、鹿児島県と連携しながら情報収集に努め、積極的に進めてまいります。

3つ目は、「学校、家庭教育の充実と地域振興」であります。

教育の推進につきましては、さつま町教育大綱の基本理念であります「さつま町の挑戦 未来を拓く 人づくり」の実現に向けて、第2次さつま町教育振興基本計画に基づき、各施策の推進に努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、教育環境の質的向上、安全・安心の確保を念頭に置きながら、時代の変化に適切に対応した建て替えや改修を含めた環境整備と、児童生徒が安心して学び、生活できるよう安全対策に努めてまいります。

通学路対策につきましては、児童生徒が安心して通学できるように、交通安全、防犯及び防災の観点に基づき、スクールガードリーダーによる登下校時の巡回指導や安全施設の設置、路肩のカラー舗装等の対策を推進するとともに、学校再編等により交通環境の変化や通学路の変更があった箇所につきましては、学校、教育委員会、関係機関等が連携して必要な対策を講じてまいります。

学校規模の適正化につきましては、令和4年4月の新鶴田小学校の開校に向けまして、再編準

備委員会での協議を行いながら、ハード、ソフトの両面から準備を進めるとともに、引き続き、第二次学校再編計画の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、郷土に誇りを持ち、志の高い子供を育てる教育とふるさとを愛する心の教育の充実を図るため、社会教育と連携して、本町や各校区の特色を生かした郷土教育「さつま学」を推進するとともに、本町の自然や人、文化、歴史と触れ合う様々な体験活動を通して、感謝する心や感動する心など、豊かな人間性を育ててまいります。

また、本町の未来を担う子供を育成するために、幼稚園・保育園等と小学校の連携を強化し、義務教育の基盤づくりを図るとともに、基礎・基本の確実な定着とICT機器等の効果的な活用による授業づくりを通して、子供たちの学力向上に努めてまいります。

家庭教育の推進につきましては、基本的な生活習慣の向上を柱に「早寝・早起き・朝ごはん」運動による体力向上と自立の精神の醸成と連動しながら、生活習慣の改善に取り組んでまいります。

宮之城学校給食センターにつきましては、今後におきましても、安全で安心できる学校給食を安定的に提供していくため、調理・配送業務の民間委託に向けた取組を進めてまいります。

薩摩中央高等学校の振興対策につきましては、公立・私立を含みます多様で幅広い選択肢の中におきまして、生徒の向学心や進学志向、職業観、社会観の育成等を踏まえた魅力ある取組を、関係者一丸となり実績を積み上げながら、情報発信や対話を通じ、粘り強く丁寧に進めてまいります。

地域振興におきましては、少子高齢化により地域の支え手が減り、地域のコミュニティー力が低下し、地域の存続が危ぶまれていることから、各区公民館で策定されました「地域づくり活性化計画」に基づき、地域課題の解決や活性化について地域と一緒に取り組むとともに、地域拠点や地域交通、地域福祉活動などの地域力の強化を図るため、ハード、ソフトの両面から環境整備にも取り組んでまいります。

4つ目は、「さつま町で産み、育て、安心して暮らせるまちづくり」であります。

子育て支援につきましては、子供は地域の宝であり、町の宝でもあります。子供を健やかに産み育て、安心して暮らせるまちづくりが出生数の増加にもつながるものと考え、出産・子育て環境の充実と子育て世代包括支援センターを中心に、出産前からの切れ目のない各種支援の充実にも努めてまいります。

児童虐待対策につきましては、地域社会のつながりの希薄化等により、子供と家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、妊娠期から子育て期にわたるまで関係機関が連携し、児童虐待の発生子防などの支援を実施していくことも重要でありますことから、児童福祉分野と教育分野等の連携体制も強化してまいります。

少子化対策につきましては、本町独自の保育料の軽減制度、副食費の一部助成、子ども医療費の助成、こうのとりの支援事業も引き続き実施してまいります。

児童療育支援につきましては、昨年7月に児童発達支援センターが開設され、支援の拠点ができましたことから、今後も早期療育につなげられるよう、保育士等の研修を実施するなど、関係機関と連携した支援体制づくりを進めてまいります。

高齢者対策につきましては、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者福祉サービスの充実と併せ、地域支援事業の実施による介護予防の普及啓発や介護予防事業への参加促進を図るとともに、社会参加と生きがいづくりの場の提供や環境づくりを進めてまいります。

また、生活支援サービスや介護給付サービスなどの提供体制の確保、在宅医療と介護の連携、地域における相談・見守り体制の強化、認知症対策など、高齢者を地域全体で支える体制づくり

を進めてまいります。

障がい者対策につきましては、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、障がい者計画等の見直しを行ったところであります。

その事業計画に基づき、共に支え合い自立した日常生活や社会参加を推進するため、各種障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、サービスの充実に努めてまいります。

町民の健康づくりにつきましては、「第2次健康さつま21」を基本に、健康さつまポイント事業等の推進など、町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを支援してまいります。

特定健診につきましては、健診の結果によるリスクに応じた個別指導や訪問活動を行い、対象者の生活習慣改善、健康維持増進、重症化予防に引き続き努めてまいります。

人権問題につきましては、同和問題をはじめ、障害者、女性、子供、高齢者など、あらゆる多様性を認め合い、誰もが対等な一員として暮らし、一人一人が力を発揮できる社会の実現に向けまして、地域、職場、学校など、あらゆる場における人権学習・啓発活動を進め、人権尊重意識の高揚に努めてまいります。

多文化共生社会の推進につきましては、増加傾向にあります外国人を、地域社会を構成する一員として安心して生活することができるよう、事業者、地域、住民、行政など、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

定住対策につきましては、新規就労者や雇用企業への支援をはじめ、住宅取得者への助成金制度や若者等に対する家賃補助など、定住促進対策を図り、人口減少の抑制に努めてまいります。

なお、人口減少対策を総合的に検討する組織を役場内に設置しまして、町民の皆様の意見等をお聞きしながら、移住・定住、雇用促進など、幅広い見地からの対策を検討してまいります。

5つ目は、「交流、関係人口増対策」であります。

観光振興につきましては、本町には多くの観光資源があり、国土交通省のインフラツーリズム魅力倍増プロジェクトモデル地区に選定されました鶴田ダムをはじめ、それぞれの資源が点でなく線となり広域的な観光振興に結びつけ、滞在型の観光への取組を進めてまいります。

地域高規格道路「北薩横断道路」につきましては、唯一の未事業化区間でありました宮之城道路が本年3月に事業化が決定いたしましたところでございます。

今後も、鹿児島県をはじめ、関係各機関と連携を図りながら、全線の早期開通に向けまして最大限の努力を傾注してまいります。

県立北薩広域公園の整備につきましては、最後のゾーンであります「歴史ゾーン」の早期整備と「ふるさとゾーン」、「のびのびゾーン」の園内施設等の充実が図られるよう、関係団体等への要望を行ってまいります。

ふるさと納税につきましては、さつま町を応援したい方々を増やすための魅力発信に努めるとともに、ポータルサイトの増設や事業者と一体となり寄附者のニーズに合った返礼品の充実を図り、寄附件数及び寄附金の増加に努めてまいります。

交流人口対策につきましては、県内外や町内関係機関と連携しながら、各スポーツ競技団体へのアプローチを積極的に行い、滞在型スポーツ合宿誘致や大会などを開催することで、観光PRと町の地名度アップを図り、交流人口増へつなげてまいります。

また、文化の振興を図りながら、新たな文化施設の整備に向けた具体的な検討を進めてまいります。

出会いの機会の創出につきましては、適齢期の男女の出会いの場が少ない現状でございますことから、関係機関団体と連携を図りながら、出会いの機会・交流の場の創出に努めてまいります。

6つ目は、「行財政改革の推進」であります。

行財政改革の推進につきましては、第4次さつま町行政改革大綱及び同推進計画に基づき、効率的・効果的な運営を進めるとともに、職員一人一人の意識改革と資質の向上を図り、町民の皆様方に目配りと気配りと思いやりを持った行政サービスに努めてまいります。

また、行政へのニーズが複雑化・多様化する中で、職員の育成を含め、民間からの専門的な人材の登用も検討してまいります。

女性の社会進出につきましては、役場内におきましても管理職等への積極的な登用を進めてまいります。

行政のデジタル化につきましては、本町におけるデジタル化の課題やSDGsなどの新たな社会環境の変化を見据え、さらなる行政サービスの向上や効率化に取り組んでまいります。

財政につきましては、新型コロナウイルス感染の影響、人口減対策、社会保障費の増加など、厳しい状況が続いているため、多様化する住民ニーズを的確に捉えながら、自主財源の確保を図るとともに、事務事業評価による検証、予算の重点配分や事務事業の見直しなどを行い、健全で安定した運営に努めてまいります。

以上、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べましたが、同時に職員に対しても町政への取り組む姿勢を明確に指示・伝達を行い、コミュニケーションを密にしながら、政治信条であります「なせば成る」の下、前例にとらわれず、町民の皆様とともに知恵を絞り、汗をかきながら、さつま町の新たなまちづくりのため、全身全霊、努力を傾注してまいり所存でございますので、議員各位をはじめ、町民の皆様様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明といたします。

それでは、各議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号から議案第45号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」であります。これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の減免期間を延長することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免期間を延長することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」であります。これは、畜産業費に要する経費及び保健体育施設費、児童福祉費、社会福祉総務費、土木総務費並びにその他所要の経費を補正しようとするためのもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,084万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,458万3,000円とするものであります。

次に、「議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。これは、一般被保険者医療給付費分に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、財源組替えを行うものでございます。

次に、「議案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」であります。これは、償還金に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳

出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,890万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,330万7,000円とするものであります。

最後に、「議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。これは、農業集落排水施設整備費に要する経費及び公営企業会計整備費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,823万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,884万9,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれの所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○税務課長（松山 和久君）

それでは、「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（下田 良二君）

「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（松山 和久君）

「議案第40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（原田 健二君）

「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

それでは、「議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（原田 健二君）

それでは、「議案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（下田 良二君）

それでは、「議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっております各議案に対する質疑は、6月21日の本会議で行います。当日まで審議を中止しておきます。

なお、一般質問の人数次第では、各議案に対する総括質疑の日程を変更する場合がありますので、あらかじめ御了承を願います。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時55分とします。

---

休憩 午前10時41分

---

再開 午前10時54分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△日程第13「議案第46号 さつま町教育委員会委員の補欠委員の任命について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「議案第46号 さつま町教育委員会委員の補欠委員の任命について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

「議案第46号 さつま町教育委員会委員の補欠委員の任命について」でございます。

さつま町教育委員会委員のうち、坂口正浩氏の辞任に伴い、補欠の委員として新留智子氏を任命しようとするため、提案するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第46号 さつま町教育委員会委員の補欠委員の任命について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第46号 さつま町教育委員会委員の補欠委員の任命について」を採決します。お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第46号 さつま町教育委員会委員の補欠委員の任命について」は、同意することに決定しました。

---

△日程第14「選挙第3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「選挙第3号 さつま町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に坂元満秋さん、山口良一さん、萩原康正さん、松尾英行さん、同補充員に鎌田一仁さん、室屋満子さん、横山より子さん、櫛山扶美子さん、以上のおり指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方をそれぞれ選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました坂元満秋さん、山口良一さん、萩原康正さん、松尾英行さん、以上の方が選挙管理委員会委員に、鎌田一仁さん、室屋満子さん、横山より子さん、櫛山扶美子さん、以上の方が同補充員にそれぞれ当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、鎌田一仁さん、室屋満子さん、横山より子さん、櫛山扶美子さんの順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま申し上げました順序に決定しました。

---

△日程第15「行財政改革調査特別委員会の設置及び委員の選任」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第15「行財政改革調査特別委員会の設置及び委員の選任」を議題とします。

お諮りします。本町の行財政運営の健全化及び行財政改革の推進の取組について、議長を除く

15人の委員で構成する行財政改革調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

異議なしと認めます。よって、本町の行財政運営の健全化及び行財政改革の推進等の取組について、議長を除く15人の委員で構成する行財政改革調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

これより、行財政改革調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員長の招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっております。

ただいまから行財政改革調査特別委員会を招集します。

委員会の場所を議員控室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

---

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時09分

---

**○議長（宮之脇尚美議員）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

行財政改革調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に平八重光輝議員、副委員長に有川美子議員、以上のとおりであります。

---

**△日程第16「議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任」**

**○議長（宮之脇尚美議員）**

次は、日程第16「議会活性化調査特別委員会の設置及び委員の選任」を議題とします。

お諮りします。議会の活性化及び議員定数、議員報酬について、議長を除く15人の委員で構成する議会活性化調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宮之脇尚美議員）**

異議なしと認めます。よって、議会の活性化及び議員定数、議員報酬について、議長を除く15人の委員で構成する議会活性化調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

これより、議会活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めてその互選を行わせることになっております。

ただいまから議会活性化調査特別委員会を招集します。

委員会の場所を議員控室と定めます。

ここでしばらく休憩します。

---

休憩 午前11時11分

---

再開 午前11時17分

---

**○議長（宮之脇尚美議員）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に新改秀作議員、副委員長に川口憲男議員、以上のとおりであります。

---

**△日程第17「報告第3号 令和2年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」、日程第18「報告第4号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」**

**○議長（宮之脇尚美議員）**

次は、日程第17「報告第3号 令和2年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」及び日程第18「報告第4号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」の報告2件を一括して議題とします。

各報告について内容の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

**○町長（上野 俊市君）**

報告第3号及び報告第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、「報告第3号 令和2年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。これは、光ブロードバンド基盤整備事業ほか18事業に係る予算を地方自治法第213条の規定に基づき翌年度へ繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、「報告第4号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」であります。

これは、上水道事業会計におきまして建設改良事業に係る予算を地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越したので、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

**○財政課長（富満 悦郎君）**

「報告第3号 令和2年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

**○水道課長（三角 芳文君）**

それでは、「報告第4号 令和2年度さつま町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対して何かお聞きしたいことは、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第3号及び報告第4号を終わります。

---

△日程第19「報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第20「報告第6号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第19「報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第20「報告第6号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を一括して議題とします。

各報告について内容の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、「報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び「報告第6号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき、提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

それでは、「報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

引き続きまして、「報告第6号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は、7月6日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

---

△日程第21「陳情について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第21「陳情について」であります。

6月3日までに受理した陳情書については、配布してあります陳情文書表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

---

### △散 会

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

6月17日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

**散会時刻 午前11時40分**



令和3年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

令和3年6月17日



令和3年第2回定例会一般質問

令和3年6月17日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(2) 平山 俊郎	<p>1 コロナ禍における経済支援について</p> <p>さつま町では、新型コロナウイルス感染症の陽性者が昨年9月3日からこれまでに16人発生している。町としては、これまで感染防止対策を講じられており、ワクチン接種も進みつつある。飲食店、特に「居酒屋、スナック、カラオケ店」等に対する経済的な支援等の対策について、次の点を問う。</p> <p>(1) 町内の夜間酒類を提供する店、特に「居酒屋、スナック」等の現在の営業実態についてどの程度把握され、このことについてどのように考えているか。</p> <p>(2) 「居酒屋、スナック」等は、どの店も「非常に逼迫している」というのが実情であるが、これまでどのような支援対策を講じてきたのか。また、新型コロナウイルス感染の収束が見通せない中、今後新たな支援対策を講じていく考えはないか。</p> <p>2 自衛隊誘致について</p> <p>さつま町合併当時、2万5,688人だった人口が16年後の現在では2万人を割っている状況にあり、予想以上に人口減少が進んでいる。人口減少によって様々なことが課題となって出てきており、購買者の減少による商店等の衰退、地域の疲弊などがある。</p> <p>そこで、これらの課題を解決する一つ的手段として、民間団体が主体となって数年前から自衛隊誘致に取り組まれているが、町長は、この自衛隊誘致に関してどのように考え、今後推進していく考えはないか。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
2	(14) 川 口 憲 男	<p>1 町長公約の推進策について</p> <p>町長は、6項目の選挙公約を掲げ、無投票で新しいリーダーと られた。新型コロナウイルス感染症対策等難問題が蓄積している が、その中でも、次の2点は、これまでも多くの施策を講じてい る。今後、これらの施策の取組に具体的対策はあるのか、次の点を 問う。</p> <p>(1) 定住対策や地域組織の在り方など現状をどのように認識し、 地域振興の具体的対策をどう講じていく考えであるか。</p> <p>(2) 人口減少は避けて通れない課題であり、この課題を前提とし た施策の展開が必要と考える。町長は、「交流・関係人口増対 策」に取り組むとされているが、具体的対策をどう講じていく 考えであるか。</p>
3	(5) 中 村 慎 一	<p>1 中山間地域対策について</p> <p>(1) 我が町の中山間地域における集落協定や多面的機能支払交付 金の取組の現状をどのように把握し、それから浮かび上がった 課題を今後の取組にどう生かしていく考えか。</p> <p>(2) 各集落協定の広域的な連携や支援策について、どのように考 えているか。また、支援策の一つとして、知識経験を有する町 の再任用職員を活用する考えはないか。</p> <p>2 地域福祉の推進について</p> <p>(1) コロナ下における民生委員、地域支え合い推進員、地域サロ ン等の活動の現状をどのように捉え、高齢者支援をどう講じて いく考えであるか。</p> <p>(2) 地域では、高齢者を支援するため「白男川お助け隊」「西町 ささえあい隊」「紫尾ささえ愛隊」が取り組んでいるが、この 取組をどのように評価しているか。また、今後の課題と取組に ついてどのように考えているか。</p> <p>(3) この先、団塊世代が後期高齢期を迎えようとする中、 2025年、2030年問題をどのように捉えているか。ま た、これに対して、独居高齢者をはじめ、必要とされる介護 サービスや生活支援をどう講じていく考えであるか。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		<p>(4) 町の地域福祉を担う関係機関としての社会福祉協議会、地域包括支援センターの役割をどのように捉えているか。</p> <p>3 定住政策について</p> <p>(1) 町の人口が2万人を切って人口減少が進む中、定住政策については、以前に比較して組織が細分化されてきており、縦割り行政の弊害はないのか疑問の声も聴く。所信表明で「人口減少対策を総合的に検討する組織を設置する」とされたが、部門ごとの連携や課をまたいだ対応はできているのか。また、このような状況で定住政策の推進は図られているのか。</p> <p>(2) 定住したくなるような魅力あるまちづくりを推進するには、外からの視点を生かすことも重要である。本町も地域おこし協力隊員を採用し、魅力あるまちづくりに従事されているが、県内市町村の地域おこし協力隊の採用者の状況を示すとともに、若い世代や中高年者、地域の出身者がU J I ターンするようなまちづくりを強力に推進していくべきと考えるが、具体的な対策をどう考えているか。</p>
4	(12) 岸良 光廣	<p>1 行政改革について</p> <p>(1) さつま町の今後10年間を考えると急速な人口減少と行政職員数、その他関係団体職員数など多くの問題があるが、町長は、具体的な対応や数値目標を考えているか。</p> <p>(2) 地場産業育成についても人口減少や行政の負担軽減を考えると、官民一体の取組が重要と考えるが、町長は、どのように取り組んでいく考えか。</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
5	(10) 有川 美子	<p>1 英語教育及び英語検定について</p> <p>(1) 2020年4月より全面実施された「新学習指導要領」において英語教育は、小学校5年・6年生では「外国語」という教材として設定された。文部科学省も小・中・高等学校を通じた英語教育に力を入れる方針であり、さつま町の子供たちにも質の高い英語教育を受ける環境が必要だと考えるが、このことに対して教育長は、どう考えているか。また、現在の専科指導ができる人員とALTの人員数で十分だと考えているか。</p> <p>(2) 「さつま町英語力向上推進事業」について、平成29年度から町単独事業として財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語検定の受講料を補助しているが、今後、英語教育の低年齢化により、小学生で初めて英語検定を受ける人数が増えると予想されるが、現状に加えて、5級の受験者へも補助を拡充する考えはないか。</p> <p>2 子育て世代に対する支援の拡充について</p> <p>(1) 不育・不妊等の出産前の困りごとに関する相談に対する人員設置数及び相談を受ける手段と相談件数について、現状はどのようなになっているか。また、これらの相談者の声に対して、どのような対策を講じてきたか。</p> <p>(2) 2021年から、国は「不育症検査費用助成事業」を行うなどの支援拡充をしてはいるが、実際に指定の専門病院へ通う費用の助成はない。さつま町の少子化対策及び人口減少の課題解決への一つとして、新たに助成を始める考えはないか。</p>

令和3年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和3年6月17日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	教 育 長	原 園 修 二 君
総務課 長	原 田 剛 志 君	企画政策課 長	角 茂 樹 君
財政課 長	富 満 悦 郎 君	保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課 長	原 田 健 二 君	子ども支援課 長	藤 園 育 美 君
農政課 長	山 口 泰 徳 君	耕地林業課 長	櫻 伸 一 君
商工観光PR課 長	市 來 浩 二 君	ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君
学校教育課 長	界 敏 則 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程表のとおりであります。

---

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数  
の制限はありません。質問通告に従って順番に発言を許します。

まず、2番、平山俊郎議員に発言を許します。

〔平山 俊郎議員登壇〕

○平山 俊郎議員

1年生議員の平山でございます。質問の1番ということで非常に緊張しております。

それでは、通告書のとおり2項目について質問をします。

1項目目が新型コロナウイルス禍における経済的支援でございます。

さつま町では、新型コロナウイルス感染症の陽性者が昨年9月3日からこれまでに16人発生  
しております。町としては、これまで感染防止対策を講じられ、また、ワクチン接種も進みつつ  
ありますが、夜間の酒類を提供する飲食店、特に居酒屋、スナック、カラオケ店等に対する経済  
的な支援等の対策については、どのように考えられているのか、次の2点のことについて伺いま  
す。

まず、1点目は、町内の夜間酒類を提供する店、特に居酒屋、スナック、カラオケ等などが現  
在どのような営業実態であるのかについてどの程度把握されているのか。

2点目、これまでに入手した情報によりますと居酒屋、スナック等は、どの店も非常にひっ迫  
しているというのが実情であります。このような夜間の酒類を提供する飲食店に対して、これま  
でどのような対策を講じられてきたのか。また、新型コロナウイルス感染の収束が見通せない中、  
今後新たな支援対策を講じていくのか。

次に、2項目であります。自衛隊誘致についてであります。

さつま町は、合併当時2万5,688人だった人口が16年後の現在では2万人を割っている  
状況であります。予想以上に人口減少が進んでいます。人口減少によって様々なことが課題とな  
って出てきており、購買者の減少による商店等の衰退、地域の疲弊などがあります。

そこで、これらの課題を解決する一つの手段として、民間団体等が主体となって数年前から自  
衛隊誘致に取り組まれているが、町長はこの自衛隊誘致に関してどのように考え、また、今後推  
進していく考えはないか、お聞かせください。

以上です。

〔平山 俊郎議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。平山俊郎議員からの質問についてお答えさせていただきます。

まず、1つ目の町内の居酒屋、スナック等の営業実態についての御質問でございます。

新型コロナウイルスのこの影響につきましては、あらゆる産業にも大きな影響を及ぼしてきて

いるところをごさいます、特にこの飲食業の中でも居酒屋、スナックなどにつきましては、大きな影響が出ているところをごさいます。このような中でも居酒屋の中には昼の弁当を販売したりとか、テイクアウトに取り組みられているところもごさいますけれども、スナックにおきましては、夜の営業のみということになっておりますことから特に顕著でございまして、中には休業されている店もあるようでごさいます、非常に厳しい状況であると認識いたしているところをごさいます。

2つ目の今後の新たな支援対策についての御質問でございまして。

町では昨年5月から6月にかけて、商工業を営む中小事業者への支援といたしまして、中小業者事業継続緊急支援事業に取り組み、前年同月比で事業収入が20%以上減少している中小事業者に対し、10万円の助成金を交付したところをごさいます。

また、昨年9月からは、町民1人当たり1万円の商品券に引き換えいただく、さつま応援商品券事業も実施いたしているところをごさいます。これにつきましては、1万円の商品券のうち飲食店で利用できる券が3,000円分、中小の事業所で利用できる券が4,000円分、大型店を含む全店共通券が3,000円分の商品券でございまして。郵便局でのこの引換え率は98.4%でございまして、引き換えられた商品券が使われ換金された率は98.3%で、金額にいたしますと約2億58万円、うち約7,000万円が飲食店で利用されたことになっているところをごさいます。

また、本年度は県の事業継続緊急支援金に対する町独自の支援金といたしまして、飲食店、タクシー、代行、宿泊業について県の事業の対象にならなかった令和2年12月から令和3年2月までの売上が前年同月一月の10%から50%未満の減少率の事業者に対しまして、上限10万円の支援金を支給するもので今月末までの受付を行っているところをごさいます。

この事業は、飲食店等のほかの中小事業者に対しましても県の対象者にならなかった10%から70%未満の売上が減少した事業者に対しましても上限10万円の支給を行うものになっているところでありまして。

さらに、現在、昨年実施いたしました、先ほど申しましたが町民1人1万円の商品券として、第2弾となりますさつま応援商品券の準備を行っておりまして、昨年同様の3種類の商品券の引換えが7月1日から実施できるよう、今現在準備を進めているところをごさいます。

また、県におきましては、時短要請を受けました一部の地域への店舗に限定せず、コロナの影響で売上が半減した事業所に法人が上限30万円、個人事業者が上限15万円を給付する補正予算を6月議会に提案されているところでありまして。

加えまして、お客様が安心して来店ができる対策を講じている店であることをしっかりと知らしめていくというようなことから、飲食店が実施している新型コロナウイルス感染対策を第三者が確認し、認証する新たな制度を始めることにしており、これらの対策のため飲食店が亚克力板や消毒液などの購入費に対しまして1店舗当たり上限10万円を補助することとしているところでありまして。各店舗におきましても、ぜひこの事業等の取組をしていただきまして、お客様が安心して来店できる、大丈夫だと認めていただくことも非常に大切かと思っていることから、これにつきましても推進を図っていきたく思っているところでありまして。

町としましても、この購入費など10万円を超える飲食店があった場合につきましては、その差額につきましても助成できないかも検討してまいりたいと考えているところでありまして。

さらに、このほかにも国、県の動向を見ながら支援が必要となった場合には、新たな支援も検討していきたく思っているところでありまして。

次に、2点目の自衛隊誘致に関する御質問でございまして。

防衛施設の誘致の関係につきましては、御案内のとおり平成30年5月、町商工会から提出されました請願を受けまして、議会におかれましては同年6月に全会一致で採択され、誘致運動の推進についての申入書が当時、町長へ提出されたところでございます。これを受けまして、町としまして誘致に伴い発生する経済面をはじめ防災など幅広い地域活性化への効果が期待されますことから、議会からの申入れを真摯に受け止め関係機関等の御意見、アドバイスをいただきながら防衛省をはじめ関係機関への要請活動を行ってきたところでございます。

また、町商工会におかれましては、いち早く町内の各種団体に呼びかけられ、防衛施設誘致推進協議会を設立されまして、誘致に関する独自の取組の推進や行政と一体となった活動も展開されてきているところでございます。

しかしながら、この誘致事務につきましては、国政の柱の中でも国防というトップシークレットの部類に位置する事務だけにございまして、通常の企業誘致事務などとは異なりまして、取り組み方も異なり大変苦慮している部分も多いのが実情でございます。

国の中長期の防衛計画の中でも九州、特にこの九州南部、南西諸島を含みますけれども、九州南部を中心とするエリアには国際的な課題が発生していますことから、我が国の防衛上の重要な地域の位置付けとされているようであります。国防上、重要なエリアとして、またさつま町のような内陸部に位置する地域にとりまして、どのような施設や部隊が誘致の可能性があるのかにつきましては、トップシークレットの部分等もございまして計り知れない部分もございまして、引き続き関係機関と連携し、この誘致の実現に向けて精力的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、国の受け止め方といたしまして、自衛隊誘致が展開されている自治体でもまち全体の雰囲気重要視されていることも感じておりますことから、今後、取組の推進に当たりましては、議会と一枚岩になってお力添えを賜りたいと思っております。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○平山 俊郎議員

質問の1点目です。新型コロナウイルス禍の影響は、あらゆる産業に影響を及ぼしていることは間違いのないことだと思います。特に居酒屋、スナックなどの影響は非常に厳しいです。テイクアウトできる店にあっては、ある程度の支えにはなるとは思いますが、それもままならない店が大半だと思います。実態の把握については判りましたので、1点目の質問は、これで終わります。

2点目です。町ではこれまでに新型コロナウイルス対策としていろいろな対策を講じられ、またこれからも県と協力しながらいろんな分野に支援していくということで力強く感じているところであります。その中で町の町民全員に1万円の商品券の発行についてであります。換金率が98.3%だったということには本当に驚くとともに、町民の皆様が待ち望んでおられた結果だと思います。また、このことは町全体の活性化に効果的であったことが伺えました。飲食店で利用できる券が3,000円で約7,000万円が使われたということですが、このうち居酒屋、スナック等では幾らぐらい使われたのか教えていただきたいと思っております。

#### ○商工観光PR課長（市来 浩二君）

ただいまありましたように、昨年の商品券につきましては、飲食店で約7,000万円使われております。この中で居酒屋、スナック等で使われた金額としましては、集計しましたところ約1,100万円ほどでございます。率にしますと飲食店の中に占める16%という数値になっているようでございます。

以上です。

#### ○平山 俊郎議員

1,100万円、16%です。非常に低いですね。スナック、居酒屋等がひっ迫するのが判ります。この7,000万円のうちほとんどがほかの飲食店、こういう酒類を提供しない、夜間のスナック、居酒屋、そういうところにはあまり行っていないということでございますね。ですから、これをもうちょっと今後こういう商品券を発行する際は、こういうスナック、居酒屋、こういう夜間の酒類を提供する、その場所に直接この部分だけに行くんだというようなことも考えていただきたいと思います。

居酒屋、スナック等は客がほとんどなく開店休業の状態であります。休業したいが補償は何もない。しかし、家賃は払わないといけない。仕方なく開けているといったのが実情であります。本年度も昨年に引き続き1万円の商品券が発行されるということで、皆さんが期待されていると思います。

次に、南種子町では、感染防止と経済協力の両立を目指す取組として、新型コロナウイルス対策がなされているかなどについて行政が点検し、合格した店に独自の認定証を交付するなどして飲食店等の活性化策を講じているとのこととあります。必要な資機材は無償で提供するということがあります。これは先ほど町長のほうから話がありましたが、県が実施しようとしている対策に準ずるものであるのか。また、町も県の対策に準じて実施するのであれば、どのようなものであるのか、具体的にお聞かせください。

#### ○商工観光PR課長（市來 浩二君）

先日、南種子町は、やはり国に先行してやっておりました山梨県の山梨モデルという基準を定めたものがあるんですが、それに基づいて南種子町のほうも設定をしていると思っております。

それと鹿児島県が今回、先ほど町長のほうからもありましたように、そのような第三者に委託して店舗を回って認証するという制度につきましても、これも山梨県を参考にしたものでありますので、基準としましては少し厳しくなってくるのではないかとということで、そういうものをクリアすれば、やはり店に行く方についても安心して行けるようになってくるということで考えております。

#### ○平山 俊郎議員

判りました。山梨モデルということですね。

先ほど町長のほうから話がありましたように、もしこういうのに取り組んでいかれるのであれば、必要な資機材、これは無償提供ということになるのでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

今回、県が実施いたしますこの事業につきましては、アクリル板や消毒液などの購入費に充てる1店舗10万円ということを用意いたしております。先ほど申しましたようにこれ以上その対策で費用がかかるようであれば、町としましても何らかの支援をしていく必要があるのかなど考えておまして、これについては、今後検討させていただきたいと思っております。

#### ○平山 俊郎議員

検討していただきたいと思います。

とにかくさつま町の活性化には感染防止と経済活動の両立が必要不可欠であると思っておりますので、あらゆる施策を検討していただきたいと思っております。

2点についてもこれで終わります。

次、自衛隊誘致についてでございます。

参考までに今月4日の南日本新聞の一面に「南種子町、自衛隊関連施設誘致へ」という見出しで大きく掲載されておりました。西之表市が誘致に反対しているということで南種子町と中種子町

が誘致に積極的に動いており、誘致合戦が今後厳しくなりそうなどの内容でありました。

町長は選挙告示日の出陣式場で人口減防止策の一つとして、若者にさつま町に入って来てもらうには自衛隊誘致は大切だ、さつま町の高齢化社会を食い止めるためにも自衛隊誘致は大切な事業だなどと話されたということですが、私も大賛成であります。

先ほど町長はこれまでの誘致に関して取り組んできた経緯などについて話され、また、今後の取組については、誘致実現に向けて精力的に取り組むという姿勢を明らかにされました。

今後、官民一体となって自衛隊誘致をこれまで以上に積極的に推進すべきだと思いますが、これまででは官民一体、特に民のほう商工会を中心として企業、団体等が積極的に推進してまいりました。ある程度の土台ができてきていると思います。今後は、官のほう、官の長である、また町民の代表である町長が全面に出て積極的に押し進んでもらいたいと思います。

再度、町長の決意をお聞きしたいと思いますのでお願いします。

#### ○町長（上野 俊市君）

防衛施設のこの誘致の関係につきましては、私も副町長時代に日高前町長の下におきまして精力的にこの誘致活動に努めてきたところでございます。これまでに熊本の西部方面、総監部に2回、それから東京の防衛省のほうに3回、福岡の九州防衛局のほうにも3回、私も行ったところでございまして、その中で非常にこの誘致の関係等につきましても強く要望を重ねてきているところでございます。

御案内のとおり、本町は過去に3回ほど大きな災害に見舞われているところでございます。いずれも自衛隊のいち早い救助、復旧等の支援を受けた経緯もありますことから、やはり身近にこの自衛隊の隊員が常駐することによりまして住民の安心度と申しますか、そういうのも高まるとともにこの人口増にもつながっていくものと考えています。人口増につながるによりましてこのまちの活性化が図られ、加えまして地域のこの医療関係につきましても整備が進んでいくものかと思っているところでございまして、このようなことからこの誘致の関係等については全般的に大きく、このまちの活性化等に寄与するものと思っているところであります。

このようなことから、この誘致の件につきましては、今後におきましても関係団体としっかりと連携を取りながら前へ進めていきたいと思っているところでございます。

#### ○平山 俊郎議員

これは自衛隊誘致というのは町にとっても非常に重要な問題であると思っております。今後、やはり官の長、町民の代表である町長がもっと前面に立って動いてもらいたいと思っておりますので検討をよろしくをお願いします。

また、議会もさつま町が活性化するための大きな問題でありますので、一枚岩となって積極的に推進していくということでございます。

以上です。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、平山俊郎議員の質問を終わります。

次は、14番、川口憲男議員に発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

#### ○川口 憲男議員

おはようございます。私もここにこうしてまた一般質問ができるという町民の負託を得まして非常にうれしく思っております。町長もさきの町長選、町議会選挙のときに無投票という形で当選をなされました。町政のリーダーとして、これからのさつま町の船長としていかに導かれるか、私、議員としてもまた町民も大きな期待と順風満帆な町政運営に町長の言動や動きに注目してい

るところではないでしょうか。

先般の選挙公約を見ますと6つの公約を掲げて、所信も掲げられて、また所信も述べられました。どの項目も新しいさつま町には大事なことで、以前から取り組まれたことが形として実態が見えないところでもありますが、県内、県外の首長も同じような公約を掲げて選挙に臨まれています。町長としてコロナ対策や人口減少と課題は多く、職員も新たな方向性に苦慮しているところもあるのではないかと思います。6項目全てを聞きたいですが次回に回して、今回は次の2項目について町長の所信を伺いたいと思います。

まず、学校教育、家庭教育の充実と地域振興とあります。特に地域振興は高齢化が進み地域の実情は仕事、活性化等に全ての地域の存続にも町長も危惧されている、いかなる施策で地域振興に取り組まれようとしているのか。リーダー育成や地域の活性化等に万全な施策を考えているのか。具体策を伺いたい。

学校教育、家庭教育の充実は地域の子供を育てる基本であり、まちの基本であります。まちづくりは人づくりでもあるとよく聞きます。地域が充実することでもある。地域に若者が定住を図ることや地場産業や後継者等が増えることが地域振興へのプラスになると思うが、人口減で具体的な策がないのは国、県、そして町としても策がない状況であります。コロナで地域での語らいもできない、そういう状況にあります。町長の具体策を伺いたいと思います。

2問目は産み育て、安心して暮らせるまちづくり、交流・関係人口増対策、スポーツ大会等の誘致、広域連合による観光振興を訴えられている。人口減・人口増対策はこれまでも多くの方々が一般質問でされてきました。まちのリーダーとしていかなる施策で人口増を図られる考えなのか。定住対策や子育て支援等は十分過ぎるとも感じますが、さらなる具体策の考えがあるのか。現実的に国では新たに子ども庁を新設する動きもあるが、手をこまねいている状況ではないでしょうか。町民の声の中に商工業の振興、農林業の担い手の不足など、深刻な問題と訴えられています。まちの課題として町民一体となって取り組む時期ではないでしょうか。1期4年間、短いです。公約として掲げられました町長がこの厳しい時期にさつま町のかじ取り役として荒海の航海に船出されました。厳しい試練や難問が待ち受けていることでしょうか、まちが1つになって取り組むには、自分の言葉で方向性や思いを述べられることではないかと思います。私たちも同じ道を進む新たな船の羅針盤が見えるのではと、おこがましい言葉ではありますが、町長の率直な思い、具体策を伺います。

これで1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

## ○町長（上野 俊市君）

それでは、川口憲男議員からの町長公約の推進策についての御質問がありましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の定住対策や地域組織の在り方など、地域振興の具体的な対策についての御質問でございます。

まちが元気で発展するためには住民の生活や営みがより一層安全で平和で健康的で便利で豊かであり、これらが持続可能であることが向上する一つの要因かと思っているところであります。その基盤につきましては、まちに住む人や訪れる人、そしてこのさつま町をまちの外からではありませんけれども思っていていただく、愛していただく、こういう人でございます。移住定住の推進につきましては、今、暮らしておられる町民の福祉の増進とともに持続可能なまちの形成には欠かすことのできない取組であると思っており、このことにつきまして私は重要課題と捉えまして横

断的にかつ総合的に取組を進めるべく庁舎内にプロジェクト的なこの検討組織を設置しまして対策を検討し推進していきたいと考えているところでもあります。この場におきまして様々な今行っておる定住対策等々の検証を行いながら、新たな定住対策に向けた議論というのを深めていきたいと思っるところでもあります。

また、地域振興におきましても人口減少や少子高齢化が加速的に進んでいる現状に加えまして、現在のこの新型コロナウイルス感染症という経験したことの無い危機の渦中におきまして人々の活動や行動が制限され、地域における目標や計画、取組も変更を余儀なくされている現状にありまして、組織内のこのつながりといいますか、その希薄化も進んでいるのではなからうかと考えているところでもあります。

私はこのハード面や各種の補助の支援などのソフト面の充実を図りますとともに地域組織の在り方につきましても地域の中長期的な姿を見つめながらフルセットの組織体制を維持するのではなく、その地域に合った、その地域の特色を生かしたその体制の見極めを検討してまいりたいと考えているところでもあります。

行政側から公民会側へお願いしている事項等につきましても過重負担とならないような検討も進めていきたいと思っるところでもあります。

次に、2点目の交流・関係人口増への具体的対策についての質問についてお答えいたします。

御質問のように全国的な人口減少の中、本町にとりましても人口減少問題は大きな課題であると認識いたしているところでございます。交流・関係人口につきましては、毎年、県が行っております観光統計調査の数値を参考にしますと、令和2年で102万人余りとなっているところでもあります。この数字につきましては、入場者がカウントできる公園、観光文化施設、物産館、宿泊施設等の利用者数であることを申し添えておきます。この交流人口につきましては、コロナ禍の影響もありますけれども、7月に法人化されました一般社団法人さつま町観光特産品協会を中心にした観光各種事業、それから川内川のかわまちづくり観光振興部会等、近隣自治体と連携した広域観光ルートづくり、観光などの観光推進事業や台湾クルーズ船の誘客への支援などにも取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

さらには、地域高規格道路の北薩横断道路のこの宮之城道路が本年3月に事業決定をいたしたところございまして、また近い将来、この広瀬インターが完成することによりまして本町へのアクセスも高まることと思っるところでもあります。これらを活用しました観光客の誘致、それからコンベンションタウン、さつま推進協議会の取組もこれまで以上に合宿や大会の参加の中心的役割を担う学校や各世話役の下にも私も自ら足を運びセールスを行いながらPRに努めていきたいと思っるところでございます。

このような取組をしながら交流人口、観光人口の増加へつなげていきたいと考えているところでもあります。

[町長 上野 俊市君降壇]

## ○川口 憲男議員

ただいま2問について町長から答弁をいただきました。

私も地域の活性化が急務であることは物すごく痛感しております。先ほども申し上げましたけれども、農業の担い手や地域のリーダーとなる役員の成り手も様々なところで不安を聞きます。また、地域の活性化にも地域コミュニティーの持続可能な活動が地域の実情を把握した取組が不可欠だと考えております。

先ほど答弁の中にもありました町長も重要課題と捉えて横断的かつ総合的に取組を進めるべく検討組織を設置して対策を推進するということでしたが、再度お伺いいたしますが、今こういう

中におきまして、以前にも質問いたしました、これからは本当にこういうふうにして地域の活性化が急務であることを感じておりますが、再度、町長、答弁をお願いします。

#### ○町長（上野 俊市君）

地域の活性化の関係等についてでございますが、私も選挙の期間中、町内の各地区を見て回ったところでございます。見て回りましたというか回ったところでございますけれども、その中で感じたことは、やはり地域のこの人口減少が進んでおりまして、空き家が非常に多くなってきている。それから、地域の担い手不足となってこの中山間地域といわれる地域によりましては農地の荒廃、それから放棄地が増えてきているというのを改めて、また実感として感じたところであります。

そういう中で話を聞いた中では、やはり地域のこのつながり、地域を担っていただく方々がいなくなってきていると、やはりリーダーといわれるような方々が本当に少なくなってきていて、その地域の集落の維持も難しいんだというような話も聞いたところであります。それが実態かなと私も考えているところでございます。

先ほど申しましたように各地域にはその各地域の持つ特色等もございます。一緒くたに金太郎あめみたいな形での政策というのはもうなかなか難しいのではなかろうかと思っております、やはりこの地域に応じたような、その地域の持つ特色、その地域に応じたような対策を講じていく、検討していく、こういう時期に来ているのかなと思っております、今後そこらあたりの観点からもこれを進めて行きたいと思っております。

#### ○川口 憲男議員

おっしゃることは重々判ることです。地域の特色を生かした活性化が必要だということもございます。本当にそうおっしゃるとおりなんですけれども、そこにどういう手立てができるのか。今地域ではそれに非常に苦勞しているところが現状でございます。地域を回られて実情が十分把握できたということを答弁いただきました。

前町長にも申し上げましたように空き家が相当増えて、また周囲が屋根が落ちて地域ではどうにもならない、そしてまた住民でもどうにもできないということも私も述べましたけれども、やっぱりそういうところにも対策を取って明るいまちづくりができていけばいいんじゃないかと思っております。

私は地域活性化には、地域が元気であることが一番だと思っております。そういう施策がどういものなのか、地域の方々ともいろんなこととお話しするんですけれども、高齢化によりそれが危惧されているところは非常に多いです。

一つには、以前から述べていらっしゃいます若者の定住、これが一番だと思います。そして、元気な子供の声が聞こえること、それが地域の経済につながることはないかと思っております。

個別に名前を挙げることはあれですが、今現在では柘野区ではさつま町で一番小さな校区です。そのところが校区を挙げて農業生産づくりの基盤をやろうとしております。一生懸命です。そういうところの区も地域の活性化に努力されているところがあるんですが、それにはやっぱり校区、集落が一体となった取組をやっつけていかなきゃならないところにあるんじゃないかと思っております。それには農政課がしている集落営農ですか。こういうことの推進とかいろんなことの対策があると思うんですが、別な考え方をしますと今を考えるか、将来的に学校教育や社会教育の中でも子供たちの人材育成、地域に残れるような人材育成を目指していくことも大事じゃないかと思っております。いろんな文章の中にもあります。夢の持てるまちづくりをどうしていくかということは振興計画等にも出てきております。町長の捉え方はこういう夢の持てるまちづくりに町長はどういうふうな捉え方をして進もうとされているのか、伺いたします。

## ○町長（上野 俊市君）

定住対策といえますか人口減対策も全体的に含めてですけれども、先ほど申しましたように今いろいろ取り組んでおります定住対策の関係、子供支援の関係、それから学校教育の関係、もろもろやはり最終的にはこの人口増につながるといえますか、このまちに住んでいただくための施策として今進めているところでありまして、これをそれぞれの今やっている部分をもう一回しっかりと現実的にそれが合っているのかどうかというのを検証しながら検討していく組織をこの役場内に立ち上げたいということで思っております、これを機能的に動かしていきたいと思っております。

やはり、地域を活性化するには私は人だとやっぱり思っております。やはり言い方は悪いですが、けれども、本当にこの馬鹿になってやってくれるような方々をつくっていくといえますか、そういう形でないとなかなかこの地域の活性化というのも難しいものと思っております。

集落長の公民会長さん方もほとんどが1年で大分かわられます。やはり今からこの地域、公民会をどげんかしようかというときにやっぱり次に交代されるというようなこともありまして、これについてはなかなか2年、3年、こちらがしてくださいということはできませんけれども、そういうような状況にあってなかなか継続した取組ができていないというのも現実ではなかろうかと思っております。

なんとかこの地域を引っ張っていく地域を動かすような人をつくっていくような対策というのを、これは具体的にどげんことをずっとやということとはちょっと申し上げられませんが、やはり私としては今だからこそ、やっぱりそういう人材をつくっていくべきかと思っております。

やはり地域が元気でないとまちが元気にならんと私は思っております。ここについては何とか職員共々知恵を絞ってこれをしていきたいと思っております。

## ○川口 憲男議員

私も町長、危惧されているところの本筋というのは大まかに判ります。だから、私たち議員としても何ができるか、そこをいろいろ勉強していかなきゃならないし、また、地域へも訴えていかなきゃならないと思っております。

再度、町長の言葉にありましたように庁舎内にもこういう人材育成等も検討する、あるいは地域づくりを検討する組織を庁舎内でも設置するという言葉をいただきました。具体的にはどういうふうになっていくか、ちょっと判りませんが、以前、各担当課といえますか、いろんなところで仕入れました、仕入れましたという言葉はおかしいですね、資料をいただきました言葉の中にあるいは移住定住促進関係の転入の状況、それから体験塾等いろいろ庁舎内で検討はされております。そしてまた努力もされております。しかし、この分、体験塾等はコロナの関係でどうにもできないところがあるんですけども、やはりこれも一体化してみんなが協力してやっていくべきことにあると思うんですが、そこで町長、私の提案です。先ほどから平山議員のところにもありましたけれども、町民が一体となって取り組むまちづくり、これが必要だと、私もこれを痛感しております。これは仮称なんですけど、地域課題の解決に取り組む集団、先ほど組織をつくるという、検討するというをおっしゃいました。地域課題の解決に取り組む集団、「さつま町SDGsの明るい農村」、これはあくまでも仮題ですからこういう命題じゃないですけども、こういうふうにして地域の活性化、経済環境、そして人口減、人口増を目指すまちの取り組みの推進が必要でないかと私は痛感しております。町長、私、ちょっとおこがましい言葉だったんですけど、どのような考えでしょうか。町長の考え方は、お示し願います。

## ○町長（上野 俊市君）

今、御提案いただきました。私が先ほど来、申し上げておりますように、本当にこの多角的な方向からも検討していかなことには一方向だけでは解決できないという思いはあります。ですので、横断的なこういうプロジェクト的な組織をつくりまして横断的な立場で政策を進めていくと、その中にこういう町民が一体となったまちづくりも検討していきたいと思っております。

私もこの選挙の中で無投票という形になりまして、選挙後につきましてもやはり無投票ということで全員の町民の全幅の信頼を得たわけではないということを申し上げてきております。そういうふうなことからいろんな各種の団体、それから地域に今コロナ禍の関係等でちょっと難しいことではありますけれども、これが落ち着いたら各地域にも足を延ばし、それから各福祉の団体とも本当にこのさつま町に何が必要か、どういう形を進めたほうがいいのかという議論も進めていきたいと思っております。そこで具体的なことも検討しながら1つでも2つでも前に進む、それで本当にさつま町に住んでみたい、さつま町に住んでよかったといわれるようなまちづくりに向けて鋭意検討していく考えでございます。答えになっているかどうかわかりませんが、そういうことでございます。

#### ○川口 憲男議員

力強い言葉というか、1つの意気込みでその先ほど申し上げられました庁舎内での人材づくりとかいろんな地域づくりの組織の検討ということがありました。これも相当、1歩でも2歩でも進む段階じゃないかと思えます。まずこういう気持ちを持っていらっしゃるから、一概に今すぐにとということもできないでしょうけれども、少しずつ職員と一緒にあってそこあたりも取り組んでいただけるよう要望して、この1問目は終わりたいと思えます。

2問目のこの交流・関係人口増はどういうふうに取り計るかということも1問目とかぶる点もあるんですが、2問目、この人口増を図る考え方をちょっと町長にお伺いしたいと思えます。

先ほども申し上げますように地域の経済というのは物すごく疲弊しております。平山議員の中にもありましたように地域商店街、この人方も人の交流がない分が相当いろんなところで商売が行き詰っているということを私も聞きます。そういう経済振興の中にも人口増というのは重要な課題だと思っております。

町長が人口増対策について交流・関係等で人口増を図るということを述べられましたけれども、確かにその観光あるいはスポーツ振興、そういうようなので人口の交流はあると思うんですが、そこは人口増にどういうふうが増えていくのか。観光振興を含めてそこらのところでどういうふうにしたら交流・関係等で人口増につながるとお考えなのか、その1点を伺いたします。

#### ○町長（上野 俊市君）

交流・関係人口の関係等についてでございますけれども、これにつきましては、これで人口増がすぐできるという話ではございませんで、この観光にこちらのさつま町のほうに足を運んでいただく、スポーツであり観光であり、いろんな用途におきましてここに足を運んでいただく、その交流、それからさつま町に関係を持っていただく人々、それが関係人口ということで、この方々を非常に呼び込みながら、このさつま町に最終的に住んでいただければと思うような取組を進めていくということでございます。そういうことつながりを今やっていますのがスポーツコンベンションとか、ダムインフラツーリズムの関係等で外から来ていただいて、このさつま町を味わっていただいて本当によかったと、また来たい、これだったら住んでみたいと、これをそちらの定住のほうにつなげていくということをやりたいと思っております。

関係人口の関係等につきましても、さつま町と何らかの関わりを持った方々をしっかりとつなぎ止めながら本町のほうに最終的に住んでいただく、定住していただくというようなことを進め

ていきたいということでございます。

#### ○川口 憲男議員

答弁の内容、十分承知いたしました。

今、町長の言葉の中に足を運んでいただくこと、それからさつま町との関係を持っていただく、そういうつながりを持って定住増につながるということの答弁がありました。

町長、こういうことを御存知ないですか。今、いろんな人たちが一人キャンプというのを物すごく望んでいらっしゃる、望んでいらっしゃるというか、そういうことが広まっているんです。その中であって、今いろんなところを私も聞いたんですけど、枕崎の日御碕灯台ですか、日御碕の公園、それから藺牟田池、一番近いところでは藺牟田池が一番喜ばれているそうです。しかし、雨が降ったらあそこはもう路面といいますか、下がもうびちょびちょでとてもできるような状況ではないと、そうしたときに私のところの平江のキャンプ場、ここも非常に一人キャンプをされる方には物すごく望まれているところでもあるそうです。そういった関係で、つい私、先週、私のところにもそういうところはないかとか、こういうところを推進するところはないかということの電話が来ました。

町長が先ほど川内川流域の改修とかいろんなことをして、それからそういうふうにもつなげたらということをおっしゃいましたが、その足を運んでいただく、関係を持っていただく、そういう関係の中じゃ、こういう今申し上げたのは全部鹿児島市とかよその地区の人です。町内の人ではないです。それでどういうことをするんだろうと思って1回は見に行ったんですけど、1テントの中に女性の1人とか、男性の1人グループとか、そういう1人グループが何人か集まって、そういうグループ組織をつくってしていると、こういうことも町長がさきに述べられました何らかの関係を持つ人をさつま町に呼び込む、こういうことにもなるんじゃないかと思っております。私にもそういうところの推進をしてくれと、場所をつくってくれと、県立公園には物すごく制約が難しく、またあそこに行くという人はいないそうです。そういったところで川内川流域のところで見ながらとか、紫尾山の周辺がよかとじゃと言ったんですけど、独りのんびり週末を過ごす、そういう人たちも増えています。そういう人たちから人口増とかあるいはさつま町に住んでみたいというふうにもつながると思います。

そこで、町長が人口減対策で所信表明で総合的に検討する組織を庁舎内に設置するという考えを示されました。具体的にはこういう課は、私ももらっているんですけど、こういう定住促進関係の部署がするのか、それとも具体的にそういう係をつくるのか。そしてまた何名ぐらいでそういうことを進めていかれるのか。そしてまた時期的にはもう早急に始める考えがあるのか。その辺のところを具体的に示せないものなのか。私もこう言うのは先ほど申し上げましたように非常に応援していきたいし、非常にいいことだと思っております。どうなんでしょう、町長。こういう人口増対策でこういう担当課をつくるという考え方が示されましたが、これはどういうふうに具体的に考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

#### ○町長（上野 俊市君）

若干、ちょっと誤解の部分等があるかと思しますので申し上げておきますけれども、私が申し上げたいのは人口減対策というのを今それぞれふるさと振興課とか商工観光PR課、それから子ども支援課、様々なところで様々な取組を行っているところであります。なかなかこれがそれぞれで点で動いている部分等もございまして、やはりこれを先ほど来、申し上げますように横断的につなぎ合わせてしっかりとそこがこの動くような形での、もう一回先ほども言いましたようにそういう施策の検証を行い、今何が必要な施策なのか、何が住民と本当にこっちにまちにきたい人は何を求めているのかというのをそれぞれの課が集まってそこでしっかりと議論して、そ

それを精査して政策につなげていくという組織でありまして、新たに課をつくるとかというのはまた次の段階等でごさいます、今、私がやりたいのは本当にそこをもう一回統括的に、総括的にそれを検証し、具体的な見直し等も進めながらやりたいということで、このプロジェクトチーム的な組織をとりあえず早く立ち上げまして、これの推進役とかというのは今のところ不在となっておりますけれども、副町長なりそういうところがしっかりと抑えながら、経過等も抑えながら、しっかりとそこをまず動かしていきたいと思っております。その次にその課の見直しとか組織の再編というのは次の段階に来るものと思っておりますのでございます。

#### ○川口 憲男議員

判りました。一概にそういう行政改革の中でもあるだろうし、できないところもあるんじゃないかと思っております。

先ほど申し上げましたように地域といいますか、県内の中にもそういうふうにしてさつま町に足を運んで引っ越ししてみたいと、こういうところに住んでみたいというような気持ちになっていくような雰囲気づくりは私たちでもできることじゃないかと思っております。ぜひ、横断的に町長が進めるということでしたので、これは非常に早い対策が必要だと思っております。先ほど申し上げました地域振興の中でも、それからこういう人口減、人口増に対しても非常に早いスピードで動くことが大事じゃないかと思っております。

最後になりますが、町長は政治信条で「為せば成る」、この意気込み、「共に知恵を出し合い汗をかく」、まちづくりの意気込みは、これには私も痛感いたします。全くそのとおりだと思います。また、そういうふうにして動いていかなきゃならないと考えております。

今、コロナウイルスワクチン接種が始まっておりますが、感染等が非常に厳しい中、町民一体が努力してこれに対応する、コロナを防疫する、排除する、このことが大事だろうと思っております。いろんな今朝の新聞等を見ましても、ワクチン接種も町内では私は非常に進んでいるんじゃないかと思っているし、いろんな批判とかそういう言葉は聞いておりませんので、これから先も町長主導でそこらあたりも進めていただきたい。そして一日も早くこのコロナというものをこの地域からなくす努力をしていただきたいと思っております。町長が率先してこの指導力を発揮され、そして町民全体で取り組みができるような方向性を取り組んでいただきますように要請して私の質問を終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね午前10時45分とします。

---

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時43分

---

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの町長の答弁の中で、訂正の申入れがありましたので、これを受けます。

#### ○町長（上野 俊市君）

先ほど、川口議員の答弁の中で、「ばかになって地域のために」という表現をちょっといたしました。この部分については「一生懸命になってやっていただく」ということで、訂正をお願いしたいと思います。

## ○議長（宮之脇尚美議員）

次は、5番、中村慎一議員に発言を許します。

[中村 慎一議員登壇]

## ○中村 慎一議員

1年生議員のぺいぺいでございます。今回、地域に生きる皆様を代表して当選をさせていただいたというふうに思っています。地域に生きる皆さん方の心をしっかりと行政、政治に届けてまいりたいというふうに思っておりますので、思いは同じであります。ベクトルを揃えていけるように、よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

今回、町長として所信を表明されました。人口減少対策を重点課題としたいと、6項目政治課題を上げて、夢と希望のあるさつまの未来をつくるというふうに表明をされております。少子高齢化が進んで、周辺部は高齢化が進んでいます。人口減少のただ中であって、空き家が増え、敷地は広いけれども住み手がいない、鳥獣被害に農耕地も手が着けられない、中山間の担い手も高齢化が進み、役員のなり手がなく、事業継続が危うい、これまで担い手として地域を支えてきた人たちも支えられる側に回ってきています。独居高齢者の在宅支援を必要とする世帯が増えてきております。交通機関に頼れない方々も多く、乗合タクシーで必要なところまで通院とか買い物に行けるんでしょうか。このまち中でも子供が来ないと買物に行けないという高齢世帯もたくさんあります。

まだ、店舗が残っているところは、大変助かっていますが、いつまで続くか厳しい状況にあります。これが、私たちの町の現状です。

この中山間地域対策であります。もう既に20年やっていますので、もう当たり前のことになってしまっている、そういう感があります。集落でそれぞれ92の中山間集落協定、それから58の多面的機能支払交付金の取組というのがされておりますが、これらの現状、どのように把握されておられるのか、課題を捉えていらっしゃるのか、質問させていただきたいというふうに思います。

今、農家の皆さんは田植えで大変忙しいですが、この田植えが始まる前の農道とか用排水路、パイプライン、いでの清掃、管理、草払い、鳥獣害のメッシュ、電柵等々、こういった毎年の共同作業、これを中山間の直接支払制度でずっと取り組んで来られております。地域の営農が守られているというふうに思います。大変大きな存在だというふうに思っています。

田植えをした後の一面の水田の景観、それから稲穂垂れる黄金色の景色、農作業の一こま一こまを繰り返しながら農村地域を守ってきた大事なキーパーソンだというふうに思います。

しかし、現場は高齢化が進んで従事者の確保、役員の後継問題、20年前から始まりました直接支払制度なんです。最近は補助事業の手続が大変難しく、規約とか規定とか、それから計画書とか会計処理、大変難しい。それから、新たに集落、戦略の作成とか、それから制度のマイナーチェンジで補助金の削減とか、実施できなければさかのぼって返還よといったような、そういうことまでですね。

それから、耕地林業課のほうの事業については、一連の会計処理から一連の記録までパソコン処理といったようなことになっていきます。地域のおじさんたちは、大変やっぱり難しい仕事になってきているというふうに思います。これはもう自助努力でできない部分というのも多々あります。町としてこの中山間地域、どのように位置づけるかといったようなことだというふうに思います。

この人たちの活動というのは、やっぱり評価をされるべきだというふうに思うんです。担い手農家とか認定農家とか、いろいろ個々の生産農家とは全く趣旨を異にする存在だというふうに思

うんですね。やっぱり何らかの形で支援をしていかなければ、維持できない、地域の営農とかそれから農村景観ですね。集落の活動とか集落の機能的な部分というのが、この先、危ういことになっていきかねないというふうに、そういうふうに危惧しています。

もう一つ、それからこの点は、移住定住の目線で大変大事な部分だというふうに思うんですが、そういう意味で影響がないのか、お答えをいただきたいというふうに思っております。

それから、それぞれこの2つの組織、役場との縦のつながりというのがあるんですけども、団体同士の情報交換とか事例の共有とか基本的にできていないんですね。横のつながりをつくって、団体同士が連絡をし合えたら、いろんな面でつながりができるというふうに思います。この広域的な連携というのを、やはり進めていただきたいというふうに思っていますが、これに対してどうでしょうか。

それから、先ほど来、町長の答弁の中で、「ばかをつくる」とかありましたけれども、やはりコロナ禍もありますけれども、職員が庁舎内でこもって質問をされる部分というのは結構多いんじゃないかなと思うんですね。やっぱりその地域に出張って、地域をやっぱり見てもらうということをしていただきたいというふうに思います。

定年退職者のこの再任用制度、こういったのなんかも非常に去年は国調、今年はコロナ対策というふうに転々とされているんですが、こういうベテラン職員ですね、知識経験のある職員を専従職員として活用をする道はないのか、そこらを考えていただきたいなというふうに思います。

職場を離れてもこの人たちは地域で活躍していく人たちになっていくというふうに思いますので、そういう意味では定年までの5年間、しっかりと活躍する場をつくっていただいて、成長してほしいというふうに思います。

こういうことで、1つ目は終わりますが、2つ目、地域福祉の取組です。

町長の所信にこの住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる高齢者福祉サービスの充実うんぬんということで所信を述べられました。一昨年までは積極的な取組ができていたというふうに思います。

しかし、昨年のこのコロナによって想定外の事態になったというふうに思います。その間、役場からそれぞれの担い手のほうにはっきりとないままに自主的な自粛をせざるを得なかったといったようなことです。一番危惧されているのが、やはりそういう高齢者支援の活動、活動ができなくなって民生委員さんとか地域支え合い推進委員さんとか、地域サロンの主催者の方々、大変迷われたり困られたりしたというふうに思います。対応に苦慮されたというふうに思いますが、皆さん方がやめんといかんのか続けていいのか、また最近はいつから始めたらいいんだらうかと、随分迷われていらっしやいます。

こういう高齢者支援というのは、今ほとんど活動が再開されているようですが、やはりしっかりとそれぞれ指導をしていただいて、やっぱり対策を講じながらできるという、そういう取組をやったりやっていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つは、この「白男川お助け隊」「西町ささえあい隊」「紫尾ささえ愛隊」という3つの取組が、高齢者の生活支援の取組がコロナ禍でもそれぞれ有志の皆さん、または公民会長を中心に活動をされていらっしやいます。これは、自助努力でされていらっしやいます。財源的には非常に運営が厳しいという声を聞いています。

高齢者の実態調査でも支援を必要とされる高齢者ですね、これは今後も増えていくことは予想されています。特に高齢化率の高い中山間地域、こういったところは草刈り、買い物、通院の順で生活支援を望む高齢者は多くなっています。しかしながら、それを支える活動というのは、なかなか難しいようですね。

この3つの団体ですね、率先的な団体です。どのように評価をされているのでしょうか。今後の課題と取組を町長はどのようなふうに進めるつもりか、所信表明の中で考えていらっしゃるから、そういったことをお伺いをしたいというふうに思います。

もう一つは、介護認定者の平均年齢ですね。男子で83歳、女子で86歳前後です。80歳を超えると認定割合が急激に増えます。本当の人口ピラミッドを見たときに、戦中世代は極端に少ないんです。それから戦後世代が極端に多い構造ですね。2025年、2030年問題というのはそういうことですね。80歳、85歳と、団塊世代がなったときに、どんなことになるかといったようなことです。

第8期の介護保険事業計画を見ますと、余り対象者はそれほど増えないよというような計画になっております。ちょっとそこが、私はよく判らない。非常に、本当にそういうことなんだろうかというふうに見ました。

それからもう一つ、この必要とされる介護サービス、生活支援をどのようなふうに進めていくかといったようなことなんですが、今はその介護の世界では、専門職の確保というのが非常に難しいとされています。施設を定数満杯で使えない、専門職の確保ができないもんだから、全部使えないんだといったような、そういう事態ですね、起きています。

それから、ヘルパーなんかも今までやってきたヘルパーさんは何とかできるんだけど、新しいヘルパーのそういうサービスには対応できないと、新規でそういう数を増やせられないということなんですね。

将来、専門職とか職員の確保ができないと、面倒を見たくても見てあげられない、事業所を閉鎖するしかないんだといったような、そういう現実問題が出てきています。

こういう民間事業所がそういう仕事をするんですけども、事業所任せで本当にいいんだろうかといったようなことを、町として考えていただきたいなというふうにあります。

こういう事業所が厳しい状況にある中で、最後の頼みの綱である社会福祉協議会、行政機関である包括支援センター、この役割をどのようなふうにつとめるかという問題ですね。

社協はいろんな事業を実施されています。個別支援、地域支援、在宅福祉等々の多くの事業を抱えておられます。どちらも福祉を担うキーパーソンになってもらわないといけない存在であるわけですが、そのための役割を担えるだけの体制整備、推進するための人材確保、財源の確保という面からこのままでいいんだろうかという心配をしております。

最後の頼みは社協というふうにご考えておりましたが、介護の関係から県内の社協系列の居宅、ケアマネ事業所の廃止が続いています。薩摩川内市はもう廃止されました。JAの居宅も今休止をして廃止の方向ということです。小さな事業所は赤字だといったようなことですね。包括でも専門職が離職をしてきているようです。大変なことになってきておりますけれども、このそういうキーパーソンとなるような組織、そういったところへの対応ですね、関係者と十二分な協議を進めながら、これらはやっぱりこの体制を強化していくといったような、そういうことが必要になるというふうに思いますので、そういった点をどのようにお考えなのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、最後、定住問題。先ほど、川口議員のほうから1項目質疑がありましたので、その部分は省きますけれども、さつま町が合併をして人口が急減をしました。国の研究所が示す将来シミュレーション、これに似たような形で2万人を割ってきました。20年後は1万3,000人を割り込むと、そういう予想ですね。人口減少対策を重点課題としたいという所信表明をされたんですが、昭和45年の過疎法からそれぞれ議論をされてきた大きなテーマです。やっぱりこの部分は大事だと思いますので、張り切って研究を進めてもらいたいというふうに思います。議員

サイドからも関心を持って推移を見守られるというふうに思います。

このテーマですが、先ほど来、縦のつながりがあっても横のつながりがないということで、連携が取れないという話をしてきました。福祉の関係でもその役場でも同じこと、何度も説明をしたと、ばらばらで勉強をされていない、何とかできないのかという、そういう是正の声も聞いてきました。やはり、こここのところは各部門、横の連携、全体的な視点で取組を進めていただきたいというふうに思います。関係課が連携をして協議するところから初めていただきたいというふうに思っております。

その結果、住んでみたいと思う魅力あるまちというのができるのかということですね。移住定住のやっぱり基本だというふうに思います。人口減少対策、町長の言う人口減少対策と住んでみたいと思う魅力あるまち、趣旨を異にするのか、そこらをちょっとはつきりと説明をいただきたいというふうに思いますが、かつてホープタウンとか住宅政策を重点的に実施した時期もありました。価格も安く、区画も広く、しかし、後から売れ行きも悪くて在庫が残ったりしました。住宅建設は一生の問題ですから、基本とするべきは住んでみたいと思う魅力のあるところという視点ですね。これやっぱり大事なかなというふうに思います。

ちょっと私はびっくりしたのは、地域おこし協力隊と私たちのまちも採用されていらっしゃいますが、ところによっては20数名、かつては40人ぐらいからいたところもあるようです。こういう若い人たちが魅力を感じて入り込んでいく、市町村の募集とか採用とかもあるかもしれませんが、なぜなんだろうかといったような、そういう魅力のある取組というのが、やっぱり一番大事なかなと、それをする中で、この中高年者のUIJターン、そういったものも進んでいくんじゃないかなというふうに思います。

町長はどういうふうに取り組まれるのか、ひとつ基本方針の御説明をいただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

〔中村 慎一議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

## ○町長（上野 俊市君）

中村慎一議員から中山間地域対策の外2項目について質問の通告がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目の中山間地域等の関係等についての質問でございます。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年度から取組を始めまして、現在は第5期の対策ということで、その2年目に入っているところでございます。

先ほど、議員のほうからもありましたが、本町は県内でこの一番の協定数と協定面積を誇り、令和2年度の協定数は92集落協定で協定農用地面積は1,273ヘクタールに対しまして、交付金が1億2,898万円となっているところでございます。

また、多面的機能の交付金の関係等につきましては、平成26年度から現在の制度が設立されておりまして、これは令和2年度で町内組織60組織、管理用農地1,368ヘクタール、これに対する交付金が6,790万9,000円となっているところであります。

この2つの制度を活用しまして、通常、個人ではできないようなワイヤーメッシュのこの設置、それから農道水路などの施設の維持管理、補修等が行われるなど、この営農の継続多面的機能の維持が図られているところでありまして、非常に有効な制度であるかと思っているところであります。

また、近年、大雨や台風等によりまして多発するこの災害の軽微な応急対応についても、この制度を使いまして迅速に対処できている状況等がございます。営農の継続、農地農業用施設のこ

の維持管理を行う上で地域にとっては欠かせない有効な制度となっております。

しかしながら、先ほど議員のほうからもありましたように、一方でこの耕作者の減少、担い手の不足、役員の高齢化、事務処理の負担というようなことが課題となってきておまして、どうしても一つの組織だけでは解決できない、地域全体に係るような問題が多くありまして、これらが喫緊の課題と捉えているところであります。

この課題に対しまして、各組織の活動を続けている上での心配事や活動組織の状況を把握、情報交換を行う手段の一つとしまして、例年、各交付金制度に係ります活動組織の研修や説明会、各代表者、役員を集めての意見聴取やグループワーク等など行っているところであります。

今後におきましても、組織の現状把握に努めながら、日ごろからこの役場に気軽に御相談いただく体制を、しっかりと体制づくりを進めながら、各組織の取組の情報発信等も行っていきたいと考えているところであります。

また、この非常に複雑、煩雑化しているというようなことで、この事務処理の関係等につきましては、これまでも国県に対しまして簡素化について要望もしてきて、一部簡素化も図られてきておりますけれども、引き続き、これについては要望してまいりたいと思っているところであります。

2点目の各集落協定の広域的な連携の関係等についてでございます。

まず、広域的なこの連携や支援策につきましては、国も加算措置の制度を設けるなどしまして、組織の広域化を推進しているところでございます。

本町としましても、組織の再編等を検討している組織同士のパイプ役となり、組織の皆様が継続的に安心してこの活動に取り組むことができますよう、積極的に支援に努めてまいりたいと思っているところでございます。

また、事務処理をこの負担に感じておられる組織が多いことから、地域の現状を把握している人材の発掘や事務委託を検討する集落協定や活動組織との話し合いを行いながら、さつま町にあった事務委託の方法を模索しまして各組織の負担軽減につなげていきたいと考えているところであります。

この制度における町の役割としましては、組織の活動の審査、認定、指導などを行うことが主な業務となっているところであります。現在も本町及び支所におきまして担当職員が書類の作成の指導や運営の助言、工事の施工箇所の工法の検討など、組織だけでは難しい部分の助言、協力も行っているところでありまして、引き続き、ここにつきましても進めていきたいと思っているところであります。

再任用職員の活用関係等について申し上げられましたが、組織への助言、支援をより推進、充実して、町としましてどのようなこのサポート体制が必要かというのも含めまして、これにつきましては、検討してまいりたいと思っているところでございます。

次に、2項目めの地域福祉の推進についての御質問でございます。

1点目のコロナ禍の中における民生委員等の活動の現状の関係等についての質問でございます。

まず、コロナ禍のこの活動の状況につきましては、民生委員や地域支え合い推進員の訪問活動は担当地区の実情を踏まえまして3密対策のほか、電話による見守り活動等の委員各自で工夫をして、無理のない範囲での活動をお願いしているところでございます。

サロン活動についても同様に、今年の緊急事態宣言時には、活動自粛をお願いする期間はありましたが、感染予防に配慮した無理のない活動が行われている状況であり、こうしたコロナ禍で活動が制限される中、地域における見守りや住民主体の支え合い活動が大変重要であります。少子高齢化の時代であるからこそ、この地域の実情に応じた形で元気高齢者を含めた地域住民によ

る支援体制づくりを推進していく必要があると考えているところでございます。

先ほど議員からもありましたが、私も同じでございまして、感染対策を十分に取りながら進めていただければ結構ですよというお尋ねがあったところには、そのような形でお答えもしているところでございます。

次に、2点目の「白男川お助け隊」等の取組に関する関係の質問でございます。

少子高齢化の進行を考えますと、誰かの困りごとを他人事として捉えず、自分のことだとして、主体的に取り組んでいく必要があると思っているところであります。

このようなことから、お助け隊等のこの取組につきましては、活動を参考にと、町内外から問合せもあるやに聞いておりますけれども、地域の高齢化率が上昇傾向の中で、元気高齢者のこの地域貢献のモデル的な活動として評価をしているところでございます。この活動が町内に広がっていくことを期待いたしているところでもございます。

町としましても、関係の機関と連携しながら、地域におけるこの支え合いや通いの場などの活動支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の2025年、2030年問題の関係等についての質問でございます。

2025年問題は団塊世代が75歳以上の後期高齢者になることで、労働力の問題、医療問題が掲げられておりまして、2030年問題は人口減少が進み、超高齢社会で引き起こされるこの社会保障問題、それから日本経済の鈍化などが課題として上げられているところであります。

今後、この少子高齢化のさらなる進行で医療や介護を必要とする高齢者は増える一方でございます。労働人口減少による医療や介護の受入体制等の維持が懸念されているところでございます。

このようなことから、元気なうちからこの介護予防に努めることが必要でありまして、これらの事業を推進するとともに、将来に向かっては高齢者実態調査等による状況分析等を行いながら、有効な取組を模索し、持続可能な介護保険事業の展開と地域の支え合いを基本とした高齢者を支えるまちづくりの推進に努めていかなければならないと考えているところでございます。

次に、4点目の社会福祉協議会、地域包括支援センターの関係等についての御質問でございます。

町のこの社会福祉協議会につきましては、地域福祉の向上のため高齢者、障がい者の総合的な支援が必要な方に対する各種のサービスの提供、相談業務等、地域福祉全般の業務を担っていただいております。福祉の拠点施設として位置付けているところでございます。

また、地域包括支援センターにつきましては、高齢者の保健、医療、介護など様々な相談の受付や情報提供を行い、地域住民を様々な側面から支援することを役割とし、何らかの支援を要する人を地域社会全体で支える仕組み、地域包括ケアシステムを構築するための中核的な機関を担っていただいているところであります。

少子高齢化が進み、家族形態も変化する中、多様化するこの相談に答えるためにも専門職を配置する社会福祉協議会、地域包括支援センターの役割というのは非常に必要不可欠な機関でもございます。この機能、役割が果たされるよう、しっかりと連携強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3項目めの定住政策についての御質問でございます。

以前はこの定住対策に係る業務につきましては、企業誘致係ということで所管をしておりました。移住を希望する相談者や町民からも定住や移住に関する相談が判りにくいとの意見があったところでございます。そのようなことから、本町におきましては、移住定住対策を専門的かつ積極的に推進するため、新たにこのふるさと振興課及びこの移住定住係を設置しまして、雇用、居住環境、就労支援など様々な取組を行ってきているところであります。

具体的には、就農や新たな起業、起こす業でございます。起業等を検討される方には、その専門的立場の人材紹介や増加傾向にある外国人労働者や技能実習生等についても、居住環境や日常生活環境の相談など、対応窓口を一つにしまして、それぞれの所管の課に紹介する形で対応し、連携を図ってきているところでもあります。

私も所信表明で申し上げましたとおり、この人口減少対策というのは重要課題として捉えておりまして、先ほど来、申し上げておりますけれども、総合的に検討するプロジェクト的な、そういう組織を役場内に早急に設置しまして、移住定住、雇用促進、それから子育て支援等々、その総合的な幅広い見地からの対策を進めて、これらを、全体を鳥瞰する、コーディネートしていくような組織体制の整備を併せて進めていきたいと考えているところでもあります。

次に、定住対策の2点目でございます。地域おこし協力隊の関係等につきましては、鹿児島県内で39市町村、約130名余りの隊員が今活動をしておられます。本町でも任期を終了した隊員も含め6名の地域おこし協力隊を採用してきておりまして、うち現在におきましても4名が町内に居住し、うち3名が協力隊員として活動を行っていただいているところでもあります。

また、UJIターンにつきましては、東京のふるさと回帰支援センターや鹿児島県等が主催します全国規模の移住相談会におきましても、JIターンを希望する相談者の多くは、既にこの移住先を決めているわけではなくて、ただ農業をしてみたいとか、住むなら九州方面がいいとか、そのような相談が、漠然とした相談が多くあるのが現状のようでございます。

本町としまして、このJIターンの方々につきましては、先ほどおっしゃいましたように、さつま町に来て、本当にこのさつま町に住んでみたいと思うような候補地として、検討してほしいと、そういうふうな思いから、さつま暮らし体験ツアーというのも実施してきているところでもあります。

また、移住交流施設としまして整備いたしましたさつま体験ハウスにつきましても、これまでに延べ130名を超える利用者がありまして、7世帯、9名の転入につながっているところでもあります。

Uターン希望者の方につきましては、既に本町で生活された経験を持っておられることから、生活環境等の相談ではなく、高齢となった親の介護等で地元に戻る場合の、そういう優遇制度とかそういうのを尋ねられるケースが多いようでございます。

今後は、これらの御意見等もしっかりとお聞きしながら、町内のこのインターネット環境も充実しますことから、在職のままUターンをし、介護しながら、リモートワークをするなどの、そのような新たな働き方も含めまして、これが現実味を帯びてくると考えているところでありまして、これらに対応するような、新たな提案等につきましても、検討し、進めてまいりたいと考えているところでございます。

[町長 上野 俊市君降壇]

## ○中村 慎一議員

ちょっと質問が長くて判りづらかったかもしれませんが、ちょっと答弁が余りよく判らない点もございました。

まず最初、中山間の話なんですけど、この中山間地域、いろんな活動がされていますが、やっぱりここで活動をされる人たちは、大変大事な存在だというふうに思いますので、この方々たちをどうかでか検証をしてもらいたいなという気持ちがございます。

20年前、一番最初に取り組みされた方々は、恐らくもう80歳を超えてリタイアされて、これから支援されるほうに回っていかれる、そういう世代の方々です。そういった方々をしっかりとその継承することで、次の活動、次の世代の人たちがしっかりと活動がやっていけるんじゃない

かなというふうに思います。私がどんだけきばっても何のこともないといったようなことでは、ちょっとこう困るなというふうに思います。

やはり中山間の活動等をされる方々がしっかりと意欲を持って活動ができるような、そういう対策というのをやっていただきたいなというふうに思います。

その外国の直接支払制度の関係もあると思いますが、日本のこの直接支払制度というのは、やっぱりちょっと違うんじゃないかなというふうに思ったりもいたしております。そういう定住政策なんかを進めるときにも、しっかりと田舎が、農耕がされて、営農がされて、荒れ地がなくて、しっかりと農村生活が、農家の皆さんたちが年をとってもしっかりと生活をしているといったような、そういう景色をイメージしながら見えると思うんですが、そういうところをしっかりとつくっていけないんだろうかというふうに思うんですね。

国県の補助事業ですから、いろんな制約があります。さつま町はそういう取組に対して、地域のそういう営農とか景観とか、枠外の景観もあります。補助事業からちょっとはずれる、ここはちょっと対象になりませんよというような地域もあって、そこはちょっと手をつけられないようなところもあります。

それと、そういう高齢者支援ですね。白男川お助け隊が、メンバーは中山間のおじさんたちです。非常に機動力がある方々ですから、いろんなことができます。ですから、そういう中山間の人たち、農副連携ではありませんが、新たなさつま方式ということで、農副連携ですね、そういうことを高齢者支援というのを中山間の人たちで単独で、さつま町の単独事業としてそういう営農、景観、高齢者支援というのをセットで取組をして、支援をしていくというようなことをぜひ取り組んでいただけないかなというふうに思います。

そうすることで、疲弊している過疎の進んだ、そういう地域にも、そういう活動が広まっていくってこれないかなという、そういうほのかな期待を持っております。ぜひその部分はやっていただきたい。

やっぱり今地域を支えている人たちを、やはり支援をするという、そういう基本姿勢でやっていただければならないというふうに思います。

それから、このちょっとあれなんです、この中山間地域にある店舗、まだしっかりと営業されていらっしゃる店舗です。ただ、いつまで続くか判らないという、そういう実態があると思うんですね。これらをどういうふうに取り組をしていったらいいんだろうかというのがあります。

やはり、このところは、新たな切り口を研究していただきたいなというふうに思います。人口減少対策ではありませんが、そういった部分は大事ではないかなというふうに思います。

それと、もう一つ、専門職の関係ですが、定年退職者の再任用という部分はその職員の意思、意識の問題もあろうかというふうに思います。ただ、この再任用職員の待遇、給与の部分ですね。今全部4級の枠外ということで主事扱いでされていらっしゃいますが、臨時的な任用と、またそういう選任的な任用と、やっぱり形態を替えないといけないんじゃないかなというふうに思います。やっぱり意欲を持って職務に当たっていただくといったようなことを、ぜひ考えていただきたい。できれば3級の主任の枠外任用というようなことで、やっぱり意欲を持たせて取り組むと、5年間、ライフワークとして頑張ってもらって、その後も地域でしっかりと人材になっていただくといったような、そういう先を見た取組ができたらいいなというふうに思うわけです。そういった点を考えていただきたいというふうに思います。

まず3点。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

中村議員に申し上げますが、質問は一問一答方式であります。そのつもりで質問をお願いします

す。（「了解しました」と発言する者あり）

#### ○町長（上野 俊市君）

3項目ほど質問をいただきましたけれども、まず先ほどの中山間地域のこの営農、それから環境、高齢者支援をセットにした新たな活動を検討として見てはというようなことでございまして、この中山間地域の制度については、結構今幅広くいろんな事業等ができるわけですが、それでも、それでできない部分等も確かにあります。

私も農政課時代にこの中山間の関係等についても携わらせていただいておりますけれども、この関係等については、非常に大事な部分でございまして。この中山間地域がその一つの集落のもう結といいますか、つながりの本当にまともな現状と考えますと、この中山間地域のこの協定の関係等についてはしっかりと支援をしていく必要があるとは私も思っているところであります。

どのような形で、町が今後関わり方ができるかというのは、またちょっと研究をさせていただきまして、様々な面でも国県とも話をしながら、こういう事業等にも何か使えないかというようなことも、また研究させていただきたいと思っております。

それから、中山間地域の店舗の関係と言われましたですかね。この店舗の関係等につきましては、本当に非常に昔からその地域にあった店等がもうどんどん消えて、もう本当に店を閉められているところが多くございまして、本当にその買物の関係等どうなるのかとか、いろいろ問題等も出てきているようであります。

ここあたりも前から議会等でもそういう質問もあったところでもございましてけれども、なかなか維持運営となりますと難しい点等もございまして、ここ辺りにつきましては、またこの地域での話し合い活動もしていただきながら、そういう中で何とかこういうつながりで、町として何かできるかというようなことがあれば、また御相談をいただきたいと思っております。

それから、再任用職員のこの専門職としての活用の関係等でもございましてけれども、これにつきましては、今地域における全般的な、アドバイザー的な考えを持っていらっしゃるかと思っておりますけれども、この関係等については、今現在のところ、農政課の職員、それから耕地林業課の職員等が様々な相談に応じてきているところでございまして。

今後、この組織の維持をしていく、組織を新たに広域的なものにつなげていく、広域的な合併を進めていくというような事案で、どうしてもそういう専門の職員等が必要だということになれば、この中山間多面の併せたような指導的立場の人間、これが再任用職員なのか任期付の職員なのか、それは定数等の問題等もありまして、軽々には申し上げられませんけれども、必要であれば、そこ辺りの検討も進めていきたいと考えているところでございましてけれども、現在のところは、今、先ほども言いましたように、農政課の職員、耕地林業課の職員が、一応丁寧な対応に当たっているということで御理解をいただきたいと思っております。

#### ○中村 慎一議員

大変失礼をいたしました。一問一答方式で、不慣れなものですから大変申し訳ないというふうに思います。

このさつまの農副連携、新たな取組というのは検討するということですので、ぜひよい方向で検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

地域が元気になれば町も元気になるというふうにおっしゃいました。ですから、その点はしっかりと押さえていただきたいと思いますというふうに思います。

それから店舗の問題、これもちょっと難しいところがあるといったようなことなんですが、この店舗、やっぱり経営されていらっしゃる方、大なり小なりあります。この運営そのものですね、小さな購買層しかないところで、こういう事業を実施する、継続するというのは大変難しいし、

慈善事業じゃないんですけれども、元気なうちはしたいとか、そういったような気持ちで取組をされていらっしゃる場所もあろうかと思しますので、そういったところは、ほかの全国の市町村でこういうところに対する取組例とかいうのもあるんじゃないかなと思いますので、そこらをぜひ研究をさせていただいて、この切り口というのをちょっと、やっぱりさつま方式というのを、上野町長のほうで考えていただけないものかなというふうに思いますが、どうでしょう。

#### ○町長（上野 俊市君）

これについては、また全国を取組の事例等もあるかと思えます。地域でガソリンスタンドを維持していくというような取組をされているところもあります。そのようなこともございますので、さつま町方式ということで、この町に合った、その地域に合ったものがどういう形でできるかというのは、またこういう取組事例等も参考にしていきながら検討をしていきたいと思えます。

#### ○中村 慎一議員

大変前向きな答弁でありがたいというふうに思えます。地域の皆さん方も喜んでいらっしゃるんじゃないかなというふうに思えます。何か新しい道が見えてきたかもなという、そういう期待が出てくるというふうに思えます。

やはり、職員のその再任用職員の関係ですが、非常に定数の関係もあってといったようなことでありますが、私も再任用期間を2年ほどやりました。私の場合は専門的な形で仕事をさせていただいて大変ありがたかったなというふうに思えます。

そここのところは、職員の皆さん方も、また一旦身分を離れて再任用職員という形で仕事をされますので、専門的な部署で精いっぱい頑張っただけというふうに思えます。そういうところをしっかりと支援をしていただけるような、そういう取組というのをぜひやっていただきたいなというふうに思えます。

そここのところは、町長のほうでちょっと検討をしていただきたいというふうに思えます。職員の皆さんは、課長はちょっと難しかどと、しやならんどということがあられるかもしれませんけれども、若い町長の一言でやっぱりその取組を進めていただければというふうに思うんですが、いかがでしょう。

#### ○町長（上野 俊市君）

先ほど申し上げましたように、現在、担当の農政、耕地林業のほうで職員がその対応には一応当たっております。先ほど来、申し上げますように、それで対応できないというようなことになるようであれば、次の段階ということも考えられるところでございますけれども、現在のところは、今その職員の指導、助言、いろんなサポートが、それをまず高めていくというような方向でしていきたいと思っております。

#### ○中村 慎一議員

初めてのことでしょうから、慎重にといったような気持ちもおありでしょうから、しっかりと考えていただければというふうに思えます。

それから、高齢者支援のこの関係なんですが、今、昨年来、初めてのことで地域の皆さん方もしてよかとかやめんないかとかいつから始めればいいのかとかといったような、そういう迷いというのがあります。役場のほうから適切な指導がされているというふうには思うんですけれども、そここのところがやっぱり徹底していないという部分もあります。しっかりとそここのところを、その指導者の方々に伝えるという部分はやっていただきたいというふうに思うんですけれども、そこでいろんなマスクとか消毒とか検温とかいろんなそういうのがありますので、そういう一つのツールをしっかりとその明示して、そういうサロン等を運営される皆さん方に示すと。そして、それでやっていいよとか、そういう取組が見えるような、そういうルールをやっぱり一つやって

いただきたいなというふうには思いますけれども、いかがでしょう。

#### ○町長（上野 俊市君）

サロン等のこの集まりの関係等について、今この状況の中で我々が積極的にどうぞどうぞやっ  
てくださいと、なかなか言えない状況等にもございますけれども、やはり、健康づくりとかいろ  
いろ考えますと、やはりこの活動というのは重要な、大切な部分でもございます。

先ほど申し上げましたが、私もお尋ねのあったところについては、感染対策をしっかりと取っ  
ていただきながらされればいいですよという形で申し上げるんですけど、やはり実施となります  
と、責任者の方が何かあったときに責任を取り切らんとか、そういうのがあるようでありますか  
ら、これが、ワクチン接種がある程度、一定程度進んでいけば、そこらあたりの不安も払拭され  
ていくのかなと思っております。

ガイドラインといいますか、そこらあたりについては、これまでもお示しはしているところな  
んですけども、先ほども申しましたように、責任者の方がなかなか踏み切れないというのが現  
実にありますので、これはコロナの状況等、しっかりと見ながら、どんな形でしたほうが一番ベ  
ターかというのは、情報提供もしっかりと取っていきたいと考えているところであります。

#### ○中村 慎一議員

しっかりと責任者の皆さん方にこの対応をしていただいて、やっぱりこれから高齢者支援とい  
うのが停滞することがないように取組をしていただきたいなというふうに思います。

それから、事業所の関係ですが、先ほど来、ちょっと専門職員の確保ができないといったよう  
な話をいたしました。実際、そういったようなことになっています。なかなか募集をかけてもそ  
ういう方々が集まらないといったようなことでありますから、事業所で単独でするといったよう  
なことではなくて、町の介護保険事業計画にもありますように、連絡協議会をつくるんだといっ  
たような項目がありますが、それをぜひ立ち上げていただいて、その全体で、町全体でそういう  
募集をするとか、そういったようなことをしながら、各事業所につないでいくといったようなこ  
と。

それから、もう一つは、同じ職種の事業所で協定を結んで、その職員の方々の交流をするとか  
いったようなことをすれば、職員の皆さん方もやっぱりやめていくとか、そういったようなこと  
への踏みとどまりとかいったようなことも出てくるでしょうから、そういう横の連携というのを  
この介護事業所の中でもやっぱり取組を進めていきたいなというふうに思いますが、そこらをぜ  
ひ行政主導でやっていただきたいというふうに思いますが、これについていかがでしょう。

#### ○高齢者支援課長（原田 健二君）

ただいま議員のほうから連絡協議会の立ち上げ、それから事業所の交流の関係、そういうもの  
の御提案をいただいたところでございます。

町といたしましても、第8期の策定が昨年3月であったわけなんですけれども、その中でも事  
業所の状況というのは町のほうにも聞こえてくる中において計画を策定しているという状況もご  
ざいまして、内容につきましては、ある程度、こちらのほうでも今後、どうしようかといったよ  
うな対策を、今年度から始まります8期の中で、そういう事業所のほうに意見交換を取る、町主  
導のほうでそういった場を設ける、そういう中において、課題であったり今後町のほうでどうい  
った支援ができるのであろうか、そういった部分を含めまして、調整をしていこうということで、  
少しずつ今、事業所のほうにもそういった方向で動きたいということで、お知らせをしている状  
況でございますので、簡単にはいかない、こういう課題ではございますけれども、今後そういう  
ことで、町のほうも協議会の立ち上げというところまでは、今はまだいかないかもしれませんけ  
れども、そういうことで動いていきたいということで動いているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

中村議員に申し上げますが、残り5分となっておりますので、そのつもりで質問をお願いします。

○中村 慎一議員

長くなりまして大変申し訳ございませんが、フルに活用させていただきたいと思います。

最後に、今、介護保険の現場は、皆さんほとんどは御存じじゃないんじゃないかなというふうに思いますけれども、専門職の確保ができずに、やっぱり逼迫感といいますか、コロナもあるんですけども、緊張感を持ってやっぱり仕事をされています。話を聞きにいきましても、やっぱり職員の確保とかそれから定数の問題とか、いろんな、それから在宅介護の支援とか、そういったものが厳しくなっているといったようなことなんです。

その事業所でいろんなそういう作業をされていらっしゃるんですが、行政の職員、特にこの幹部の職員ですね。町長も含めて、しっかりと今、介護保険高齢者支援の現場がこういうふうになって非常に厳しくなってきたというところをしっかりと理解をしていただいて、ハッパをかけていただきたいというふうに思うんですね。

しっかりとやりましょうと、私もやりますといったようなことを説明しながら取組を進めていただきたいなというふうに思います。

特にこの社協も財源がやっぱり不安定なので、どうしようかと、赤字がたまっているのも、本当にその介護保険の事業のほうはもうやめようといったような、そういうことをおっしゃいますので、そういったところを、やっぱり民間の事業所が消えていく中で、最後の頼みは、やっぱり社協だというふうに私は思うんですが、そこらを職員サイドで話をしていくといったようなことでなくて、やっぱり町の幹部のほうで、そういったところをしっかりとフォローしていただくといいような、そういった取組をぜひやっていただきたいなというふうに思います。

この点についてお気持ちをお伺いしたいというふうに思います。

○町長（上野 俊市君）

確かに介護の現場というのは非常に大変かと、私も思っております。この介護の関係等につきましては、直接私も足を運びながら、しっかりと自分のまた目で見て、聞いて、また今、社協とも事務局長やら定期的に打ち合わせといいますか、話をする場もつくっていきたいということで話もしておりますので、そこ辺りもしながら、しっかりと現場を把握して、次の対策といいますか、それにつなげていきたいと思っております。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、中村慎一議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

---

休憩 午前11時42分

---

再開 午後 1時05分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、午前中の中村慎一議員に対する答弁で執行部からの訂正の申し出がありましたので、これを許します。

○高齢者支援課長（原田 健二君）

先ほどの中村慎一議員の一般質問の答弁の中で、第8期介護保険事業計画の策定を昨年3月と申し上げましたが、令和3年3月の誤りであります。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、12番、岸良光廣議員に発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

一番眠くなる時間帯であります。居眠りをされないよう頑張って質問していきたいと思いません。

まず、さつま町の今後10年間を考えると急速な人口減少と行政職員数、そのほか関係団体職員数など多くの問題があるが、町長は、具体的な対応や数値目標を考えておられるか伺う。

2番目に、地場産業育成についても人口減少や行政の負担軽減を考えると、官民一体の取組が重要と考えるが、町長の考えを伺います。

以上、1問目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、岸良光廣議員からの質問にお答えいたしたいと思えます。

議員御指摘のとおり、本町の人口減少につきましては、国の想定を上回るスピードで加速度的に進んでいる状況であると改めて認識いたしているところであります。このような状況からも、今後の行財政運営を初め、各種の施策を推進していく中におきましては、全職員がこれまでよりもさらに強い危機感を共有しながら、抜本的な見直しや対策、改革に取り組んでいく必要があると考えているところであります。このうち、人口減少が進む中における職員数の在り方につきましても、将来を見据えた見直しが必要と考えているところであります。このことにつきましては、これまでも議員からも御指摘等をいただいておりますことから、私のほうからも、事務方のほうに対しまして、国の人口推計値だけでなく、最新の人口動態を常に注視しながら、現状や今後の見込みを踏まえた上で幅広い十分な検討を重ねていくよう直接指示もいたしているところであります。現状では、現行の第3次定員管理計画におきまして、令和7年4月1日における職員数を305人といたしているところでございますけれども、後期計画のこの5年間で20人程度削減していますことから、この計画期間中におきましても、状況に応じて適切な見直しを行うよう努めてきているところでございます。

今般、地方公務員法の一部を改正する法律が今年の6月11日に公布されたところであります。これは国家公務員の定年年齢引上げに伴いまして、地方公務員の定年も60歳から65歳まで引き上げるというものでございまして、この法律の施行が令和5年度からになりまして、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられるということでございます。地方公務員につきましても、この国家公務員と同様にこの措置を講ずることとしておりまして、その内容について今後しっかりと精査しながら、検討していきたいと思っているところであります。現時点におきましては、具体的な対応や数値目標につきましては、明確にまだお示しできる状況ではございませんけれども、今回の定年に関するこの法律等の施行の内容等を踏まえまして、遅くとも来年の9月定例会までには関係条例の整備をしないとなりませんので、これに合わせましてできるだけ早い段階でのこの見直しについてはお示ししていきたいと考えているところであります。

次に、2番目の地場産業の育成の関係についてでございます。

議員の御指摘のとおり、これまでも御指摘いただいておりますけれども、この地方にとりまして

は、この人口減少時代を背景に住民のニーズの高度化、多様化など、社会経済情勢の変化に適切に対応していくことが求められている中で、住民や民間のこの知恵を活用しながら、費用対効果を向上させていくことは、利用者満足度の向上に貢献しますとともに、町にとりましても行政コスト面に限らず、十分な情報収集や制作力の向上にも大きく寄与するものと考えているところであります。本町の経済発展は、この地場産業の生産性の向上とともに、外からの資本を町内で好循環させることであるとの信念のもとに、さつま町ファースト、これを常に心がけながら、各種の計画に基づき様々な施策に取り組んでまいりたいと考えているところであります。そのためには、行政だけでなく町民、それから地域事業者、企業の皆様方の御協力が必要不可欠であると考えているところであります。

私は官民一体のこの取組につきましては、町内事業者、創業起業家の観点から、その準備期間を可能な限り確保していきながら、それぞれの産業分野の皆様方の懇話会等を積極的に開催しまして、いろんな御意見をお聞きしながら、この本町のために何をなすべきかというのをしっかりと見定めてまいりたいと考えているところであります。必要に応じて行政が担ってきた事務事業等につきましても、どんどんこの地元でできるものについては地元へ下ろしていきたいと、受託をしていきたいと思っているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○岸良 光廣議員

今町長から答弁がありました。まず、午前中のさつま町の人口減少、これについてはいろいろ質問が出ておりましたが、昨年の12月の一般質問でも、前町長の日高町長も国の統計よりさつま町の人口減少が非常に速いペースで進んでいると、これは事実であるというふうに答弁されておりましたが、またここで、今約10年前、平成23年度から令和3年3月まで、ここで4,000人ぐらい人口が減っているんです。これはまだいいほうで、特に私が初めて議員に当選しました8年前、このときに、平成25年ですか、成人式に新成人者が310人か20人ぐらいいたはずなんです。ところが、その2年前、平成23年、今から約10年前、このときの新生児168人しか生まれていないんです。現状はといいますと、昨年1年間で97名しか新生児が生まれていない。ということは、10年後の成人者は、8年前は320人ぐらいいたんだけど、10年後の成人者が168名で、20年後は97名、と同時に、さつま町の人口比率を見ますと、毎年最低450人から500人超えるときも出てきます。ということは、5,000人ぐらい減る。となると1万5,000人を切ってくるというのが見えてくるわけ、ということは10年後は1万5,000人切っているかもしれん。そこで、町長にまず伺いますが、昨年度の一般会計補正予算、これ一番最後まで行ったときに、昨年度の一般会計が約179億1,500万円、これはさつま町が3月から12月まで補正まで全部入れて、昨年の令和2年度に組んだ予算なんですが、人口が10年後に約25%減少するとなると、実際人口が減っていくと地方交付税、これは人口によって率が変わりますが、トータルが減ってくるわけだから、当然地方交付税も減ってくる。

そこでお伺いしたいんですが、これははっきりした数字出てこないと思うんですが、例えば10年後に25%人口が減る、単純にです、25%地方交付税が減ったとすれば40億円ぐらい減ってしまう、あるいは20%減ったとすれば30億円以上の地方交付税が国からさつま町へくるお金が減るといことは、これが通常の民間企業で売上げ、それがそれだけ減ってくるというのは非常に大きな問題になってくると思うんですが、この人口が25%ぐらい落ちてきたときに、10年後に果たして昨年度の179億円に対してどの程度組めるものかははっきり判らないと思うんですけども、その点考えておかないといけないと思うんです。その点について町長の答

弁を伺います。

○町長（上野 俊市君）

非常にこの人口減少の問題というのは大きな問題であることは改めて認識いたしております。御質問がありましたように、10年後の人口が1万5,000人を切ったときの予算規模ほどの程度に予想しているのかというようなことだと思いますけども、県内に肝付町がございますけども、ここが大体1万5,000人ちょっとでございます。肝付町と本町の場合につきましては、消防が我々は直接運用していますので、若干の数字の差はありますけども、肝付町を例に取って考えますと、肝付町が決算ベース、これは30年度の決算ベースですけども、112億円ぐらいというふうになりますので、本町も1万5,000人になった場合はその交付税の関係等については一概にその人数に応じて減額になるということではないんでしょうけれども、やはり相当厳しい予算編成を強いられざるを得ないと私は認識いたしております。

○岸良 光廣議員

なぜこれ質問するかと言いますと、人口が減っていくのはみんな判っているわけです。ただ一番大事なことはそこで予算がどうなるかということです。要するに、先ほど言いました去年は179億円組んだけど、今肝付町を例に挙げられましたけど、110億円から120億円ぐらいとなりますと、かなりの予算が減っていくだろうと。そうしたときに、先ほど町長からもありましたが、2023年から2031年まで10年間かけて定年が65歳に引き上げられます。それまでは、本人が希望すれば65歳まで再任用職員としてまた採用していきます。それだけではなくて今度は将来を考えると、毎年ある程度の最低限の人員は採用していかないと年齢別の人数がいけないということになれば、将来的に大きな穴が開きます。ということは、これから10年間さつま町の職員数というのは非常に大きな足かせをつけてしまう、これはどうしてもさつま町だけでなく、日本全国の市町村がそうだと思うんです。

そこで、民間企業であれば、例えば売上げが20%、25%落ちるとなると、一番先に何をするかというと、固定経費の削減なんです。これは人件費です。しかし、行政が人員削減するわけにはいきません。何が言いたいかというと、約30億円、40億円以上の予算が10年後カットされた場合、人件費以外のところで町長も所信表明のところで述べてありますけど、各部門の資金の分配、見直しをかけなきゃならんと。これは、我々議会も去年の170億円が永久に10年後も20年後もそれだけの予算があるという錯覚は、まず我々が考え方を改めなきゃならんのかなのか。その上で、さつま町をどういう方向にもっていくのか、これが町長の一番の仕事であると思う。特に10年後といいますが、私は判りませんが、町長はまだ59歳ですので、10年後69歳、何事もなければ3期目途中で現職でおられると思います。その点について、やはり是は是、非は非でいろんなところの予算の見直しを、これはせざるを得ないと思うんですが、それについても1回お考えをお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

御指摘のとおりだと私も思っております。とにかく一番占める割合が高いのが人件費等々、あと今増えてきているのが扶助費の関係であります。先ほど170億円ということで岸良議員のほうが言われますが、昨年度の場合につきましては、コロナの対策ということで、今特別な経費等は含んでおりますので、予算規模が大分膨れ上がっておりますけども、大体、それにしましても決算ベースでは大体130億円から140億円程度が通常かと今考えております。そういう中で、当然ながら、財源的にも見直しをしていかざるを得ないところに来ていますし、その中で何を削っていくかといったときに、一番大きいのはこの人件費、それから物件費等のいろんな施設の維持管理費でございます。ここらあたりをいかに削っていくか等々が非常に大きな問題になってく

るかと思っております。

扶助費的なものにつきましては、なかなか大きく減る部分等の様子がございませんので、それ以外のものについてしっかりとここについては見直しを図って行って、必要なものか必要でないものか、本当に痛みを伴う部分が恐らく出てくるかと思えます。これにつきましては、しっかりと住民の方々にも説明していただいて、御理解していただかないとこういう健全な財政運営は難しいのかなと考えているところであります。

#### ○岸良 光廣議員

この問題は、本当にさつま町の行政として10年間というのは、これはもうはっきり言って中期的な見通しだと思うんです。長期じゃなくて。だからこれはもう10年後にはこういう時期が来ますよと判っているわけですから、それに向かってやはり町民からはいろんな問題が出てくると思うんですが、やはりできるところとできないところで予算ベースは出てくるわけです。だから、その辺のところを町長が所信表明でも行政内部にいろんな見直しをする、そういう部署を設けたいというふうに述べておられますが、私は本当にこれが一番大事で、特に任用職員の方々、午前中も同僚議員の中村議員の質問でもありましたが、任用職員の方々、それと、10年後には65歳まで定年が上がっていきますので、そういう方々の活用方法、特に例えばいろんな分野で今まで頑張ってきておられますので、特にそういう予算的なものあるいは人件費以外の各部門のところ、これを本当に早急に来年からでも今年からでもそういう組織編成をして、そして将来のための10年後にはやはりこうなるかもしれないけども、これについてはこう対応していくんだというやはり町長の強いリーダーシップのもとに、やはり職員の方々のそういう組織強化、これは避けて通れないわけですから、それについて、具体的に取り組むお考えがあるかどうかお伺いします。

#### ○町長（上野 俊市君）

これにつきましては、本当に重要課題と私も捉えております。本当に人口減少による様々な影響というのは、非常に大きいものがございまして、私もこの役場内のいろんな事務事業のところにはメスを入れて行って、先ほど申しましたように、必要なもの、これについてまだ伸ばせるもの、切らなければならないもの、ここあたりをしっかりと事務事業評価等でも出していきながら、していきたいと思っております。

これは私の政策を進める上でも避けて通れない大きな課題だと思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

#### ○岸良 光廣議員

ぜひ、早急に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

次に、先ほど去年は97名しか新生児が生まれていないというのを言いましたが、これが10年前は168人新生児が生まれていましたよ、10年後は97人ですよと、はっきりとこうだと言いきれませんが、10年後、下手したら60人以下になるかもしれない。そうしたときに、やはり今の保育所、特に全部で7か所ですか、8か所ですか、ちょっと忘れましたが、そうしたときに、去年の97人、今後また減っていくと、そういう保育園、幼稚園等の見直しというものも今後は考えていかなければならないのじゃないかなと。特に今山崎保育園などが町外からの子供を預かっている、それによって、最低限の人数は集まっておるんですが、例えば去年97名生まれて、それを今ある保育園等にみんな割り振ったときに、恐らく、ある保育園では、定員割れしてくるだろうというのが今後見えているわけです。そういうことも含めて、やはり保育園等の見直しというものも出てくるのではないかなと思うんですが、これは新生児がまた100人、120人、150人で生まれてくればなんですけど、今のさつま町の生産人口考えたときに、

3,000人いないんですよ。2,500人切るぐらいですよ。そうした中で、どの程度の子供が、新生児が生まれるか判らないんですけど、そうしたときに、そういう保育園等、幼稚園等の見直し検討も出てくるというふうに考えるんですが、その点、町長はどのように考えておられますか。

**○町長（上野 俊市君）**

これは、保育園だけじゃなくて、介護施設も含めまして、人口減少というのは、今議員がおっしゃられたのは、そういう出生児の90名、80名と言われましたけども、これは全体に係る部分でございまして、保育園に限らず、介護施設も含めまして、当然ながら見直しを進めていかないと運営自体が難しくなるというのは私も思っております。ここについて、また保育園の関係等についても、定期的な協議会等もあるようでございますので、実態等をしっかりと把握しながらまたそこあたりどういう形で進めたほうがいいのかというのも、併せて検討していきたいと思っております。

**○岸良 光廣議員**

ぜひ、この件については、早急に取り組んでいただきたいなど。特に本当は人口が増えることが一番いいんですけど、ただ、現状等考えたときに、人口が増える要素がまだほとんどないんです。減っていくほうは判っているんですけど。そうしたときに、特に一番最初にも言いましたが、役場職員の人員だけじゃなくて、関係団体、この辺についても、補助金等やらいろんなものを早急に見直しをかけていかな、一番直近で恐らく収入が減ってくるというのが顕著に出てくるのが3年、4年後以降、1万8,000人に切ったときにそういう傾向が出てくると思うんですよ。特になぜ今回これを言うかということ、昨日、おとといですか、夕方のニュースで、京都府が財政破綻団体になる可能性がある。特に、一般財政調整基金、普通預金です。貯金が京都府の場合ゼロだというのが放送でありました。これは、京都府だけじゃなくてさつま町も今約一般財政調整基金40億円ちょっと持っていますけど、先ほどから言うように、収入が減ってくると、支出を抑えなきゃならんやけど、それがうまくいかなかったときに、一般財政調整基金が枯渇してしまうとなってくると、今京都府で心配されるように、さつま町の将来、そういう財政破綻になる可能性が出てくるんじゃないかと、そこを心配しているんです。だから今、何とか余力があるうちに、方向性を出していかなきゃならないだろうと。本当はこういうことを言いますと、そげん言うたち高齢化が進んじょらよと言われて、私もそれは十分判っているんです。だけど、持続可能なさつま町を維持していくためには、やはり町長も先ほど答弁されましたけど、痛みは痛みとして、やはりさつま町をどういう方向へ持っていくべきなのかというのを今後については本当に真剣に考えて、町長が4月就任されて、厳しい質問するのはちょっとあれかなと思うんですが、本当に厳しい時期に町長になられたなど。本当に苦労されるだろうなど、私もつくづく考えておるんですが、やはりこれはもうなった以上進まなきゃなりませんので、その辺について町長、本当に腹をくくって、痛みは痛みとして、町民全体でよりよいさつま町をつくるために努力しなきゃならないと思うんですが、その辺のお考えをもう1回伺いたいと思います。

**○町長（上野 俊市君）**

このことにつきましては、本当に、先ほど来申しましたように、一番大きな問題でもございませぬ財政の関係等につきましては、本当にこの町をしっかりと維持していくためには、本当に町民の方々にも場合によっては痛みを伴う改革をしなきゃならんという時期が来ると思っております。そういうことがないためにも、今議員がおっしゃられるように早くからいろんなことをこの財政的な面、それからいろんなこの先ほどありましたように、いろんな施設の関係等につきましても、しっかりと見直しをしていきながら、していきたいと思っております。これをもうせっぱ詰まってから

というのはできませんので、やっぱり段階的に、手順を踏んで少しずつ、これを行政をしっかりと前へ持っていかないといけないと思っておりますので、これについては、また議員各位の御協力をいただきながら、この財政健全化と人口減少に併せた対応策というのはしっかりととっていききたいと思っております。私自身、しっかりと取り組まさせていただきたいと思っております。

#### ○岸良 光廣議員

やはり、10年間に、こういう激しい変動をするのは目に見えていますので、そういう取組をぜひしていただきたいと。その中で、一番最初に申し上げました固定費削減、人件費削減というのは、役場職員の方々は当然これは行政はできないわけです。先ほど、町長の305人と出されましたけども、これは、やはり2031年までに2年間置きに1歳ずつ延長して行って、2031年に65歳まで定年を延長するということは、それまでの方々も本人が希望すれば再雇用するわけです。逆に、この10年間も毎年最低限必要な人数というのは、新しい職員というのは雇い入れていかないと、年齢構成バランスが崩れますから、ということは、正職員については非常に難しいかじ取りになっている。となってくると、今度は、臨時職員の取扱いというものが非常に予想されるには、厳しいことが出てくるだろうというところも踏まえた上で考えていきますと、特に任用職員の方々の配置と申しますか、そういう方々の働いてもらう、将来のさつま町のためにいろんな知識をフル活用して、どういう方向に行くんだというのは、午前中も町長が答弁でちょっと話されておりましたが、こういう専門職をつくっていかなければ、部門ごとに分かれた、あるいは横断的なことを考えなければ、正職員は入ってくる人は削減できないとなると人件費を抑制するのは今度は臨時職員の方々はどうかという問題も出てきます。と同時に、今度は、人口が減っていくと、地場産業育成となったときに、トータル的な人員が減ってくると、地場産業の従業員の確保、あるいは、仕事はどうやっていくかとなってきますと、当然これはさつま町行政が発注をしている仕事、特に行政が管理している施設、あるいはそういうものについて、地場産業の方々がさつま町に本社を置く地場産業の方々にこれができるんじゃないかという仕事を、まずそういう組織の中で検討していただいて、地場産業の方と行政の方々のそういう打合せと申しますか、そういう話し合いができる場を設けながら、地場産業の育成を図って、そういうところに先ほども町長が話されましたけど、民間でできるところは民間でと。

これは、あくまでもやはり出すのであれば、地場産業へ出すべきであると。そうしたときに本当に地場産業がそこまでできるかどうか、これについてやはりそういう経験豊富な任用職員の方とか、60歳以上のそういう方々と民間企業とタイアップをして、どういうものが出せるのか、そういうところも図るべきではないかと思うんですが、その点について町長にお伺いします。

#### ○町長（上野 俊市君）

今、職員の関係と、それから任期付の会計年度任用職員の関係等が言われましたけれども、おっしゃるとおり、職員の関係等につきましては、やはり定年退職が伸びておきましても、やはり年齢的な構成バランスを考えますと、採用をしていかないとならない部分等もございますし、全国的に今頻繁に災害等も発生いたしております。風水害等々ありまして、こういうことになりますと、それからまた警報発令の基準等も変わりました、ある程度一定の雨が降りますと避難所を開設しないといけないということで、職員の張りつけ等々、本当に職員自体が果たす役割というのは逆に増えてきている状況であります。そういう中で、一気に職員の定数を減らしていくかとなると、先ほど来申しますように、住民の方々に非常に不安とまたいろんなこと、不安なども与えてしまうということになりますので、ある程度の職員というのは一定確保しながらも、先ほど来ありますように、民間にできるものは民間のほうにしっかりとこれを下ろしていきながら、していきたいというのは私の最初からの考えでありまして、民間に下ろす仕方につきましても、や

はり地元を受け皿として受けていただくのが一番いいことには決まりはないわけでございますので、そこについては、またいろんな語る機会等も私もしていきたいと思っていますので、そこらあたりでしていきたいと。できることなら、私は本当に今までも建設の関係等々、それからいろんなものについてもまず地元優先ということで地元に対しまして、いろんな発注関係についても、してきたつもりでございまして、その考え方は今でも変わりませんし、今後におきましても、地元でしっかりと受けていただいて、それにやっぱり地元の方々もしっかり力をつけていただきたいという思いはあります。これには、急にはできない部分もあるかもしれませんが、やはりそこをしっかりとさせていただきながら、少しずつ下ろして行って、この行政を身軽にしていくというのは、私は、そういう考えで進めていきたいと思っております。

#### ○岸良 光廣議員

ぜひ、地場産業育成、特に今後については、何回も言いますけれども、地場産業があつてこそさつま町のやはり持続可能な繁栄はあると思うんですよ。大企業も必要なんですけれども、やはり地場産業がいかに大事かというのは、今のさつま町の人口がどういうところに仕事を従事しているか、この人口比率を見れば判ると思うんですが、そうしたときに、さつま町が管理している施設だとか、あるいはそういうところに使うエネルギーだとか、いろんなものに対して、まずは、さつま町以外に本社があるところに出すんじゃなくて、さつま町にやはり本社を構えて頑張っている方々にそういう行政からの仕事を出していくんだと。そこには、やはり外から入ってくるものをせめてさつま町の行政が管理するところは、地場産業優先でいきますよというのをやはりきちんと打ち出さなきゃならないし、と同時に、先ほど言いました地場産業育成で一番大事なことは、町長が今言われた、地元の方々ができるような、そういうレベルを上げてほしいというのがありましたけど、それをやっぱり進めるためにも、そういう60歳定年になられた方と色々な経験の方々、やはり地場産業の方々、そういうセッションをつくってほしいなど。まず、希望される方々が地場産業や零細企業の方々でも、行政のこういう仕事は今後は出すかもしれませんが、皆さん勉強会来ませんかという形でやはり地場産業のレベルアップを図っていく、そういうためにもそういう任用職員の方々の利用方法というのは非常に大きな役割があると思うんです。だからまずさつま町が発注するものについては、全てさつま町内でお金を回していく、これがさつま町外にお金が出ていくのであれば意味がありませんので、そういうふうな形での地場産業育成というのは、私は非常に大事じゃないかなと思うんですが、そういう官民一体となったそういう勉強会、あるいはレベルを上げていく、そういうふうにさせていただきたいんですが、町長、そういうところの考えはどうでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

どういう形が一番ベターか、どういう形ができるかというのは、ちょっとまた検討させていただきたいと思っておりますけれども、本当に、先ほど来ありますように、地元でできるものは地元、地元でどうしてもできないというものは当然ありますから、それは別としましても、地元でできるものは地元でしっかりとできるように、本当に各種の産業の方々についても、やっぱりさせていただきたいという思いはありますので、ここについては、どういう形でできるかどうかというのはまたちょっと検討させていただきたいと思っております。

#### ○岸良 光廣議員

選挙が終わりまして、新しい議員も出てきまして、また町長も新しく代わられて1回目の一般質問なんですが、非常に理解していただいた答弁が多くて、私もまた、それ以上に今回は質問するようなことがあまりありませんので、ぜひ、今町長が答弁されたように、10年後の将来を考えて答弁された、いろんな新しい組織改革ができますように、また我々議員、議会全員もそうい

う意味では、是は是、非は非でやはり持続可能なさつま町運営をするために、私ども取り組んでいきたいと思っておりますので、また町長のほうも是は是、非は非で努力していただきたいというふう  
に述べまして、私の質問を終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

次は、10番、有川美子議員に発言を許します。

[有川 美子議員登壇]

#### ○有川 美子議員

失礼いたしました。皆様こんにちは。議員番号10番、無所属の有川美子です。

初めに、新型コロナウイルス流行の影響で、心身並びに経済的にもおつらい立場にいらっしゃる方へ、心よりお見舞い申し上げます。

併せまして、医療介護従事者の皆様や子供たちの教育、保育関係の皆様、民間企業や飲食業など、多くの皆様がそれぞれのお立場で感染防止をされつつ、日々お勤め、そしてお暮しになっていらっしゃる御苦勞をお察し申し上げます。私は、4月に行われた選挙で、町民の皆様へ子育て支援の拡充と福祉施策の充実を訴えて、初当選させていただきました。誠にありがとうございました。さつま町議会議員として、町民の皆様からの負託に応えるべく、一步ずつしっかりと議員としての務めを果たしてまいりますこととお誓い申し上げます、通告に基づき、質問をいたします。

質問事項1、英語教育及び英語検定について。まずは、町の英語教育についての教育長のお考えをお尋ねしてまいります。

(1) 昨年は、教育改革の年とも言われております。それは、2020年4月より全面実施をされた新学習指導要領において英語教育は、小学校5年、6年生では外国語という教科として設定をされました。教科ということをご簡単に申し上げます、通知表に成績がつくことだと思います。文部科学省のホームページの新学習指導要領における小・中・高を通した外国語教育の改善の中に、5年、6年生では、聞くことや話すことに加え、読むことや書くことを加えて学習をしていくとあります。文部科学省が英語教育に力を入れる方針であることを踏まえ、さつま町の子供たちにも質の高い英語教育を受ける環境が必要だと考えますが、このことに対して教育長はどうお考えでしょうか。また、現在の専科指導ができる人員とALTの人員数で十分だと考えているか、お聞きします。

(2) 英語検定について。さつま町英語力向上推進事業について、平成29年度から町単独事業として財団法人日本英語検定協会が実施をする実用英語検定の受験料を補助しております。大変すばらしい補助であると考えております。ですが、今後、英語教育の低年齢化により、小学生で初めて英語検定を受ける子供たちの人数が増えると予想されます。ただし、英語力にも個人差がありますので、いきなり上の級を受験するのではなく、一番下の5級や4級からの受験が多いと考えます。現在の補助は4級から2級の受験者への補助金になっております。これに加えて、5級の受験者へも補助を拡充する考えはないかお聞きします。

続きまして、質問事項2、子育て世代に対する支援の拡充について。

まず、町民の声をお届けいたします。町民の20代女性の方のお母さまより、このような御相談が私にありました。娘が結婚してから何度か妊娠はするものの、流産という悲しい結果となっている。親として、できる限り精神面、経済面等の支えをしているが、娘は遠方の専門病院で検査を受けるために何度も通っていて、大変心身ともに疲れている。というようなことでした。そこで、娘様にもお話を聞きました。さつま町の子育て支援の多くは、娘様がおっしゃるには、出

産してからだと。そして、現実には自分の周りにも不妊だけでなく不育症で悩む女性があります。病院に行くだけでも費用面、体力面で負担が大きいです。私と同じように苦しむ女性たちのためにも、町に通院にかかる費用だけでも助成を考えてほしいとの切実な声をお伝えしまして、質問いたします。

(1) 不育・不妊等の出産前の困りごとに関する相談に対する人員設置数及び町民からの相談を受ける手段と相談件数について、現状はどのようになっているか。また、これらの相談者の声に対して、どのような対策を講じてきたか。

(2) 2021年から、国は不育症検査費用助成事業を行うなど、支援拡充をしてきております。実際に町外にある指定の専門病院へ通う必要があり、交通費も負担となるが、費用の助成はありません。先ほどお話した20代の女性は、大好きなさつま町で子供を産み、町内で育てていきたいと希望されております。こういう方へ、さつま町の少子化対策及び人口減少への課題解決への一つとして、新たに助成を始める考えはありませんか。

以上、質問に対する御答弁をお願いいたします。

[有川 美子議員降壇]

[教育長 原園 修二君登壇]

○教育長(原園 修二君) 有川美子議員から、英語教育及び英語検定受験料の補助についての御質問がありましたので、お答えをいたします。

まず1点目の英語教育についてであります。御指摘にありました新学習指導要領やグローバル化が急速に進展する中で、外国語に親しみ、外国語でコミュニケーションを図る基礎を育成することを目標に、小学校5、6年生に外国語科が導入され、現在、小学校5、6年生では外国語、実際は英語ですが、英語を週2時間、小学校3、4年生では、外国語活動、英語活動を週1時間行っております。町教育委員会といたしましても、これまで以上に生の英語に触れる機会を増やすなどの学習の環境を整え、聞く、話す、読む、書くといった言語活動の充実を図り、将来英語を使ってコミュニケーションを図ることができる、そういった資質、能力を育成することが重要であるというふうに考えております。

現在、町内各小学校におきましては、外国語活動、外国語の授業充実を図るために、校内だけではなく、県、地区の研修会を通じて指導力の向上に努めているところであります。

また、町教育委員会におきましても、英語の免許、指導の免許を保有する指導主事が町内の教員を対象に、町授業力向上研修会というものを実施したり、各学校の校内研修に出向いたりして、専門的な指導、助言を行っているところです。

次に、小学校において英語の専科指導ができる教員とALTについてであります。まず英語の専科指導ができる教員につきましては、平成30年度から中学校、高校の英語の免許を有する英語の教員を鶴田小学校に配置をしてもらい、この教員が鶴田小学校のほかに複式学級を有する山崎小学校、流水小学校、求名小学校、永野小学校、中津川小学校の5校の小学校に出向いて、英語の授業を行っております。

また、本町には小学校の教員で中学校、高校の英語の教員免許を有するものが3名いるほか、令和元年度に県の教育委員会が小学校の英語の導入を見越して主催しました英語教育スキルアップの研修を受講したものが4名おります。

ただ、教員数としてはまだ十分ではないというふうに考えておまして、今後も県や町が行う研修会に積極的に参加をさせて、教員の育成を図っていきたいと考えております。

次に、ALTにつきましては、県内のさつま町と同規模の市町では、1、2名程度の任用状況であります。本町は令和2年度からは1名増員をしまして、現在3名のALTを任用しており

ます。これにより、各小中学校へのALTの派遣回数は、延べ人数で令和元年度は345回でしたが、令和2年度は569回と約1.6倍に増加いたしました。今後は、ALTの活動状況等を検証しながら、さらなる充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

町教育委員会といたしましては、今後もさらに英語の免許所有者やALTの効果的な活用を促進し、これまで以上に成果を上げられるよう内容の充実を図りながら、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力の育成により一層努めてまいります。

2点目の英語検定の受験料の補助の拡充についての御質問でございますが、本町では年3回実施されております英語検定に対しまして、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力を高めて、英語力の向上を図ることを目的として、平成29年度から4級以上の受験者に対して、各級各1回、受験料をこれは全額補助をしております。英検の受験者は、年間3回実施している中で、延べ人数で言いますと、平成30年度は小学生45名、中学生189名、令和元年度は小学生45名、中学生157名、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により受験生が減少しております、小学生28名、中学生90名というふうになっております。

現在、町教育委員会では、児童生徒の英語への興味、関心を高め、学習意欲の向上と英語力の向上を図るために町の授業として行っているのでは、イングリッシュ・デイ・キャンプというのがあります。イングリッシュ・デイ・キャンプや英語スキットコンテストというものの取組を推進しているところであります。

ただ、このイングリッシュ・デイ・キャンプや英語スキットコンテスト、参加者がまだ限定的であるということから、町教育委員会といたしましては、もっと多くの児童生徒に参加してほしいというふうに考えておまして、まずはイングリッシュ・デイ・キャンプ、英語スキットコンテスト、さらにこの夏から実施する予定としておりますが、夏季休業中のALTによる学習支援などの事業に優先的に取り組み、児童生徒の参加数を増やすことに努め、その状況を見極めながら、改めて5級の受験者に対する補助については検討していきたいというふうに考えているところであります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

## ○町長（上野 俊市君）

続きまして、子育て世代に対する支援の拡充についての御質問にお答えをいたしたいと思いません。

まず1点目の、不育、不妊等の出産前の困りごとに関する相談に対する人員設置数等についてでございますけれども、平成31年4月から子ども支援課を子育て時代包括センターに位置付けまして、妊娠前から出産子育て期まで切れ目なく相談を受ける体制を整えているところでございます。この相談につきましては、子育て全般に係る相談でございます、不妊、不育に関する相談に特化した者ではございませんけれども、相談者の中には自分の気持ちを話すだけで気持ちが軽くなるとおっしゃる方もいらっしゃるようでございまして、このように相談者に寄り添った支援も重要であると考えているところでございます。

相談を受ける手段としましては、直接窓口に来ていただける方、電話や訪問等でお話を伺う方等々、様々でございます。できるだけ、相談者の希望に沿う形での対応をしていきたいと考えているところであります。

令和2年度の出産前の困りごとの相談につきましては、出産後の生活環境や出産に伴う費用の相談が2件あったところでございます。どちらも関係機関と連携しまして、しっかりと支援し、無事出産を迎えられたとのことでございます。

不妊、不育のみの相談実績につきましてはございませんでしたけれども、相談者に寄り添った支援が必要でありますことから、定期の母子手帳交付時は、助産師と保健師でプライバシー等に十分配慮しながら、個室にて個別の対応をさせていただいているところでございます。このとり支援事業も女性職員が申請受付や説明をするなど、話しやすい、相談しやすい環境設定をいたしているところでございます。

また、定期的に宮之城保健センターで相談を受ける機会も設け、気軽に相談できる場所として開始いたしているところであります。今年5月からは助産師の子育て専門相談委員も対応しております。御質問の不妊、不育に関する相談の一助となると考えております。

今後におきましても、相談対応につきましては、子育て世代だけでなく、出産前の相談者も気軽に相談できるように、ホームページなどでの周知を継続していきたいと考えております。

2点目の専門病院への通院費用等への支援についてでございます。

鹿児島県は離島地域不妊治療支援事業を実施しておりますが、特定不妊治療の指定医療機関のない離島での交通費の一部助成を実施しております。県内では、21の離島及び離島を持つ自治体が、交通費等の一部助成を県の事業で実施しております。そのうち喜界町を含む4自治体が自治体独自の補助も実施しているところでございます。これにつきましては、航空機や船舶を利用することから交通費が高額になるための助成であると理解しているところであります。

特定不妊症治療につきましては、保険適用外の高額な治療費に加え、鹿児島市、姶良市の不妊治療指定医療機関への通院が必要な現実も承知いたしているところでございます。

現在、特定不妊治療は保険適用外でありますけれども、令和4年度から保険適用となり、今までの10割負担が3割負担となると考えておりますが、保険適用の内容について、現時点では未確定の部分が多い状況でございます。

不妊、不育の治療に関しましては、現在過渡期でございまして、保険適用となれば治療を望む方も増えるのではと予測しているところでございます。保険適用の詳細等がより明確になってから、妊娠を望む方々への負担が少しでも軽減するような助成も併せて、この時期に併せて検討をしていきたいと考えているところでございます。

私も公約に子育て支援ということを掲げております。子供は地域の宝、町の宝ということで捉えておりますし、ここについては先ほどの議員もありましたように、子供が一人でも多くこの生まれる環境づくりというのにも努めていきたいと思っております。

以上です。

[町長 上野 俊市君降壇]

#### ○有川 美子議員

御答弁いただきました。ありがとうございます。

まずは、最初に御質問をさせていただきました英語教育のところでは教育長にお答えいただきましたが、実際にさつま町で具体的にどのような内容の、具体的に取組をしているかというのを例を挙げてお示してください。

#### ○教育長（原園 修二君）

具体的な取組の事例ということでありますが、先ほど申しましたけれども、イングリッシュ・デイ・キャンプというものにつきましては、町内の小学生、中学生から参加者を募集いたしまして、ALTが中心となって、今のところまだ半日ですけども、英語オールイングリッシュの生活をすると。その中で、子供たちが慣れていく、そして知っている片言の英語でもいいから話しかけて、そしてALTの先生と交流を図る、そういったものを行っております。

これが、一番生の英語に触れるといえますか、それとなんか、どうしても教科書どおりのきち

んとした英語でないとなかなか話しかけにくいという心情が働きますけど、何か片言でもいいから、何か交流を図れるんじゃないかということで、ALTを中心としたものでオールイングリッシュを目指しております。完全な100%というわけにはなかなかいかないんですが、それに近いものを目指しているところです。

もう一つは、英語スキットコンテスト。これは小学生、中学生も参加しますが、英語のスピーチは1人でやりますが、スキットですので2人で組になって役割分担をしながら話をするものです。2人組、あるいは3人組、こういったものを各小学校から募集をしまして、2人組で参加したり、3人組で参加したり、内容については、自分たちの友達のことやそういったちょっとした情報交換したりするというようなものを、脚本を自分たちで書いたり、あるいはこちらであるものを使ったりしながら、英語で表現をし、そしてらその中で優秀、よかったなどというものについては、それを発表していくというものであります。いずれにしても、その英語に興味関心を持たせるというようなことを狙いとしています。

昨年度でしたけれども、小学校の2年生が南日本新聞の投稿記事に書いておりましたが、小学校2年生が英語の学習キットを親の人に買ってもらったと、2年生です。どうして買ったかという自分の学校の5年生が、そのスキットコンテストで優勝したと。自分もあんなふうになりたいというようなことで、2年生が頑張りたいというようなことを書いており、新聞に投稿しておりました。大変素晴らしいことだなと思います。そういったことをひとつ、私たちが狙いとしているところはそういうことであります。

それから、あとこの夏からですけど、ALTが3名来ておりますので、いろんな学習相談、個別に相談をしたり、あるいは個別にいろんな英語で話をしてみたいような希望がある子供に対して、そういった児童生徒に対して、ALTが学校に行く日を設定しまして、来ていいよと自由に来なさいというようなことで、コミュニケーションを図ったりとか、そういう時間をつくろうということを企画しております。現在、そういったところでやっているところです。

あと、複式学級の話をしたしましたが、複式学級はもう英語の学習となりますと、私たちが一番心配したのはその複式学級の授業でありまして、片方が授業しているとき、片方は自習というふうになります。外国語、英語の学習ですので、なかなかそれは1人で何かやりなさいというわけにはいかないんです。そういうときのために、いわゆる専科の加配、人数のプラス1名多めに要請をして派遣していただいて、配置をして、その複式学級の英語の授業をカバーするような取組です。そういったものを行っているところであります。

大まかな、大きなものは以上のようなことであります。

## ○有川 美子議員

さつま町での英語教育の取組、具体的にお示しいただきました。実際に、私は子供がおりませんので、こういう英語教育が始まった実際のところには関わっていないんですけども、今、御説明を聞いただけでも、自分の子供時代と比べて、本当に今、学校の皆様が教育委員会をはじめ、現場の先生方が英語教育に力を入れていただいているということがよく判りました。そしてまた、夏からALTが中心ということで、個別で対応ができる、そのようなことをさつま町がしている、教育委員会が進めているということを知って大変、とてもありがたいことだなと思っております。

それではもう一度、このことについて。先ほど申し上げました、失礼いたしました。英語教育の中で、教育長が生英語に触れる機会って、すごく判りやすい表現ですよ。この生の英語に触れる機会ということで、実は町民の方からこのような声をいただいたんです。その方は、英会話ができる方なんです。そして、ほかの言語もということなんですが、子供たちの英語教育に本

当に力を注いでほしいと。子供たちには多くの選択肢から将来を決められるように、グローバルな活躍をする大人に本当に育ててほしい、そのように強く要望をいただきました。

そこで、この地域で英語が堪能な方がいらっしゃると思うのです。小学校における外国語教育の指導体制の中にも、チームティーチングというので、英語が堪能な地域人材という項目出てまいります。こういう方と何か連携をする、そのような取組はなさっているのでしょうか、お示してください。

#### ○教育長（原園 修二君）

今、御質問ありました町内に外国語の堪能な方がいらっしゃるということは知っておりますが、現在のところはまだそういった方は、学校の中、教育に協力をお願いしてということは、まだ現在のところはやっておりません。ただ、この制度というのはJEDと言いまして、日本人でありながら英語が堪能な人、外国人ALTを導入しています。同じような形で、入れるという取組そのものはもう20年ほど前から、いろんなところでやられております。なかなか、継続的に年間をとおしてとか、そういったことになってくるとなかなか難しく、単発でぽつぽつと協力をお願いするということはできるのですが、年間を見通してなるとなかなか難しい状況があるようです。

本町の場合も、できるだけそういった人材の方がいらっしゃるという御協力がいただけるならお願いをしていきたいなというところは、気持ちは十分持っているところであります。

#### ○有川 美子議員

ありがとうございます。本当に町の皆様が、子供たちは少なくなりましたが、本当に大きく世界に羽ばたいてもらいたいという願いが町民の方の声に含まれておりますので、1年間をとおしてでなくとも、そういった方がまた子供たちと触れ合えるようなことを計画していただければと思うところです。

続きまして、(2)の英語検定について質問をさせていただきます。

平成29年度から4級以上のお子さんに、受験のときに各級1回ずつ全額の補助ということは大変素晴らしいことだと思っておりますが、ただ私、こんなふうに思います。実は、小学校で受けるのは4級からでなくて5級からがいいのではないかと、そういった御意見を聞いて今回の質問なんです。

ちょっと、お話が変わりますけれども、広報さつま2021年の5月にこの白男川小学校の表紙になったものの中に、8ページでございます。鹿児島県学習定着度調査というのが大きく掲載をされました。町民の皆様に小学校の方と、そして中学校の方の学習定着度調査結果の概要をお知らせしたものです。これは、令和3年1月に県内全ての小学5年生と中学1、2年生を対象に実施したものです。この中にさつま町の子供たちの学習定着度について、このように分析をされております。

小学校5年生、現在の6年生の場合は、4教科、国語、社会、算数、理科、全てで県平均を2ポイントほど上回りました。素晴らしいことだと思います。どの教科も基礎的な内容が身につけています。

それでは一方、中学校1年、2年生、現在の2年、3年生の分析調査結果は両学年とも県平均を上回ったのは1教科だけです。特に社会と数学、英語は課題が大きいと書いてあり、左のほうにそれぞれさつま町、北薩地区、鹿児島県、この3つの学習度の平均透過率の比較のグラフが載っております。この中で、中学生の英語というところが随分とポイントが、大変失礼ながら、頑張っている子供さんにはごめんなさい、下がっております。特に中学校2年生の英語となりますと、どんどん1年より比べてまた2年でぐっとポイントが下がるというような事態があります。

これは、私はこれを見るまではここまでとは存じ上げませんでしたので、大変驚いたことなの

ですが、この下のほうに英語力の向上のために英語検定料の補助をしますと、簡潔に書いてあるんですが、やはり今、小学生の英語教育の話をお伺いしていますが、これ中学生まで関係してきている課題だというふうには私は捉えております。小学生の間に低年齢化した英語教育3年生からのものをずっと蓄積をしていって中学、高校、そして進学される方は大学、あるいは就職というのなんですが、この現在は進学、就学まで英語力というのがポイントして、評価として、今からは高く評価されるのではないかというふうになっておりますので、小学校の低学年の方に、小学校の間に一度英語検定を受けるという明確な目標を持っていただくことで、もちろん学校で指導する先生方、ALTの方々もですが、父兄の方、保護者の方も、そうか英語教育が変わったんだ、今からは低学年から、そして小学校からこういう検定を受けて、後々の将来のためにやっていく時代なんだというふうに思っていただけだと思うので、改めてもう一度最後にお伺いいたします。英語検定の5級というものに対して、小学生で受ける意義があるとお考えでしょうか。

#### ○教育長（原園 修二君）

小学校の英検の受験者、先ほど人数を申し上げましたけれども受験をしております。ただ、このときはまだ小学校の英語の授業というものがきちんとなされていない段階でのものですので、恐らく自分で非常に興味関心が高くて、自分で勉強したりいろんなところでやっている、そういった児童が受験したのではないかなというふうに思っているんですが。

英語の検定は、検定そのものの歴史は何十年と前からやっているわけですが、私たちが進めているこうとしている英語教育というのは、先ほど定着度調査の例で、これ非常に点数がそこはよくなくて、私たちも非常にショックを受けて、学校ともずっと今、協議をしているところなんですが、この英語教育をやろうとしていることは、特に小学生を対象にしますと、先ほど申しましたスキットコンテスト、それからイングリッシュ・デイ・キャンプ、それからこの英検、どれもやはりこの英語に興味、関心を持って、学習意欲を高めてもらう、そういうことのほうが狙いが大きいわけです。仮にこの3つの事業を取り上げてみますと、どの事業が一番成果があるということではないんです。それぞれによさを持っています、それぞれに特長があります。

ですから、どんどん進めていって、受験料補助できるような体制ができれば、それが一番望ましいことだとは思っています。ただ、現在の状況で、やはり教育行政を推進する立場としては、本町の英語教育の一番大きな特長といいますか、これはALTが3名いるということなんです。これは先ほど言いましたけど、同規模程度のところはまだ1名、2名のところが結構あります。ただ、だんだん3名に入ってくると思います。本町はちょっと先駆けて入っていますが、だんだんそれにならって増えてくる可能性があります。

私たちはお願いをして、ALTを3名付けていただいて、その中でスキットコンテストを実施し、それからイングリッシュ・デイ・キャンプを実施しますが、先ほど言いましたように、まだ参加が限定的、限定的ということはまだ、もうちょっと来てほしいです。あるいは学校においても、非常に参加が少ない学校があったり、だからもう少し英語の学習熱といいますか、意欲というものがもう少し全体的に広がって、そういったことが私たちの願いでもあります。そのために、ALTが3名こうして入れていただいております。ほかの市町村からもうらやましがられております。

そういう中で、そのALTの3名という体制を効果あらしめるために、まずやはりこういったものをしっかりと定着をさせて、そしてこれが英語熱を高めて、その上で検定のほうにも挑戦してもらおうと。検定は英語教育の目的ではありませんので、あくまでも手段ですので、英語の検定何級受かるのが目標ではないんです。やはり意欲的に学習してもらおうためのものですので、そういう観点というふうに捉えております。

ですから、そういう観点で将来的にそういうふうに高まってきて、スキットコンテストも非常に盛況になって、あるいはスピーチの大会などに、全国の大会に出ていくような子供が出てきたりとか、そういったぐらいのところまでを頑張ってやりたい。その中で、この英語の検定というものも自然的に補助していくという流れもできてくるのではないかなというふうに考えております。

#### ○有川 美子議員

御答弁いただきました。さつま町の英語教育における現状と、そしてALTを3名、1名増員されて一生懸命、小学生の皆さんに英語に触れていただいて、そのまず効果を現場の先生方と一緒に協力なさって進めていかれるということで、大変このような感想失礼かもしれませんが、教育長の英語教育、または小学生に対する教育に対しての熱意を感じさせていただきました。御答弁いただき、ありがとうございます。

続きまして、質問項目2の子育て世代に対する支援の拡充について、質問を続けさせていただきます。

まず、(1)の相談の手段とかそして相談件数について、先ほど町長より御答弁いただきました。その中で、不妊、不育に対しては、まださつま町の窓口のほうでは相談がないということだったんですが、私に相談をくださった20代の方はこんなふうにおっしゃいました。

私も申し上げたんですが、町に役場に行ってくださいれば窓口で受けてもくださるし、電話もきちっと受けてくださる、それではだめでしょうかと、私も聞いたんです。そうしましたら、このように答えが返ってまいりました。相談窓口があることはホームページで知りました。けれども、私がさつま町という小さな、小さなその方がおっしゃいましたが、小さなこの町で暮らしていると、万が一、私は流産をしたんです、不育症なんですということを御相談に行くと噂になるんじゃないか、名前がどこからか誰かに知られるんじゃないか、そんな不安が大きいんです。窓口があることは知っていますが、匿名でそういうところに御相談ができる手段、例えばメールとか、そういったことを考えていただくということはどうでしょうか。

#### ○子ども支援課長（藤園 育美君）

ただいま御質問いただきました、メール等での御相談ですが、町のホームページのメールからでも、今まで、その不妊、不育というところでの御相談を受けたことはないんですが、いろいろな保育園の相談とかそういうものは受けております。なので、メールでお知らせいただいても構わないかと思えます。ホームページの中にメールというところがございますので。

あとは、今言われましたメール相談なんですが、私たちはやはりその不妊、不育の専門家がおりません。助成とかあるいは病院はどこにありますよというようなところはお答えできるんですが、やはり治療の内容とか検査というところは鹿児島大学病院のほうに専門相談窓口がございまして、そちらのほうは電話ではなくて全てメールで行うようになっております。そちらのほうにメールで御相談いただければ、すぐにはちょっとこれは返ってこなくて、長ければ1週間ぐらいかかるということでありましたが、専門的な御相談を受けることができる窓口があります。

また、一般相談受付は地域のやはり役場の人には電話でも話にくいわ、声が判ったらいやだわとか、そういうものがあれば川薩保健所のほうでも電話での相談を受け付けております。これも、私どももですが、電話で来られた場合は、お名前を言いたくない場合はお名前をお伺いいたしません、匿名で受け付けておりますので。そのようなところを御案内いただければと思います。

#### ○町長（上野 俊市君）

担当課長のほうからお答えをさせていただきましたけれども、情報発信の在り方というのも含めまして、もう少しまたこちらでも使いやすい、相談しやすい環境づくりに努めていきたいと思

ます。

○有川 美子議員

担当課長様よりも御答弁いただき、ありがとうございます。今、おっしゃってくださった答弁の中で、鹿児島大学病院に設置をされている専門相談窓口の件なのですが、私もこのパンフレットを鹿児島県暮らし保健福祉部、子育て支援課から出ているのをちょっと拝見しながらお伺いしたんですが、ここには電話相談を月曜、金曜の午後3時から5時までしていると書いてあります。先ほど、メール相談はしてあるとおっしゃった、電話もしてあるということ、聞き間違いだったらすいません。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

すいません、先ほどメールを最初に言ったものですから。電話相談も当然、日にちと時間は限定されておりますが、その間は電話をとっていただける状況にはなっております。

○有川 美子議員

お答えいただきましてありがとうございます。そうですね、実は私、この件で川薩保健所にもお伺いしたんです。そうしましたら、さつま町からの不育症、その御相談はこちらでは、去年かな、受けていないというようなことだったんですが、その方たちもやはり専門の鹿児島大学病院が設けているこの専門の窓口への御案内をしていますというような回答をいただきました。

やはり、先ほど答弁でおっしゃったみたいに、この不育症というのを、もしかすると初めて聞いた方もいらっしゃるかもしれません。不妊症というのは今、よくメディアでも取り上げているんですが、不育という、育つというところを書いてありますけれども、2回以上の流産をして、子供がおなかの中で育たないとか、色んな定義があるんですけれども、ちょっと本当に人には相談ができない内容なんです。これは、この20代の御夫婦は御主人も苦しんでいらっしゃると思いますけれども、なかなか相談はできないっておっしゃっております。

今すぐに、交通費の費用を助成補助するということにつながらなくても、このようにさつま町で子育てをしたい、子供を産んで育てていきたいという女性が、御夫婦がいらっしゃるということを知っていただきまして、次の支援という形を考えていくことにしていだければと思います。

最後に、先ほどホームページの在り方などということでしたが、最後の質問として、さつま町のホームページにメールでも不育、不妊の相談を匿名で受けれますとか、電話でも匿名で大丈夫ということが書いてあればよいんですが、書いてなければそれを書き加えていただけますように要望いたしたいと思います。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

貴重な御意見をありがとうございます。今後、ちょっとホームページの担当課、あるいは課内でも協議して、何か判るような形で表示していければと思います。ありがとうございます。

○有川 美子議員

検討をお願い申し上げます。細かいことなのですが、女性議員が誕生したことによって、私と上別府議員、2名です。こんな声、女性の方々相談がしやすくなった、議員の方が身近になった、そんな声をいただいておりますので、少々、今後もこのような女性のことについても、細かいこともお尋ねしていくかもしれません、その都度、子供たちのこと、さつま町の人口減少に対する課題解決の一つと受け取っていただいて、どうぞ御答弁お願い申し上げます。

初めて質問をさせていただいて、大変緊張いたしました、しっかりとこれからも町民の皆様の声が届けていく議員として活動してまいります。これで最後といたします。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で有川美子議員の質問を終わります。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

明日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後2時27分



令和3年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

令和3年6月18日



令和 3 年 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問  
 令和 3 年 6 月 1 8 日 ( 第 3 日 )

順 番	( 議 席 番 号 ) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	( 4 ) 橋 之 口 富 雄	<p>1 宮之城ちくりん館の駐車場確保と物産館の運営について</p> <p>宮之城ちくりん館は、現在 J A 北さつまが運営しており、売上げも年々増加し、年商約 3 億円で推移している。しかしながら、駐車場が狭く、出入口の周りにも多いときは駐車がなされ、事故等も起きかねない状況である。今後の駐車場整備についてどのように考えているか、次の点を問う。</p> <p>(1) 駐車場の東側の土地や南側には約 1 5 0 坪の土地が売りに出されているが、当該土地の取得や歩道と建物間の土地利用を含めた、全体的な駐車場整備の考えはないか。</p> <p>(2) 将来的には、さつま町 5 つの物産館をまとめた道の駅構想などの考えはないか。</p> <p>2 ふるさと納税について</p> <p>(1) ふるさと納税制度は、財源の確保ができいろんな分野の予算配分に回せる利点がある。これまでの寄附者の状況 ( 町内・町出身者・町外 ) はどのようなになっているか。また、寄附者との継続的なつながりを持った取組が必要と考えるが、具体的対策をどう講じていく考えであるか。</p> <p>(2) 「ふるさと納税課」なる専門部署を作って、1 人ではなく、三、四名で、四、五年くらい専門の人員を確保する考えはないか。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
7	(6) 上 別 府 ユ キ	<p>1 環境対策について</p> <p>(1) 予想以上の速さで高齢化が進んでいる我が町の現状を踏まえ、家庭からのごみ処理が困難な高齢者世帯に対して、ごみ回収対策をどのように講じていく考えか。</p> <p>(2) 資源ごみ売却収益減少への対策と不法投棄防止対策の視点から、空き家や空き店舗などを利用した、いつでも、だれでも持ち込める「資源リサイクルステーション（仮称）」を設置する考えはないか。</p> <p>(3) 分別を行うことで算出できる資源ごみ及び有益不燃ごみ売却益を、上記活動などに還元する考えはないか。</p>
8	(11) 古 田 昌 也	<p>1 新型コロナウイルス感染症への対応について</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症のまん延により、町内において「営業はしなさい、でも自粛もしなさい」という空気感になっている。町内の飲食店、スナック、お酒を取り扱っている店舗が営業しにくい状況を、町長は、どう捉えているか。 また、町としての独自の対応などは考えているか。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者の情報をどの程度把握し、その情報をどのように周知しているのか。また、感染者及び濃厚接触者への具体的なアフターケアをどう考えているか。</p> <p>(3) 65歳以上のワクチン接種のスケジュールは確定しているが、現時点の予約状況やワクチンを無駄にしないためにもワクチン接種のキャンセル分についてどう対応していく考えか。また、先行接種の対応等をどのように考えているか。</p>

令和3年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和3年6月18日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	教 育 長	原 園 修 二 君
総務課 長	原 田 剛 志 君	企画政策課 長	角 茂 樹 君
財政課 長	富 満 悦 郎 君	町民環境課 長	下 田 良 二 君
保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君	高齢者支援課 長	原 田 健 二 君
農政課 長	山 口 泰 徳 君	商工観光PR課 長	市 來 浩 二 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。

ただいまから、令和3年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してある議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、4番、橋之口富雄議員に発言を許します。

[橋之口富雄議員登壇]

○橋之口富雄議員

新人議員の橋之口です。話し方もうまくありませんが、緊張していますが、よろしくお願ひします。

昨日より各議員の一般質問をお聞きし、非常に課題も多く、勉強になりました。

私は選挙前に、地域に元気を、地域に誇りをということで選挙活動に邁進してまいりました。それと、民間活用のノウハウを生かしたまちづくりに取り組んでまいりたいとも思っています。

町長の所信表明でもあります稼ぐというテーマに絞りまして、今回は物産館のちくりん館の駐車場確保と運営について、ふるさと納税についての2点を一般質問といたします。よろしくお願ひいたします。

さつま町には5つの物産館がありますが、鉄道記念館を入れまして6つございますが、平成14年に今のちくりん館が建築され、管理者委託制度で、現在、JA北さつま農協が運営し、売上げも年々増加し、現在、年商3億円前後で推移しております。お客様も平日で500人ぐらい、土日祭日で七、八百人から1,000人ぐらい、県内外から新鮮な野菜、果物、総菜、パン、レストランまで抱え、順調に営業がなされていますが、ここ最近、コロナ禍によりレストランのほうは幾らかは影響があるようにお聞きいたしております。また、出荷者も高齢化が進んでいる状態でございます。

ところで、今のちくりん館を見ますと、建設当時からどうか判りませんが、出入り口が1か所しかございません。また、駐車場も41台分しか確保されていない状況です。その中で、従業員の車だけでも十二、三台を占有しています。イベントを開催するときや観光バスが来るそうですが、そのときは事前にほかの場所の土地を借りて対応しているとのこと。

駐車場が狭く、出入り口の周りにも多いときは駐車がなされ、また、せっかく来られたお客様も帰られることが多いとお聞きしております。また、事故等も起きかねません。

ちくりん館はさつま町の拠点でもあり、一次産業の所得向上、商工業の売上げ増、観光の面でも交流人口を増やし、地の利の良さを生かし、国道が3つございますが、伊佐、始良、出水、川内方面からもたくさんお客さんが来るようにするために、まず最初に、駐車場東側と南側のほうの土地が今、売地が出されております。その土地の買収や、買収がもしできれば、旧川原からの国道のほうに出れるようになって、動線もよくなるんじゃないかと思っておりますが、そこら辺もお聞きしたいと思います。

東側には150坪、それと南側のほうには、某瓦工場の鉄骨2階建がありますが今、それが現在、それも150坪ぐらいあります。それも売りに出されております。そこ辺を整備する考えは

ないか、それもお聞きしたいと思います。

それと、将来的には今、観光バスが何台も止まれるぐらいの駐車場ができないものか、さつま町の物産館を、今現在5つありますが、将来は1つにまとめるなどそういう構想などがあるかどうかを伺いたいと思います。

せっかくいい観光拠点があるのに、今のところは20年ぐらい何も生かされておられません。そこら辺を執行部はどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

また、物産館はさつま町の拠点でもありますので、このあと質問しますが、ふるさと納税の返礼品などの展示も考えたらどうでしょうかということもお聞きしたいと思います。

次に、ふるさと納税について質問いたします。

3月議会で川口議員が質問され、広報さつま6月号にも詳しく掲載されていましたが、再度、私なりに質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

町長が代わられて所信表明でも決意されていますように、稼いで所得向上を目指し、いいさつま町をつくることを宣言されています。

ふるさと納税につきましては、財源の確保ができ、本町でもタブレット利用事業、図書館の整備、高齢者への福祉、全国を見てもスポーツ文化振興、子ども子育て、安心安全防災、災害支援、復興など様々な分野に配付され、活用されています。本町でも年々増加の傾向にあります。まだまだほかの町村と比べても、大分、少ないような気がいたします。県内でも、南さつま市、志布志市、大崎町など人口が少ないところでも28億円から46億円ぐらいの納税を受け入れておられます。その差はどこにあるのでしょうか。

志布志市、大崎町などはうなぎが特産で稼いでいるともお聞きしております。県内、全国どこを見ましても、米、焼酎、果物、野菜、牛肉、お菓子など似たようなものが多いですが、特色あるヒット商品を農商工連携で町民の知恵で何とかできないものか。そこにはいろんな業者との都合とか利用とかあるでしょうが、そこら辺を何とか検討して、本町でもいい素材はたくさんあると思いますので。また、先進地の研修をし、まねでもいいから勉強して、職員が勉強してきたらいかがなものでしょうか。

そこでお聞きしますが、1番目に、ふるさと納税は財源の確保ができいろんな分野の予算配分に回せる利点がある。これまでの寄附者の状況、町内・町出身者・町外はどのようになっているか。また、寄附者との継続なつながりを持った取組が必要と考えるが、具体的な対策をどう講じていく考えであるか、お聞きしたいと思います。

それと今、現在、商工観光PR課でふるさと納税を扱っていますが、今お聞きしますと、1人で対応して忙しいときは、各職員が加勢していろいろやっているようでございますが、せめて専門の、専従で三、四名、せめて3名ぐらい確保して、常時異動がなくて専門の人員を確保する考えはないか、そこら辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

〔橋之口富雄議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

## ○町長（上野 俊市君）

おはようございます。

それでは、橋之口富雄議員から宮之城ちくりん館等の物産館運営の関係のほか、1項目の御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の全体的な駐車場整備の考えはないかという関連の質問でございますけれども、現在、宮之城ちくりん館につきましては、地域資源活用総合交流促進施設としまして国の補助金を活用しまして、平成13年に建てられた直売所でございます。現在、JA北さつまを指定管

理者に定めまして運営をいたしているところでございます。

御質問の中にあります南側の物件につきましては、現地調査を行ったところ、ちくりん館駐車場との高低差が約2.6メートルございまして、建物の解体や土地の埋め戻しなど相当な費用を要すると、土地であると考えているところでございます。

また、駐車場の東側の水田につきましては、ちくりん館駐車場との高低差が約2メートルございまして、南側への道路に出るには、個人の所有地である道路を利用しなければならないというような条件等もございまして、駐車場の増設しか見込めないと思っているところであります。

宮之城ちくりん館の駐車スペースは、開業当初、普通車が36台、大型バス5台ということでスタートをいたしておりましたが、現在は、先ほど議員のほうからございましたが、普通車約50台となっているところであります。イベント等が行われる場合につきましては、近隣の酒造会社の駐車場等を借用しながら、職員の駐車場として利用させていただいているところでございます。

このちくりん館の駐車場の拡張の関係等につきましては、過去にも何とか広げてみてはどうかというようなこともございまして、指定管理者でございますJA北さつま農協と協議をした経緯もございまして、やはり、この中でも整備工事費、それからこの費用対効果などを考えますとなかなか難しいということで、見送った経緯があるところでございます。

また、歩道と建物間のこの用地の整備につきましては、JA北さつま農協のほうと協議をしながら検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、町内の5つの物産館をまとめた道の駅構想などについての御質問でございます。

御案内のとおり、町内には5つの物産館がございまして、宮之城ちくりん館、生産物直売所の平川屋、鶴田の自慢館、薩摩の直売所、梅の里薩摩、この町の施設の4つの指定管理施設と、それから地元で運用いたしております、せせらぎの郷辺りを合わせまして、5つの直売所が今、現存しているところであります。

各直売所とも地域の活性化、消費者との交流施設として定着しているところでございますけれども、現在、コロナ禍における巣籠もり消費の影響などを受けまして、販売については、前年を上回る金額で推移をしているような状況でございます。

質問のありました道の駅構想でございますけれども、現在、この5つの施設をまとめて道の駅の整備を行った場合、主にまちの周辺部において、直売所の販売に頼っている多くの高齢の生産者の出荷が途絶えてしまうのではないかなど影響が大きく、生活必需品を買うことのできる直売所は生活インフラを担う重要な施設であるというような観点から、今のところ直売所をまとめることは難しいのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、将来的には人口減少、それから高齢化の進展ということのを合わせまして、北薩空港幹線道路、この宮之城道路が本年3月に事業決定いたしまして、全線開通が見えてくるわけでございますけれども、この全線開通を見据えた新たなまちづくり、ただこれを通過点で終わらせるんじゃないかと、やはりこのまちに客を引き込むというような施設の整備費、まちの核となる施設の整備というのは、今後、検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、2点目のふるさと納税についての御質問でございます。

ふるさと納税が現在の居住地での課税を控除する制度でございますため、寄附者が町内出身であるかどうか判らないところでございますけれども、町内者については返礼品もないことから、ごく僅かではないかと考えているところであります。

ふるさと納税の件数につきましては、令和元年度2,440件、令和2年度は1万4,175件と大幅に伸びてきているところでございます。金額にいたしましても、令和元年度は約1億

977万円であったものが、令和2年度は約2億583万円となっているところでございます。

また、寄附者に対しましては、希望者に対し、広報さつまを寄附から、寄附していただきましてから1年間、毎月送付いたしておりまして、現在、月に280名ほどになっているところでございます。

今後は、まちのイベントなどチラシを同封しながら、まちのPR、まちのすばらしさというのでも寄附者へお伝えしながら、これにつきましてはPRを進めていきたいと考えているところであります。

また、昨年度、コロナウイルス対策関連で取り組みましたふるさと納税返礼品を活用したさつまいもの一品振興事業で特産品抽選に応募いただきました約2,500名の皆様にメールマガジンの送信を行うなど、新たな寄附者の開拓にも取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、専門部署の設置の考えはないかということでございます。

県内全体を見てみますと、寄附額の大きな自治体では専門の係を設けているようでございます。ふるさと納税専門の課を設けているところはないようでございますが、町としましては、今後のふるさと納税の件数や金額等の伸びを見ながら判断をしていきたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○橋之口富雄議員

最初のちくりん館の駐車場整備の件についてですが、南側のほうにはもちろん段差がありますが、あそこをもし買収できたら、あそこを買収して造成して、旧国道、川原から北の504号のほうに抜けるようにしたら、大分、スムーズに行けますし、また、観光バスが来ても、もし買収できたら十分できるんじゃないかと思いますが、そこら辺はいかがなものでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

先ほど答弁でちょっとお答えさせていただきましたが、過去にもJA北さつま農協とのほうで協議をいたしております。この協議の中では施設の譲渡を含めまして、譲渡がするのであれば駐車場を広げてもらわないと困るというようなこともございまして、いろいろと検討もしたところなんですけれども、なかなか先ほど申しましたように、非常に多額の工事費が必要になるというようなことと、今後の施設の運営等々総合的に判断をしましたところ、そのときにはなかなか駐車場の拡張については難しいということで、見送ったところでございます。

議員がおっしゃられることにつきましては、十分、私ども、土曜日、日曜日のお昼前後の状況を見ておりますと非常に多い時間帯もございまして、駐車場に入れないと言われることも十分理解しているところではございますけれども、ここにつきましては、将来的な、先ほど道の駅構想というのもございました。将来的なことを見据えながらここについては検討していきたいと、十分検討していきたいと思っておりますが、今のところこの拡張の関係等については考えていないところであります。

#### ○橋之口富雄議員

ぜひ、あそこを確保してもらって、駐車場を確保して、さつま町の一番拠点ですから、もちろん、さつま町一次産業が一番主なんですけど、その農家所得にもなりますし、商工業の所得の向上にもなりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それと、今の敷地にちょっと段差があって、生産者の方もなかなか手押し車で持ってきた場合、段差があって何か運びにくい面もあるところもございまして、そこら辺の整備もちょっと併せて考えていただきたいと思っております。

それと、今後、車の、これは行政に言ってどうかいいか判りませんが、電気自動車が入ってき

ますが、充電機の設置などをそこら辺で考えていただけたらよろしいかなと思っております。

#### ○農政課長（山口 泰徳君）

1点目の段差の関係でございますけれども、農産物の生産者が建物の一番奥のほうから納品をされているようでありますけれども、一番奥のところに建物の浄化槽が設置をされておりまして、浄化槽の周辺に駐車をして裏口から納品されているようでございます。

浄化槽の周辺につきましては、経年劣化によりまして、浄化槽と駐車場との部分に約1センチ程度の段差が発生している状況でございます。車から農産物を下ろして手押し車等で通過するときにスムーズに移動ができないというようなことも聞いておりますので、指定管理者でありますJA北さつまと協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

それと2点目の電気自動車の充電施設の件につきましては、ちくりん館の館長とも意見交換をさせていただいた中で、そういうお客様からの要望があるのかということで聞いたところ、今のところは特にそういう要望は受けておりませんというようなことでもございました。

#### ○橋之口富雄議員

現在、電気の充電設備ですが、さつま町には、現在、1か所もない状態でございます。どうか、また町のほうで検討してもらえればと思っております。

それと次にふるさと納税の件ですが、役場のほうで優秀なスタッフもいらっしゃいますし、町長の権限で何とか職員を専門で各町村に派遣して、研修でもいいですし、まねでもいいですから、なるべく売上げを、売上げというか、ふるさと納税を増やしていただいて、いろんな分野に資金を回していただければと思いますが、そこら辺はいかがなものでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

専門部署の関係については先ほどお答えしましたが、携わる担当、それから担当課の職員の関係等につきましては、議員のおっしゃるとおり、先進等々調査、それから様々な研修会のほうには積極的に出していきたいと思っております。

それとやはり、このふるさと納税という制度自体が始まりました最初の関係としては、やはり、そのまちに魅力を感じ、このまちに寄附をしたいというやっぱりそういう思いを大切にしたいということもございまして、やはり、さつま町のいいところというのをどんどん情報発信をしながら、さつま町であれば寄附をしたいというところをつかみながら、つかんでいながら、ふるさと納税の中身もしっかりと充実していく必要があると思っております。もう議員のおっしゃるとおり、頂いた寄附等につきましては、しっかりと目的に沿った使い方をしながらもここを増やす努力というのは、これからも力を入れていきたいと思っております。

#### ○橋之口富雄議員

今町長がおっしゃられましたように、ふるさと納税で稼ぐというのはちょっと言い方は悪いですが、我々民間の事業所は、一生懸命朝から晩まで汗水たらして頑張っているわけです。その中で稼いで税金をして生活しているわけですが、町のほうもちょっと稼いで、私も公民館長をしましたが、何か申請すれば予算がない、予算がないと全部却下されて、却下された経緯がありますので、そこら辺も予算があれば何でもある程度、お金がないと何もできませんので、これはひもつきの財源でもありませんので、何とかそこら辺を稼いで、稼いでというか、ふるさと納税で全国的にさつま町をPRして、そこら辺の資金をいろんな方向に回してもらえれば、さつま町はもっとよくなるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○町長（上野 俊市君）

そこについては、しっかりとさせていただきたいと思っております。

返礼品の関係等につきましては、ロットの関係とかいろいろとございまして、先ほど議員のほ

うからありましたように、志布志市とか大崎町とかというのは、非常にウナギをキーポイントしながらいろいろと積極的にやられているようでございます。

そのようなことから、さつま町におきましても、さつま町の特産品としてはこれがあるというような形でしっかりとしたものをみんなと共有しながら作り上げていく、さつまのブランドということで、これも構築していくということで所信表明の中でも述べております。このようなことをしながら、とにかく、さつま町の特色にあるものというのを返礼品のほうに加えられるように、いろいろとまた関係者の皆様方と協力していきたいと思っております。

#### ○橋之口富雄議員

1番目とちくりん館の駐車整備とふるさと納税についてはぜひ前向きに検討していただいて、何とかそこら辺を実現してやっていってもらいたいと思っております。

以上で質問を終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、橋之口富雄議員の質問を終わります。

次は、6番、上別府ユキ議員に発言を許します。

〔上別府ユキ議員登壇〕

#### ○上別府ユキ議員

初めての質問で大変緊張していますが、私、上別府ユキは、生活者の目線で住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるさつま町の観点から3問の質問をいたします。

まず1問目は、予想以上の速さで高齢化が進んでいる我が町の現状を踏まえて、家庭から出すごみ処理が困難な高齢者などに対して、回収対策をどのように講じていくかという質問です。

まず、衛自連についての話をします。少し長くなるかもしれませんが。

さつま町衛生自治連合会（以下、衛自連といいます）は、自分たちの家庭から出すごみの管理を公民館単位で独立採算制で補助金や助成金は頂かず、各戸の会費200円掛ける7,250戸とごみ袋の売上げで運営しています。ごみの出し方、ごみの分け方、ごみの減量化、地域の美化活動、不法投棄の防止、河川の浄化、生ごみ分別リサイクルなど多岐にわたる環境活動を町民の皆さんが一体となり取り組んでいます。

近年、各公民会の世帯数の減少とごみ袋売上げが少なくなり、収入が減少しております。ごみ袋の売上げ減少は、生ごみ分別が増えてきて可燃袋の必要が減ってきたことであり、よい傾向です。可燃ごみ減少、可燃ごみが減少することは焼却炉の延命化につながり、とてもよいことです。生ごみ分別収集の成果が表れてきたと思います。

ですが、収入減に手をこまねいているわけではありません。売上益回復に向けてごみ袋のデザインが一新されました。1枚当たりの単価を上げて袋を大きくしたわけです。少し大き過ぎるといふ一部の声もありますが、衛自連の収入源のため、昨年より資源ごみステーション維持管理費で各公民会に配分されていた分が減額されています。これは、各資源ごみステーション、町内に208か所ありますが、その立会人報酬や維持管理費に充てられています。それぞれの公民会組織で、それぞれに考えて取り組んでいる活動です。

例えば住民が当番制で月2回の資源ごみ回収時に立ち会って、ゴミの分別など指導し合うケースや担当者を決めて分別をしっかりと見守る制度だったり、班長さんが事前に準備しているところや前日の夕方に取り組むケースだったり、維持管理の仕方は公民会で様々ですが、さつま町町民が真面目に一生懸命取り組んでいる活動です。

どんな取組にしても課題は少しずつあるようです。人口の多い中央部では、世帯数の割に回収箱が少なくてせつかく集めた資源があふれていたり、カラスにつつかれていたりとか、立会人が

分別が判らずその分別が不十分だったりとかがあります。これらは環境衛生施設整備助成金や出前講座などを使い、しっかり対策を講じれば解決できる課題です。

周辺部の課題の一つは、高齢者への対応です。住民当番制の立会いですと、高齢者の早朝の時間帯の対応は無理があるようです。夏場はまだしも冬場の雨の日、雪の日は大変です。ある程度の年齢に達せられた方々には対応をそれぞれの公民会で話し合っただき、解決できればと思います。

このようにごみステーションまで持ち込めれば衛自連の制度を使い、どうにか課題を解決していける手だてはあると思います。

ここからが本題です。

大きな問題は、そこまで持っていくことのできない高齢者世帯などのごみ回収対策です。

令和2年度高齢者実態調査で、日常生活で困っていることについての質問では、通院や買い物、草刈りやごみ出しといった高齢者の割合が高い状況にあります。周辺部ではごみステーションが遠いという声もよく聞きます。せっかく分別できても持っていくことが困難な高齢者が多いと思います。回収する方法を制度として講じてほしいということです。

お互い助け合っているところはたくさんあります。例えば湯田区では、向こう3軒両隣運動という名前を名付けて近所で協力し合っていたり、中津川の武白猿公民会では、青壮年部が高齢者世帯を軽トラックで回り、昭和45年頃から年2回定期的に廃品回収ということで取り組んでいるそうです。

年齢を重ねてこられた人たちを今まで家や地域を、社会を支えてこられた方々を、現在は周りが、誰かが、何かを支え合わないといけない実態があります。高齢者世帯などのごみ回収対策を検討していただくお考えはないでしょうか。

次に、いつでも誰でも持ち込める資源リサイクルステーション（仮称）を設けられないかという質問です。

資源ごみ及び有益不燃ごみの売却実績を調べてみました。平成29年度955万1,000円、平成30年度902万9,000円、令和元年度783万9,000円、令和2年度484万3,000円と、平成29年度をピークに年々減少しています。売却価格の鉄類価格が中国輸出で大きく下落していることが影響しているように思われます。

もう1つの要因は、紙類の売却減が響いているようです。段ボール類や古紙類、新聞紙などです。町内のあちこちに町外業者によるその類いの回収ボックスが見受けられます。いつも段ボールや古紙類があふれています。いつでも誰でも入れることができるそのボックスは、大変盛況のようです。

また、月1回某新聞社が行う古新聞回収サービスがあります。木戸口や道端に出してさえいれば、雨だろうが雪だろうが回収してくれるので便利です。今月から雑誌類も回収を始めたそうです。段ボールや古紙類の売却益減少には、このような要因があると思われま。

5月27日付南日本新聞に、我が町の環境美化推進委員の方の投稿が掲載されていましたが、道路沿いの散乱ごみの実態に驚くという内容でした。本当に周辺部の山あいの不法投棄には目を覆うものがあります。ごみ捨て禁止の看板の横に空き缶やペットボトル、プラスチックなどが捨てられています。不法投棄は捨てては駄目よとだけではなく、持っていけるところをちゃんとつくらないと解決しないと思います。

そこで、ごみ散乱防止をするためにも、いつでも誰でも資源ごみを処理できる場所を設けてほしいです。そこに持っていくことでごみを適正に処理するという基本的な行為が実現できるのです。もちろん、ちゃんと分別するというルールは守ってもらわなければなりません。防犯カメ

ラも必要でしょうか。そういう部分も大きく加味した上で、いつでも町民の誰でもが資源リサイクルに協力できるシステムを町内の空き家や空き店舗などを利用して何か所か設けることはできないでしょうかという具体的な提案です。

次に、町民の皆さんが真面目に取り組んでいる資源ごみなどの分別活動で、収益として算出できた資源ごみ及び有益不燃ごみ売却益で前に述べた活動への還元はできないでしょうか。

資源ごみ回収活動が開始し始めた頃、その売却益は福祉活動に回されると耳にしたことがありました。が、現在の予算書を見ますと、不燃物売却収入で計上されているようですが、これは何に充当されているのでしょうか。

町民の皆さんが真面目に活動して算出できた意義ある財源が何らかの形で高齢者のためになったり、ごみ散乱防止などにつながれば、また意義が上がるのではないのでしょうか。

以上、3点の質問です。終わります。

〔上別府ユキ議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

### ○町長（上野 俊市君）

上別府ユキ議員からの環境対策等についての御質問でございます。

まず1点目の家庭からのごみ処理が困難な高齢者世帯に対しての関連の御質問でございます。

現在、高齢者世帯のごみ出しの支援につきましては、介護保険事業における訪問介護サービス等の提供が行われていますほか、近隣住民によるボランティアで行われているのが現状である状況でございます。

高齢者実態調査を先ほど議員のほうからも申されましたが、この結果を見ましても、毎年困り事の一つと、ごみ出しの関係が困り事の一つとして上げられている状況等でございます。全国的に高齢化が進みまして、このことは社会的な問題となっておりますことから、本町におきましても喫緊の課題として捉えているところでございます。

ごみ回収対策につきましては、自助、共助、公助の視点からまずは共助の取組を充実させる必要があると考えておきまして、自治会で取り組んでいただけたらと考えておきます。まずは、地域の状況に応じた地域における支え合いの活動、これらの推進を図りながら、全国的にいろいろな団体に取り組んでおります事例等が出ております。国が示しております高齢者ごみ出し支援制度導入の手引等というのも出されておるようでございますので、これらを参考にしながら必要な検討をしていきたいと思っております。

次に、2点目の資源リサイクルステーション等の設置の考えについてでございます。

この資源リサイクルステーションの関係等につきましては、24時間開放となりますと、やはり防犯、安全等、先ほどありましたようにもういろいろなものが投げ込まれるというような状況等も推察されるところでございまして、やはり設置するとなりますと、鍵の施錠、それ等々が必要になってくるのかなと考えております。

また、民間の回収ボックスにつきましては、町内に二、三か所ほどあるようございまして、これも可燃ごみや資源ごみ以外も捨てられているというような現状等もあるようでございます。その際については、当然ながら、分別及び収集等の課題が出てきているようでございます。

資源ごみステーションにつきましても、雨天時におきまして紙類は収集できない公民会もあります。そういう施設がないというふうなことで、紙類については、今日は出さないでくださいという放送をされて呼びかけをされているところもあるようでございます。

そのことから集会施設等を利用をしていただきまして、屋内に濡れないような形で収集してもらえれば、新聞等の回収料も上がると考えております。先ほど回収の費用等の御説明もいただき

ましたけれども、やはり新聞等が濡れますと単価も落ちるといふようなことから、やはり濡らさない、ぬれない場所等の設置も必要かなと考えているところであります。これによりまして、回収量のほうも増えていくものと思っております。

まずは、先ほど来申しますように、この公民会の資源ごみのステーションを、集会施設の一部を活用するとか雨を防げる施設に変更していただく、このようなことも手段の一つ、方法の一つかなと思っております。紙や段ボール等々の雨を防ぐ工夫というのをできないか、また、衛自連等の会議等でもそれを呼びかけながらそこ辺の工夫もしていきたいと思っておりますのでございます。

最後に、3点目の分別を行うことで売却益が出るわけでございますけれども、この活用についてでございます。

資源ごみ、有益不燃ごみの売却収益につきましては、鉄類や紙類の価格低迷等で減少傾向にございます。衛自連のこの事業におきましても、資源ごみステーション維持管理助成金として各公民会へ1か所4,000円、それから公民会員1世帯1000円の助成も行ってございます。可燃ごみ、資源ごみステーションの整備について、これらを活用しまして助成も行っていらっしゃるところでございます。

御質問の活動等への還元についてでございますけれども、現在、資源ごみ、有益不燃ごみの売却収入につきましては、湯田のクリーンセンターの電気料とか施設の改修等の維持管理経費に充てられているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○上別府ユキ議員

6番、失礼しました。元気でできるうちは自分でやれますが、できなくなったときにどうするか、いずれは自分たちの問題です。いつでも、いつまでも共に安心して暮らし続けるさつま町であったほしいですが、現実はどうでしょうか。地域を回って話を聞いてみました。「以前はシルバー人材センターの方が回収に回ってこられたときもあったけれど、いつの間にかその取組も消えてしまった」と言われた高齢者の女性がいらっしゃいました。独り暮らしのある方は、「休み休み離れた場所のごみステーションまで持っていくのよ」と言われた方もいらっしゃいました。「冬の朝のごみ出しはまこち大変じゃ」と言われた方もいらっしゃいました。

環境問題対策を1つの部署だけで検討するのではなく、町民環境課や高齢者支援課、また、シルバー人材センターなど横のつながりの中で連携を取り合いながら、高齢者世帯等のごみ回収対策を講じていただきたいです。

先ほど町長の答弁に、自助、共助、公助というところもありましたけど。今はまだある程度、自分たちでできる世代の人が多いですが、これから先、できなくなっていく可能性の方たちが増えてくる状況が考えられます。そういうことも考えた上で、これからのごみ回収対策というのを検討していただければなあと思っております。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

上別府議員に申し上げますが、ただいまのは質問ですか。御意見ですか。

#### ○上別府ユキ議員

高齢者世帯ごみ回収対策を講じていただきたいという質問です。

#### ○町長（上野 俊市君）

私も、先日もちょっと申し上げましたけれども、やはりこの選挙活動の中で各地区を回りますと、議員のおっしゃるような状況というのは各地域で見受けられてきておりますし、そういう御意見等も聞いてきているところでございます。

これは本当に私もそういう担当部署、環境だけの問題じゃなくて、やはり福祉の問題、高齢者の問題ということで多岐に関わる問題と認識をいたしております。昨日も中村議員のほうからもありましたが、白男川お助け隊というような共助、地域で助けていくというような取組をされているところもございます。ここについては、地域振興といいますか地域の活性化というような大きな中での、一つのこの取組というようなことになっていくことも考えられますので、ここについてはしっかりと、今出された御意見等は受け止めさせていただきまして、検討させていただきたいと思います。

どういう形でできるかというのは、先ほど申しましたように、ごみ出しの支援の事例集とかいろいろ参考になるようなものも出ているようですので、これも踏まえながら、先ほど申しましたように、衛自連、それからその関係の団体等との集まり等でも御意見等を聞きながら進めていきたいと思います。

#### ○上別府ユキ議員

ありがとうございました。

それでは、いつでも誰でも、資源リサイクルステーションについてお伺いします。

そのようなのができると、例えば休日、親子で訪れることができます。自分たちが使ったものを、まだ使えるものだと認識し合い、使い捨てるのではなく、リデュース、リサイクルしたり、リユース、再利用させたりと、親子で循環型社会の形成を実践する場として使うことができます。先進的なさつまモデルとして、取り組んでいただくお考えはないでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

さつまモデルとしてというようなことでございますけれども、これについても多方面から検討をさせていただきたいと思います。

#### ○上別府ユキ議員

たくさんの課題を抱えるごみ問題対策ですが、持続可能な開発目標SDGsの観点から行くと、決して避けて通れない大事な問題です。作る責任、使う責任の下、環境衛生活動への積極的な施策を講じてほしいです。

特にこれまで人生を重ねてこられた高齢者の方たちが、ごみに悩まされている生活の姿を垣間見ますと、回りが、誰かが、何かが必要と実感します。

上野町長の言われるように、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるさつま町であるためにも、夢と希望のあるさつま町の未来をつくる具体的な施策として、前例にとらわれず、大胆な、スピーディーな決断をお願いします。

終わります。

#### ○議長（宮之脇尚美議員）

以上で……。上別府ユキ議員に申し上げますが、これでもう全部質問を終了ということですか。3つ目の分別の、その地域活動の関係はされませんか。

#### ○上別府ユキ議員

はい、すみません。初めての質問で、ちょっと緊張していますが。

それでは、ただいまのを踏まえて、町長の御決意をお伺いしたいと思います。いいですか。町長の答弁を求めます。

#### ○町長（上野 俊市君）

全体的な形での決意ということでよろしゅうございますかね。

ごみ問題というのは、本当にこの高齢化が進む中で避けて通れない問題というのは、非常に私も認識いたしているところでございます。

どういう形が一番いいのかというのはあるわけですが、基本、やはり共助というのを大切にしながら、地域のつながり、やっぱりそこで助け合いをしていくというのを基本に置きながら、次の段階等々を見ながら検討をしていきたい。これにつきましては、私も本当に再三申し上げますけれども、避けて通れない大きな課題だと認識はいたしておりますので、これにつきましては機会を捉えながら検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上別府ユキ議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時35分とします。

---

休憩 午前10時23分

---

再開 午前10時33分

---

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、11番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

新人議員の古田です。よろしくお願いいたします。大変不慣れで初めてのことで、もし何かあれば、御指導、御指摘のほうよろしくお願いいたします。

まず最初に、新型コロナウイルスの関係の方々、医療従事者並びにコロナワクチンの接種でやって対応していただいている職員の方々、本当にいろいろとありがとうございます。その点について質問のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

（1）新型コロナウイルス感染症の蔓延により、町内において「営業はしなさい、でも自粛もしなさい」という空気感になっています。町内の飲食店、スナック、お酒を取り扱っている店舗が大変営業しにくい状況になっております。その点、町長のほうはどう捉えているのか。また、町として独自の対応などは考えているかをお聞かせください。

（2）新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者の情報をどの程度把握して、その情報をどのように周知しているのか。また、感染者及び濃厚接触者への具体的なアフターケアをどう考えているかをお聞かせください。

最後に、65歳以上のワクチン接種のスケジュールは確定しているが、現時点での予約状況やワクチンを無駄にしないためにも、ワクチン接種のキャンセル分についてどう対応していく考えがあるのか。また、先行接種の対応などをどのように考えているかをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

古田昌也議員からの新型コロナウイルス感染症への関連の御質問でございます。

まず1点目の、この店舗等の状況をどのように捉えているかというような御質問でございますけれども、全国のニュースなどで、この飲食店でのクラスターの情報が流れますと、お酒を取り扱っている飲食店側の責任であるかのような、この間違った情報と捉えがちになっているのでは

ないかと考えているところであります。

こういう「本町内において感染症の方が発生しました」というようなことの情報が入りますと、ぴたっとその日には、もうお客のキャンセルが入るといような状況等もあるようであります。私も意見としまして、自らお聞きしたところでございます。やはり、非常に厳しい状況と私も認識いたしているところであります。

他の経営者の方にもお話を聞いてみましたが、やはり町内でしばらくコロナの感染者が発生しないと、徐々にではありますけれども、お客様が入ってきて、予約が入ってくると。先ほど申しましたように、ただ感染者が発生しますと、ぴたっと客の足が止まってしまうという本当に厳しい状況というのは、私も店舗を数店回らせていただきましたけれども、そういう状況として認識をいたしているところであります。

県及び町の今後の対策についてでございますけれども、昨日の平山議員の答弁でもお答えしましたように、町としましては、第2弾のさつま応援商品券の発行に向けて、現在取り組んでいるところであります。

また、県におきましては、飲食店が実施している新型コロナウイルス感染対策を第三者が確認し、認証する新たな制度を始めることにいたしております。これらの対策のために飲食店がアクリル板や消毒液などの購入費を、1店舗当たり上限10万円を補助することにいたしているところでございます。

町としましても、この対策費等につきまして、10万円を超える飲食店があるようであれば、その差額等についても助成できないか検討してまいりたいと考えているところであります。

今後におきましても、国、県の動向を見ながら、支援が必要があった場合におきましては、適時、的確な新たな支援対策も講じていきたいと考えているところであります。

次に、2点目の新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触者の情報の周知の関係でございますけれども、感染者の情報連絡体制についてでございますけれども、町内の居住者で発生しますと、川内の川薩保健所から保健福祉課長へ電話連絡が入り、その後メールとファクスにより年代と性別それから発熱などの現在の症状、行動歴と経過、医療機関への入院や宿泊施設への入所の状況、それから濃厚接触者の情報について連絡があるところでございますけれども、これ以外の情報については一切ないところでございます。外部からは、町は知っているんじゃないかというような問合せ等もありますけれども、我々としましては、頂く情報としましては、今申し上げた情報のみであるということは御理解いただきたいと思っております。これも個人情報観点から、やはり厳しい制限をかけているようでございます。こういう連絡が入りますと、必要に応じまして庁舎内に設置しております新型コロナウイルス対策本部会議を開催しまして、対策等々について協議を行っているところであります。

町民の皆様への情報提供につきましては、場合によっては私自ら防災行政無線で放送したり、町のホームページ、それからLINE等を活用しまして、特にこの誹謗中傷や様々な憶測による誤った情報が蔓延することのないように、冷静な対応と基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけてきているところでございます。

アフターケアの関係等につきましては、現在のところ感染された方々からの直接の相談の申出はございませんけれども、不安や悩みなどの相談があった場合につきましては、保健所と連携して状況に応じた対応をしていきたいと考えているところでございます。

先ほども申しましたように、非常にプライバシーに関するところ、個人情報等に関するところとの関係もございますので、これについては慎重に対応していきたいと考えているところでございます。

最後に、3点目の、高齢者の予約の状況等々についての御質問でございます。

現時点での予約状況につきましては、5月末までの実績が約2,400名、それから6月から7月の個別集団接種合わせて約5,300名、合わせて7,700名となっているところでございます。

新型コロナウイルス感染症に係る高齢者対策分の、このワクチンの余剰が発生した場合の対応につきましては、鹿児島県の対応指針が示されましたため、それに基づきまして本町におきましても対応指針を定め、ホームページなどでも公表いたしているところであります。

こういうキャンセル等が出た場合の関係につきましては、まず高齢者等の接種券の送付を受けた方、次に基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者の方、障害者施設入所者及び従事者の方、次に保育所、認定こども園と学童の施設従事者及び小中高の教員の方々、次に、重度障害者や医療的ケア児を必要とする、在宅で介護する家族の方々、その次に、集団接種会場等における接種業務の従事者、警察や消防、公共団体、公共施設の職員、最後に、その他、市町村に必要と認める者ということで、県が公表いたしておりますが、状況に応じまして、このような方々に対しましては、もう臨機応変に対応していきたいと考えているところでございます。

なお、個別の医療機関において急なキャンセル等が出た場合につきましては、町が集団接種の予約者の中から、早く予約された方に連絡いたしまして、医療機関で接種を受けていただけないかも相談をいたして、対応をいたしているところでございます。

集団接種時の予約のキャンセルの対応につきましては、本部担当職員が、当日の集団接種の接種者名簿の最後の方の次に予約された方から順番に電話で連絡を取りまして、「キャンセルが出ましたが、接種は来ていただけますか」ということの電話をいたしまして、対応をいたしているところでございます。都合が悪い場合につきましては、名簿の次の方に電話をして、またおいていただくというようなことにいたしております。

なかなか急な状況での対応となっておりますことから、やはり先ほど申しましたように、申し上げました、優先接種と言われる方々で対応できる方に、その場ではもうすぐ対応していくというようなことも取らせていただいているところであります。

それから、先行接種の関係等についてですが、優先接種ということで理解をいたしておりますので、それについてお答えさせていただきますが、先ほど申し上げましたワクチンの余剰キャンセルが出た場合に、この接種を優先する方々を優先しながらも、ワクチンの供給量に応じまして、この年代を区切って、年齢の高い順から段階的に実施していくようでございます。

なかなか報道等ではワクチンが潤沢にどんどん来るというふうなことで報道されておりますけれども、現実的にはなかなか、こちらが要望した数が要望どおり来ないという現状等もございまして、このワクチンの供給量に応じた対応を取らざるを得ないというのが今の、現状等でございます。

今後、どのような形に変わっていくか、この供給がどのようになっていくか判りませんが、このワクチンの供給量はしっかりと見定めて、3週間以内に2回目を打たないといけないという条件等もあるわけですので、対応につきましては、そこあたりをしっかりと見極めながら、臨機応変に対応してしていきたいと思っているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

#### ○古田 昌也議員

ありがとうございます。まず、重複するかもしれませんが、実際に今、答弁のほうで、町長が実際に店舗のほうに行かれた、経営者のほうから連絡があったということにはなっておるんですが。再度、ちょっと、そこら辺の率直な本当の感想というのをお聞かせ願えないでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

私も議会前、先週、先々週に分けて、4店舗、5店舗、ここ二、三年の間に新しく開業されたところの店を中心ちょっと夜、実際に足を運んでみました。

やはり私以外に、本当に、平日でございましたけれども、店には3人ぐらいしかいらっしやらないと、予約ももう3人ぐらいしか入っていないというような状況の中にある店がほとんどでございました。

加えまして、先ほど申しましたように、本町におきまして感染者が発生しますと、もう予約もキャンセルというような、本当に切なる訴えをされたところであります。

本当に誤った情報とかそういうのもあるのかもしれませんが、現実としては、そのような状況にあるというのは、私も実感として受け止めたところであります。

○古田 昌也議員

実際、本当に今答弁していただいたとおりに、本当に出れば、もうお客さんがいなくなる。出なくても、もうそういう空気感が、実際にもう外に食べに行ったら駄目だよみたいな空気感が漂っているのがすごく感じるところであります。

そこで、いろいろと、その店舗の方々と一緒にお話をする機会とかいただきまして、いろいろと話を聞くんですが、ごはんを食べに行ってはいけないと、役場職員が、例えばJ A職員がみたいな感じで、うわさが実際に流れていると。そういう指示をしたことっていうのはあるんでしょうか。お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

本町の関係等についてのみお答えさせていただきますけれども、私が就任いたしまして、26日に行われました課長会の中におきましても、こういうコロナの状況で飲食店の状況が非常に厳しい状況であるということは、職員のほうにもお伝えしながらも、やはり、感染症対策をしっかり取った上で、その当時、県の指針が4人以下での会合が適当であるというような指針といいますか、目安を出しておりましたので、私自身もその4人以下、そういうしっかりとしたルールを守って使っていたきたいと。

私のほうから、そういう店を使うとか、行くとかいうことは一切申し上げておりませんことを、しっかりと認識をいただきたいと思います。

○古田 昌也議員

すごく、そういうお答えが、ありがとうございます。

その中で、ルールを守って4人以下という形でも、今の答弁がありましたけれども、実際に4人以下という曖昧なルールだと、僕自身は大変感じているところであります。

国の方針、県の方針が、例えばそういう形になっているんですか。例えば、もう揚げ足を取るようなことかもしれませんが、5人の家族はどうするんだとか、店舗が満席なんですけど、40人以上いるけど、20人の団体のほうが、貸切りだったいいんじゃないかと、そういった独自のルールの考え方をつくるようなお考えはないでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

非常に難しいところかと思えます。本当に私自身も、4名がいいのか、5名が何で悪いのかということが、私も明確に答えられません。これについては、もう皆さんそうかと思えます。しっかりと、私が思うのはしっかりと感染対策を取っているお店であれば、この人数には関係ないのかなと思えますけれども。やはり今、国、県が出している指針等、これをやっぱり見ますと、それを超えての、どうぞ5人、6人でもやってくださいというのは、こういう自粛をしている中で、私はなかなか言えないのかなと思っているのが現実であります。

○古田 昌也議員

そうですね。大変苦しいと思うのは重々承知なんですけど。

ちょっと県が推奨して、第三者機関が見回りっていう形で、今、回られているのは、実際、さつま町の店舗でも何店舗か回ってこられたという状況ではあります。

それでその中で、県の指針のほうでいろいろ考えたら、今、山梨県のモデルというのを指針にして、感染症の対策っていうかそういう見回り隊というのをやっているところだと聞いております。

ただ、それは店舗の見回りだけであって、ルールを設置っていう形では、山梨県のお願いっていう形で、山梨県は、飲みに出るお客さんにもルール決めというのをやっておられるんです。それが大体7項目あって、その中ですごく気になるのが、ふだん一緒にいる人とは飲み過ぎないようだったら、全然大丈夫ですよという指針のほうが出ているんです。そういった独自のルールっていうものを、さつま町でもつくっていただくような検討をしていただければ、すごくありがたいなっていうのは、すごく感じております。

その検討をするっていう空気感があるだけでも、飲食店の方々、スナックの方々っていうのは多分、金銭的な支援よりも、そちらの支援のほうを多く望んでいると思われまので、ぜひともそのルールづくりであったりとかそういったものの検討というのを、ぜひともお願いしたいんですが、その検討はしていただけるんでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

今、山梨モデルのお話もされましたし、今回、鹿児島県のほうもこの山梨モデルを参考にした形での取組をすすめるということにされております。これは、前日の平山議員のところでも申し上げましたが、やはり店舗とされましても、こうした取組をしっかりとさせていただいて、それに併せて、先ほど古田議員のほうからおっしゃったように、使う方、使う側のほうのルールといえますか、そういうのは併せて、町としましても併せていけば、お願いはできるものと思っておりますのでございます。

○古田 昌也議員

もうぜひともそういった形で進めていって、いろいろと対策を取っていただきたいというのは強く願います。

続きましてですけど、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者の情報の把握っていう形で質問させていただきました。答弁にもいただきましたが、そういった形で個人情報というのは、もう一切入ってきていない。いつ入所して、いつ退院したかっていうのも、一切情報というのは入ってきていないんでしょうか。お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

先ほども申し上げましたが、本当に我々のところに入ってくる情報というのは、後にも先にも、先ほど申し上げたその情報しか入ってきていないのが現実でございます。

我々も、後からいろんな情報を結びつけて、あ、ここだったんだなというのは、後から聞くことはありますけれども、我々に入ってくる情報というのは、もうそういう、先ほど申し上げました情報のみということでございます。

○古田 昌也議員

でしたら、町のほうから積極的なアフターケアっていうのは、ほんだら、ほぼ不可能ということの認識でよろしいでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

アフターケアの関係等につきましては、我々も申出といえますか、電話なりでも相談があれ

ば、そういう対応はしていけると思うんですけれども。なかなかここについては、その感染者の方は当然でしょうけれども、濃厚接触者と言われた方々にも、そういう相談はしにくいのかなという気もいたしております。

ここについては、我々も県のほうにも、対策もなかなか講じられんですよと。ある程度の最低限の情報がないと、対策の講じようもないですよという話も、我々の対策本部の会議の中でも、やはり議論が出ているところであります。

これを今後の県の方針ですので、これはどうなるか判りませんが、もう現段階では本人の相談がない以上は、アフターケアの精神的なケアとかいろんなものについては、難しい状況であるというのは御理解いただきたいと思っております。

#### ○古田 昌也議員

町からのアプローチっていうのがすごく難しいというのがすごく判りました。無理難題のほうなんだというのがすごく実感ができました。

ただ、いろいろと調べていきますと、アフターケアの部分で今、国民健康保険の傷病手当というものが、コロナ感染者及びその疑いがある者に対して、傷病手当というものがつくっていうことを、アフターケアでって言いました。

その内容というものが、大体、約3万円の1日分、その出勤した分を3分の2みたいな感じで、ちょっといろんな要綱があるんですけど。そういった形で出ているんですけど。そこら辺の情報発信であったりとか、そういうことっていうのは認識っていうのはされているんでしょうか。

#### ○町長（上野 俊市君）

傷病手当金の関係等が出ましたけれども、これにつきましては、令和2年にこの傷病手当金に関する条例等の一部改正を行いまして、このコロナ感染で国保の対象者が、被用者に限りまして、事業主は別です。そこで雇われている方々に対しましての、この傷病手当金の支給制度というのは、現在あるところをごさいます。これについては、情報の関係等につきましては、ホームページ等で、それから広報等で、この条例改正をしましてということでは周知をしているところであります。

#### ○古田 昌也議員

ありがとうございます。

先ほど答弁の中で、被用者のみという形で、傷病手当のほうが被用者のみに対応となっているんですけど、現在、さつま町の国民健康保険の加入者で、事業主イコールもう被用者、使用人っていう形にはなっているんですけど。その事業主に対して、町として何かそういう傷病手当的なものを設置するような考えているのではないのでしょうか。お聞かせください。

#### ○町長（上野 俊市君）

この傷病手当の制度自体につきましては、議員がおっしゃるとおり、もう被用者に限るという形で限定をされているところであります。事業主に対しては、この傷病手当金の対象にはならないということをごさいます。

いろいろと御質問いただきましてから調べてみますと、全国には数団体、この事業主に対しての傷病手当金を出してる、制度を持っているところはあるようでございます。これにつきましては、このいろいろな形態等もございまして、この事業主がこの休業した期間とか、そして収入減少の状況とか、いろいろな状況等もございまして、この傷病手当金にこの事業主を加えるというのは、なかなか今のところでは難しいかなと思っておるところでございますけれども、これにつきましては、所得が減れば所得の補填というような制度等もございまして、継続支援金等もございまして、そちらのほうでの対応というのが今のところの対応としていたしているところであ

ります。

これを傷病手当金制度にそれを加えるかどうかというのは、もう少しちょっとお時間をいただきたいと思うところであります。

**○古田 昌也議員**

ちょっと時間をということですが、それがあつたのとないのでは、やっぱり事業主に関しては、すごく安心できる内容だと。それがあつたのとないのでは、やっぱり雲泥の差があるので、ぜひとも御検討のほうを前向きによろしくお願いいたします。

最後になります。65歳以上のスケジュールがなっていますが、キャンセル分、いろいろと答弁等いただきましたが、僕自身の考え方なんです、町長もしくは議長、課長、係長クラスぐらひは先にワクチンを打つて、もし仮に、ワクチン接種がほぼ終わりましたよ、でも、その人たちが年齢的にも若いので、まだ打っていませんよ、だから、出張できませんよというような停滞に多分、陥る考えが、僕自身があります。その点に対して、町長は先に打つなり、議会運営委員長、委員長クラスが先に打つてという考えはないんでしょうか。お聞かせください。

**○町長（上野 俊市君）**

先ほど答弁で一部申し上げさせていただきましたけれども、キャンセルが出たときの対応等々、それからワクチンの余剰が出たときの対応ということで、高齢者それから基礎疾患等々、あとそれから、警察、消防、公共団体の施設の職員というようなすみ分けと申しますか順番を設けながら対応していきますとお答えしましたが、もう現在、全国的に65歳以下の接種につきましても始まっている状況等もございまして、このワクチンの状況等を見ながら、可能であれば、今申し上げました、そういう大人数で接するところの職員、それから学校の教員等々そういうところは、優先的に接種をしていきたいと思つているところであります。これにつきましても、現状に即した対応を臨機応変にしていきたいと思つております。

**○古田 昌也議員**

ぜひとも臨機応変な対応をしていただきたいと本当に感じます。と言いますのも、本当に1年、約2年間ですかね、コロナウイルス感染症のために全てが停滞している状況であつて、町内、本当に夜を歩けば人がいない、経済的に本当にどうしようもならない。そこが、行政の方々がワクチンの接種をしないがために、外に出張が行けない、情報が取れないという状況にも多分なつていると思つております。そこに関しては、本当に先に接種でもしていただいて、本当にそこら辺の出張であつたり、要望であつたり、陳情であつたり、すぐ行ける体制をつくらせていただきたいのを強く要望として望みます。

すみません。望むんですけど、あとはもう一点、その中にぜひとも入れていただきたいのが、飲食店やスナックの店主、事業主の接種つていうのを、先行の中には入れていただけないのか。またお聞かせください。

**○町長（上野 俊市君）**

ここについては、全体的な、その先ほど申し上げました人数等を見ながらして、もしも、先ほど申しましたように、65歳未満の接種についてももう始めないといけない状況等も来ておりますので、ここにつきましても、先ほど優先的に接種をする方々の人数はどの程度いるのかというのはしっかり押さえながら、ワクチンの供給量等々と併せて、検討をしていきたいと思つております。

なかなかどの職種、どの職種というのは非常に難しいところでございますので、これについては、できるだけ早く全ての方にこのワクチン接種が終わりますように、我々も努力していきたいと思つているところでございますので、そういうことで御理解いただきたいと思つています。

○古田 昌也議員

すごく難しい対応だと重々承知しているんですが、やはりこの今の状況の脱却の一番の要因というのがワクチン接種だと思っております。なので、ぜひとも検討など、いろいろな接種、すぐ動けるような状態をつくっていただいて、さあ行けるぞというときに、もうスタートラインは立てるような形にしていただきたいのを強く要望します。

以上で、質問のほうを終わりますので。ありがとうございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで本日の日程は、全部終了しました。

6月21日は、午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前11時04分

令和3年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

令和3年6月21日



令和3年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和3年6月21日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	教 育 長	原 園 修 二 君
総務課 長	原 田 剛 志 君	企画政策課 長	角 茂 樹 君
財政課 長	富 満 悦 郎 君	税 務 課 長	松 山 和 久 君
町民環境課 長	下 田 良 二 君	保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課 長	原 田 健 二 君	子ども支援課 長	藤 園 育 美 君
農政課 長	山 口 泰 徳 君	耕地林業課 長	櫻 伸 一 君
商工観光PR課 長	市 來 浩 二 君	建 設 課 長	野 田 真 一 郎 君
教育総務課 長	早 崎 行 宏 君	学 校 教 育 課 長	界 敏 則 君
社会教育課 長	永 江 寿 好 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第38号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 2 議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 3 議案第40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 4 議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	38	さつま町税条例の一部改正について
	39	さつま町手数料徴収条例の一部改正について
	40	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
	41	さつま町介護保険条例の一部改正について
	42	令和3年度さつま町一般会計補正予算(第2号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 15款 国庫支出金 16款 県支出金(関係分) 20款 繰越金 21款 諸収入(関係分) 22款 町債 歳出 2款 総務費(関係分) 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 第3条 地方債の補正
	43	令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
	44	令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
45	令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	
文教経済 (第2委員会室)	42	令和3年度さつま町一般会計補正予算(第2号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 16款 県支出金(関係分) 21款 諸収入(関係分) 歳出 2款 総務費(関係分) 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費 第2条 繰越明許費

## △開 議 午前9時30分

### ○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

これから、6月10日に提案がありました議案第38号から議案第45号までの議案8件について総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

---

△日程第1「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第2「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第3「議案第40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第4「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」

### ○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」から日程第4「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」までの議案4件を一括して議題とします。各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

### ○新改 幸一議員

議案第40号のさつま町国民健康保険税条例の一部改正についてのことについてちょっと質問させていただきます。

この関係については、提案理由の中で説明があったわけですが、保険税の減免期間の延長ということの説明でございました。こういう国の法律の整備の下にされるわけでございますから、それなりに大変この該当者はありがたいということになると思うんですが、先般の会議の中でも、執行部のほうには全然そういう対象者云々という情報はないんだと、どこのどこ地区の誰ということはもう全然そういう報告はないんだという説明でもございました。ありますと、現在のところ、さつま町では新聞を見ますと感染者が16名ということの報道であるようでございますが、令和2年からのさつま町の管内で感染された方々の流れの中で、こういう減免に相当するような人というのは、何人ぐらいに想定されていらっしゃるものか、そこあたりの流れというのは、そこも判らないわけですか。本人が申請しなきゃ、もう全然執行部としては判らないというふうに理解すればいいんですか。

そしてまた、町民の方々からこういうことについての我々素人議員に質問を受けたときに、我々はどんな答弁をすればいいのか、そういう指導の在り方というのも教えていただければありがたいです。

### ○税務課長（松山 和久君）

ただいま御質問のありました国民健康保険税の減免に関してでございますが、対象者につきましては、前年度の収入に対しまして、見込みとしまして30%以上の減収が見込まれる方を対象として減免をするというような一応基準がございます。

昨年の減免につきましても同様の内容で、基準でございまして、申請がありました方につきましては、26件ほど申請があったところでございます。

周知の方法につきましても、お知らせ版とか、あるいは広報紙、それから納税通知書を一齐に発送するときに、全ての納税通知書の中にそういう減免に関するお知らせ等も入れて数回周知はしているところでございます。

また、議員のほうに紹介があった場合の回答につきましても、それらの広報紙とかお知らせ版、あるいは同封されたチラシ等にも詳しい内容等、一応記載してございますので、それらを参考に一応周知していただいて、また不明なところは、税務課のほうに問合せいただくようなことで御指導いただければと考えております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件については、配付してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

---

△日程第5「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○岸良 光廣議員

補正のこの説明資料の10ページの、薩摩のさつまブランドのところ、ここにインターネットを活用した新たな販路づくりというので約250万円組んであるんですが、これの内容、例えば今までのやってきたやつと今回のやつとどのような違いがあるのかと、どういう形でそれをやるのか、もうちょっと内容を教えてほしいというのが1点と、それから12ページ、佐志の温泉プール、約5,000万円、改修工事が入っているんですが、これは屋根を全面的にやり直すということなのか。直近、ここ二、三年の間でも相当な回数で工事が入っていると思うんですが、屋根を全部やり直すのか、その辺のところをちょっと説明していただきたいと思います。

○商工観光PR課長（市來 浩二君）

今回の事業につきましては、これまでJAや農業団体が掲げておりました「薩摩のさつま」という名称をさつま町全体の特産品を代表するブランドとして構築するための事業でありまして、その中で、これまで町一本のインターネットの販売というシステムがありませんでした。今回は、農業団体、商工業者、あらゆる産業と連携をいたしまして、一つのインターネットサイトを設けて販売をしていくものでありまして、また、その中でも「薩摩のさつま」というブランドをつけた新たな展開を図っていくものでございます。

○社会教育課長（永江 寿好君）

宮之城屋内温泉プールにつきましては、今回、屋根の改修、経年劣化に伴う屋根の改修と壁の塗装・清掃と缶体部の剥離がありますので、その分を併せた部分を改修予定です。

以上です。

○岸良 光廣議員

いや、私が聞いているのは、改修は判るんですよ。だから、屋根の工事で約4,000万円計

画組まれているんだけど、だから、屋根を全部もうやり直す工事なのか、あるいは今の屋根をただ補修するだけなのか、その辺を教えてくださいということです。

○社会教育課長（永江 寿好君）

屋根につきましては、経年劣化による全ての屋根を改修するというところでございます。

○岸良 光廣議員

いや、だから、全部取っ払って屋根をつくり替えるんですかということですよ。

○社会教育課長（永江 寿好君）

はい、そのとおりです。屋根を取り替えることです。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかに質疑は、ありませんか。

○中村 慎一議員

それでは、ちょっとほかの委員会の関係になりますので、質疑をさせていただきます。

6 款の農業費であります。4 目水田農業対策費、5 目農産園芸振興費とそれぞれ農業機械の購入の関係が出ておりますけれども、これがそれぞれ国県補助金、それから市町村の単独ということでそれぞれ種類が違いますが、ただ、それぞれの補助率、50%、40%、3分の1といったようなそういうそれぞれの農業団体の方々が使われるに当たっては、それぞれ統一した基準、そういったものがあつたほうがよろしいような気がするんですが、それぞれ事業によって補助率が違うからそういったことでといったようなことなんでしょうけれども、そういうそれぞれの対象の団体の皆さん方、3分の1、50%、40%、そういったようなことで不公平感といったようなものはないものかなといったようなところでございます。

それともう一つは、5 目の農産園芸振興費の中で、サトイモの関係と、それからミカンの関係でそれぞれ補助事業を2種類入れてあるんですが、ただ、サトイモの関係につきましてちょっと中身がよく判らないものですから、ちょっとそこらを教えていただければというふうに思います。

○農政課長（山口 泰徳君）

中村議員のほうからございました機械の購入に関する事項であります。

補助事業は、国の補助事業であったり、県の補助事業であったり、また、町の単独事業もございまして、それぞれ事業の内容によって補助率というのは変わってきているところでございます。

まず、6 款1 項4 目の農業農村活性化施設等整備事業でございます。この部分につきましては、町内の防除組合が水稻用の防除機であるブームスプレーヤー1 台を購入しようとするものであります。一応、組合員が7 名いらっしゃいまして、その中に課税事業者等がありまして、いらっしゃいまして、その分の面積を案分した格好で補助率が若干違ってきます。補助率が3 分の1 以下というようなことでございます。

続きまして、6 款1 項5 目の機械の関係、もう一件ございます。産地生産基盤パワーアップ事業でございます。事業の中身は、機械のリース事業でございまして、スピードスプレーヤー、温州ミカンの防除機械である消毒の機械を1 台購入しようとするものでございます。補助率は、消費税を除いた分の2 分の1 ということになります。

それから、サトイモの関係がございまして。サトイモの関係につきましては、さつま町の農林業いきいきプランの中で最重点品目ということで推進を図っているところでございまして、一応、町単独事業の中でサトイモの植付け機とか掘り取り機とか芋分離機等がございましてけれども、こういう機械の購入に対しまして40%で町単独で補助しようとするものでございます。

以上です。

○中村 慎一議員

それぞれ説明の中では、4目の水田の関係は栗野地区といったようなことで、7名という説明でございます。5目の園芸関係は、ちょっとそういう説明はないんですが、町内のそういう作付農家が対象といったようなことになるんでしょうけれども、リース方式といったようなことでありますが、これはリースでそれぞれの対象の農家の方々が購入をされるのか。そこらがちょっとあんまりよく判らない部分ですので、そこらをちょっと具体的に説明していただければというふうに思います。

○農政課長（山口 泰徳君）

計画主体につきましては、JA北さつま地域果樹産地協議会でございます。その中の温州ミカンの農家1名がスピードプレイヤーの購入に取り組むということで、リースによって補助を受けるといったようなことでございます。

サトイモの件につきましては、町内のサトイモを栽培されている個人の農家等を予定をしているところです。中には法人化されている農家のほうもございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかには、ありませんか。

○平八重光輝議員

11ページの企画の関係ですが、地域振興費の中に高校生の留学推進のための事業費ということで、留学していただければ大変ありがたいことなんですが、どういう科目でというか、何か特徴がないと来ていただけないと思います。それなりのここで独自の特徴がないと来ていただけないと思いますが、内容的にはどういうのを想定といたしますか、計画されているかお尋ねします。

○企画政策課長（角 茂樹君）

ただいまの御質問でございます。本事業につきましては、地元の薩摩中央高等学校におきまして、県外の主に都市圏でございますけれども、中心に高校2年生を1年間受け入れる事業ということでしております。そのために全国から高校生が集まるような魅力的な高校を目指す取組を目指していかなければならないと考えておまして、その内容については、中央高校でどのような力をどう育てるかなど、具体的な方針、教育課程などの策定に今及んでいるということで、今現在、下準備等を進めているところでございます。

このことにつきましては、地域留学生を焦点に当てたものだけではなくて、地元生徒にとりましても何を学び、自らの目標を実現するための力をつける学校として具体的に見定めることができるものと考えているところでございます。

なお、この事業の取組に当たりましては、中央高等学校及び鹿児島県教育委員会の高校教育課並びに内閣府コーディネーターがチームを組んで、実現方法の具現化について今現在下積みの調整を行っているというような内容になっております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかには、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号については、配付してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計  
補正予算（第1号）」、日程第8「議案第45号 令和  
3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第  
1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から日程第8「議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、配付してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から6月23日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

---

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

7月6日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時50分

令和3年第2回さつま町議会定例会

第 5 日

令和3年7月6日



令和3年第2回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和3年7月6日 午前9時30分

---

○会議の場所 さつま町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

---

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

---

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	教 育 長	原 園 修 二 君
総務課 長	原 田 剛 志 君	企画政策課 長	角 茂 樹 君
財政課 長	富 満 悦 郎 君	税 務 課 長	松 山 和 久 君
町民環境課 長	下 田 良 二 君	保健福祉課 長	佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課 長	原 田 健 二 君	子ども支援課 長	藤 園 育 美 君
農政課 長	山 口 泰 徳 君	耕地林業課 長	櫻 伸 一 君
ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長	野 田 真 一 郎 君
消 防 長	下 村 晴 彦 君	教育総務課 長	早 崎 行 宏 君
社会教育課 長	永 江 寿 好 君		

## ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 38号 さつま町税条例の一部改正について
- 第 2 議案第 39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 3 議案第 40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 4 議案第 41号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第 42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 47号 さつま町副町長の選任について
- 第10 議案第 48号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第 49号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第12 陳情第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第13 発委第 1号 さつま町議会会議規則の一部改正について
- 第14 発委第 2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 第15 報告第 5号 令和2年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第16 報告第 6号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第17 議員派遣の件
- 第18 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第2回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

---

△日程第1「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」、日程第2「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、日程第3「議案第40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第4「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第5「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」、日程第6「議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第7「議案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第8「議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」から日程第8「議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案8件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について各委員長の審査報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

[岸良 光廣議員登壇]

○総務厚生常任委員長（岸良 光廣議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」、「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」、「議案第40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分、「議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、以上の議案8件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、税制改正により、国外居住親族に係る扶養控除を見直すことに伴い、町民税の非課税範囲の算定基礎を改めるものであります。

質疑の中で、今回の改正により扶養控除の対象から外れる方がどの程度いるのかただしましたところ、本町に居住している外国人で税の申告をしている方が422人おり、一般扶養親族とし

て486人分の扶養控除を受けている。このうち、30歳以上の国外居住扶養親族が今回の改正により影響を受けることになるとのことであります。

次は、「議案第39号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に係る事務に関し、手数料を徴収することができるようになるものであり、上位法の一部改正に伴うものであります。

質疑の中で、個人番号カードの交付枚数や交付率についてただしましたところ、令和3年5月31日現在で申請件数が6,383件、交付件数が4,740件、交付率が22.57%となっているとのことであります。

次は、「議案第40号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」及び「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置について、国の財政支援が令和3年度まで継続実施されることに伴い、減免の対象となる納期限を令和4年3月31日に改めようとするものであります。

質疑の中で、今回の改正により減免措置を延長した場合、減免額や対象者はどれくらいになるのかただしましたところ、昨年度の実績が、国民健康保険税は26件で約624万円、また、介護保険料は6件で約40万円であったため、今年度も同程度を見込んでいるとのことであります。

次は、「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」の関係分についてであります。

まず、歳出の2款1項8目地域振興費の高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業に479万円が計上されております。これは、高校生が他の地域の高校で過ごす地域留学を推進し、全国から高校生が集まるような魅力的な高校を目指していく高校魅力化のための取組を国が支援するものであります。

質疑の中で、全国での取組事例や他校との交流を検討しているのかただしましたところ、昨年度実施した高校が全国で12校あり、今年度に新たに地域留学に取り組む高校が薩摩中央高校を含めて3校ある。昨年度実施した12校から情報提供を受けているとのことであります。今後も意見交換等を通して交流をしていく考えであるとのことであります。

次に、3款1項1目社会福祉総務費の一般社会福祉費に2,585万円が計上されております。これは、宮之城ひまわり館の一部改修に係る経費で、空調設備の計画的な改修を行うものであります。

質疑の中で、空調設備以外にも経年劣化があると思われるが、今後どのような修繕計画を考えているのかただしましたところ、約5年間で計画的に改修していく予定であり、令和3年度から令和4年度にかけて空調設備の改修を行い、令和5年度以降は、駐車場アスファルトの補修など、必要な設備等の改修を行っていくとのことであります。

次に、4款1項4目予防費の予防接種事業費に961万円が計上されております。これは、新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぐために、生後6か月から15歳までと高校3年生の受験対策のためにインフルエンザワクチン接種費用を助成するものであります。

なお、ファイザー社の新型コロナウイルスワクチン接種年齢が12歳以上に変更されたことにより、今後の接種状況を見極めながら、対象年齢の検討をしていきたいとのことであります。

質疑の中で、昨年度のインフルエンザ罹患者数は少なかったと思われるが、今後のワクチン接種の取組についてただしましたところ、マスクの着用、手指の消毒、ワクチン接種の3つの予防対策が徹底されたため、インフルエンザが流行しなかったと考えている。今年度もマスクや消毒とともにワクチン接種も推進し、インフルエンザの流行を抑えていきたいとのことであります。

同じく4款1項4目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、2,506万7,000円が減額されております。これは、新型コロナウイルスワクチンの集団接種に係る経費を委託料から報償費に予算を組み替えるほか、職員の時間外勤務手当等を計上するものであります。

質疑の中で、認知症高齢者や障がい者などに対するワクチン接種への対応はどのようにしているのかただしましたところ、介護・福祉施設等を利用している方については対応ができていますが、在宅で公的サービスを受けていない方については、再度調査をして把握していきたいとのことであります。

この回答を受けて、民生委員や地域支え合い推進員などの協力を得て、ワクチン接種が困難な世帯を早期に把握し、公平なワクチン接種の推進に取り組むよう要請いたしました。

次に、9款1項4目災害対策費の災害対策事務費に190万円が計上されております。これは、自主防災組織が整備する車両接続型電源のほか、防災備品の購入補助であります。

質疑の中で、町の非常用電源等の整備状況についてただしましたところ、これまで避難所用として非常用発電機を7台購入しており、今年度は3台購入する予定である。今後も年次的に整備していくとのことであります。

なお、歳入についてであります。今回の補正予算に際し、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、繰越金6,993万9,000円が計上されております。

次は、「議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免期間を延長することに伴い、財源の組替えを行うものであり、予算の総額に変更はないものであります。

次は、「議案第44号 令和3年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出では、令和2年度介護給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金から概算払いされた第2号被保険者分の負担金を返還するもので、5,890万1,000円が計上されております。

次は、「議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出では、1款1項2目農業集落排水施設整備費に施設改修工事費として7,033万6,000円が計上されております。

質疑の中で、改修工事に伴い使用料に影響があるのかただしましたところ、補助金や起債などを活用して事業を実施するため、工事に伴う使用料の増加はないとのことであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響下での今後の事務事業等の取組について、特に町長の見解をただしたところであります。

新型コロナウイルス感染症については、これまで経験のない事態になっている。事務事業やイベント等が相次いで中止となり、いまだに収束の見込みが立たない状況である。

このような中、今までを振り返りながら現状を把握し、収束に向けての取組をしっかりと進めていくことが我々の責務だと思っており、町民の皆様にも機会を捉えて町としての今後の方向性をお示ししていきたいと考えている。

また、町職員だけでなく、議員各位の協力も頂きながら、情報発信をして対応していきたいとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

おはようございます。マスクを取って報告をさせていただきたいと思えます。マスクを取りません。

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分の1件については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」関係分であります。

まず、6款1項農業費の関係であります。3目農業農村振興費には、町内5か所の直売所で実施するスタンプラリーの参加者が全ての直売所で買い物をされた方に対し、1人当たり500円の買い物券を支給する経費とスタンプラリーの台紙及び周知啓発用チラシの作成費が30万円計上されています。

質疑の中で、スタンプラリーの実績についてたどりましたところ、令和元年度は1回開催し、台紙回収は198枚で、買い物券での使用が193枚、令和2年度は春と秋に2回開催し、台紙回収は363枚で、買い物券での使用が354枚とのことであります。

また、コロナ禍での巣籠もり消費でほとんどの直売所で約1割から2割の増収となっており、スタンプラリー期間中のアンケート調査では、従業員の接客もよく、各直売所の特色が出ており、イベントを通じてかねて行かない直売所に行くきっかけになりよかったなど、高い評価を得られています。

次に、7目畜産業費には、本年1月に本町で発生した高病原性鳥インフルエンザの教訓を生かし、養鶏農家の伝染病感染防止対策強化のため、車両用消毒槽の整備や消毒用機器の購入補助費に700万円が計上されています。

質疑の中で、消毒用機器等の使用頻度についてたどりましたところ、車両用の消毒槽は2週間から3週間に1回は飼料を搭載したトラックが農場内まで運んでくるため、年中使用する。消毒用機器は車両消毒だけでなく、建物等の消毒作業を年間を通して定期的に行うとのことであります。

次に、6款2項林業費の関係であります。2目林業振興費には、作業効率の改善を目的とした立木の伐採、枝払い、玉切り等を一連して行う高性能林業機械導入補助として1,400万円が計上されています。

質疑の中で、これまで複数回事業補助を受けている林業事業者もあるが、補助の制限はないのかたどりましたところ、林業事業者の補助金申請に伴う各種計画書において採択要件を満たせば、事業実施の回数に対する制限はないとのことであります。

次に、7款1項商工費の関係であります。3目物産観光費には、町内の関係団体や事業者等が協力・連携し、町を挙げた「薩摩のさつま」ブランド化を目指すために、県の地域振興推進事業を活用して、地場産品を取り扱うインターネットを活用した新たな販路開拓費や検討会の開催費、

PR用のぼり旗等の製作費に568万7,000円が計上されています。

質疑の中で、どのような品物がブランドとして対象となってくるのかただしましたところ、ブランド化に努めていく品物は、現在ある商品を対象にレベルアップを図っていき、インターネット販売で取り扱う品物は、まず、ふるさと納税の返礼品など、現在ある商品を想定しており、新商品の掘り起こし等も進めていきたいとのことであります。

次に、8款5項住宅費の関係であります。1目住宅管理費には、町営住宅の空き家55戸分の浄化槽管理業務委託費に99万円が計上されています。

質疑の中で、町営住宅の空き家の管理状況についてただしましたところ、空き家の中には政策空き家もあり、簡易平屋で居住率の低い住宅は住み替えをお願いしていく。耐用年数が経過し、空き家率の高い住宅については、用途の見直しや解体等を含め検討していくとのことであります。

次に、10款3項中学校費の関係であります。1目学校管理費には、令和3年度に新たに特別支援教室が増となったことから、空調設備を設置する必要があるため、設置工事費に352万円が計上されています。

質疑の中で、今後も空調設備の設置が必要な教室があるのかただしましたところ、来年度に計画をしている特別教室の7室に設置すれば、現在計画している整備は全て完了予定とのことであります。

次に、10款6項保健体育費の関係であります。2目保健体育施設費には、宮之城総合体育館の移動式バスケットゴールを長年倉庫から出し入れしたことにより床に段差が生じ、安全確保のための床の張り替え修繕費に20万9,000円が計上されています。

質疑の中で、バスケットボールで使用するたびにゴールを移動するとなると、定期的に修繕が必要になってくると思われるが、1回の修繕でどのくらいの耐用年数になるのかただしましたところ、これまでも何回か部分的に修繕しており、今回も20か所ほど修繕が必要で、5年から10年で修繕が必要ではないかとのことであります。

同じく2目保健体育施設費には、宮之城屋内温泉プールの屋根材の経年劣化に伴う屋根・外壁ほか、改修工事費に4,950万円が計上されています。

質疑の中で、競泳用から健康づくりを目的とした高齢者等の歩行訓練等での利用が増えてきているようであるが、競泳用としての利用も重視し、検討していく考えはないかただしましたところ、公の施設としては、競泳用と健康面での利用を考えているが、具体的な活用策は考えていないとのことであります。

この回答を受けて、多額の経費をかけて改修や維持管理をしていくことから、今後の活用策について検討するよう要請しました。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、文教経済常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順次討論、採決を行います。

まず、議案第38号から議案第41号までの議案4件について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」から「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」までの議案4件について一括して採決します。

議案第38号から議案第41号までの議案4件に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第38号 さつま町税条例の一部改正について」から「議案第41号 さつま町介護保険条例の一部改正について」までの議案4件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第42号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第43号から議案第45号までの議案3件について一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案3件について一括して採決します。

議案第43号から議案第45号までの議案3件に対する総務常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第43号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」から「議案第45号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案3件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

---

△日程第9「議案第47号 さつま町副町長の選任について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「議案第47号 さつま町副町長の選任について」を議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第47号 さつま町副町長の選任について」でございます。

これは、現在空席となっております副町長に新たに高田真氏を選任しようとするため、地方自治法第162条の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

副町長の選任につきましては、幅広くもろもろの御意見等を拝聴しながら熟慮を重ねてきたところでございますけれども、今般の新型コロナウイルス感染拡大への対策やその後の経済対策を含め、重要課題でもあります人口減少問題など、多くの課題が山積している現状や、役場内においては、昨年度からの大量の管理職の退職により新陳代謝が進む一方で、組織として職員の意識改革と育成も急務となっているところでございます。

今回の県からの登用により、現在の組織に新たな風と県職員としての行政に対する姿勢、効率的な仕事の進め方、幅広い見地から職員の育成と資質の向上に力を頂き、また、職員のまとめ役、相談役としても尽力いただけるものと思っているところでございます。

また、高田氏は、県職員としてこれまでの行政経験と卓越した行政手腕及び業務の調整能力並びに積極的に何事にも取り組まれる方とのことでございますので、様々な場面におきまして副町長として最大限の力を発揮していただけるものと期待しているところでございます。また、町と県との調整役としても大変期待しているところでございます。

以上、申し上げましたが、内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○総務課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第47号 さつま町副町長の選任について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

ただいま、副町長の選任ということで町長のほうから提案理由がありました。

さつま町が合併いたしました丸16年、ずっとさつま町内の副町長さんが誕生されてきて努力をされてきたところでもございます。

今回、副町長として県からお願いをするということで提案されたわけでございますが、まず、副町長の現在のところは、始良市に住所が載っておるわけでございますが、選任された場合に、副町長の住所、たださつま町ではなくて、どこ地区のどこの家に住むんだというのを計画にもうされていっちゃうのであれば発表していただければありがたいということが1点と、52歳という本当に若いばりばりの副町長さんの選任でございますから、家族の方の苦労というのも大変なことがあるんじゃないかと思うんですが、家族の構成が判っておれば、個人情報があつてできないと言われればもう仕方がないんですが、発表ができればそこまでお願いをしたいということの質疑でございます。

○町長（上野 俊市君）

副町長に選任されたあとの住所につきましては、現在のところ、本町内の虎居地区のほうに住まれるということで今伺っているところでございます。

家族構成の関係については、答弁については、差し控えさせていただきたいと思います。

○総務課長（原田 剛志君）

ただいま高田氏の略歴のところ、係長の略歴といたしまして令和と言いましたけど、平成27年からの、すいません。福岡大学を令和4年3月に卒業とありますけれども、平成の間違いでございますので、修正のほうをお願いいたします。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかには、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第47号 さつま町副町長の選任について」を採決します。

この採決は、会議規則第82条第1項の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、上圀一行議員及び4番、橋之口富雄議員を指名します。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮之脇尚美議員）

念のために申し上げますが、本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票の際は、向かって左側から登壇し、投票を行い、右側へ降

壇願います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（宮之脇尚美議員）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。上圀一行議員及び橋之口富雄議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（宮之脇尚美議員）

投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票です。有効投票のうち、賛成15票、反対ゼロ票、以上のとおり賛成多数であります。よって、「議案第47号 さつま町副町長の選任について」は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

---

#### △日程第10「議案第48号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第10「議案第48号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第48号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」についてでございます。

これは、行政管理に要する経費及び総務一般管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億6,578万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第48号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第48号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第48号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第11「議案第49号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第11「議案第49号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第49号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」でございます。

これは、さつま町消防団消防ポンプ自動車購入について、去る6月25日、入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○消防長（下村 晴彦君）

それでは、「議案第49号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第49号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を採決  
します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の  
締結について」は、可決されました。

---

△日程第12「陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費  
国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年  
度政府予算に係る意見書採択の陳情について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12「陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をは  
かるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

本件について文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

当委員会に付託されました「陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の  
1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」審査の過程と  
結果を御報告いたします。

本陳情は、鹿児島県教職員組合薩摩地区協議会、さつま町中津川5366番地1、武さとみ氏  
から提出され、令和3年5月31日に受理されたものであります。

陳情の主な趣旨は、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制基準が段階的に引き下げられ、  
中学校、高等学校でも早期実現が必要である。また、豊かな学びや学校の働き方改革を実現す  
るために、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が必要であることから、義務教育  
費国庫負担制度の財源を確保し、教職員定数改善と子供の豊かな学びを保障するための条件整備  
は必要である。

このような観点から、1、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さ  
らなる少人数学級について検討すること。

2、複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにすること。

3、特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてカウントすること。

4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負  
担制度を堅持すること。負担割合を引き上げること。

この4項目について、国の関係機関へ意見書提出を要請する内容であります。

要請事項については、その趣旨を理解できることから、採決の結果、陳情の趣旨及び要請事項  
について了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第13「発委第1号 さつま町議会会議規則の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「発委第1号 さつま町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○議会運営委員長（森山 大議員）

ただいま議題となっております「発委第1号 さつま町議会会議規則の一部改正について」提案の趣旨説明を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものでございます。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものでございます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託は行いません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「発委第1号 さつま町議会会議規則の一部改正について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第1号 さつま町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第14「発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

ただいま議題となりました「発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容については、先に採択されました「陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」に関する陳情と同時に、4項目について要請するものであります。

配付してあります意見書のとおり、国会及び内閣総理大臣等に対し、意見書を提出しようとするものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託は行いません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出

について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任することに決定しました。

---

△日程第15「報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第16「報告第6号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第15「報告第5号 令和2年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第16「報告第6号 令和3年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。

何かお聞きしたいことは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。

これで報告2件を終わります。

---

△日程第17「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第17「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。「議員派遣の件」については、会議規則第129条の規定により、配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件」は、配付しましたとおり派遣することに決定しました。

---

△日程第18「閉会中の継続調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第18「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お配りしました申出書の各事項について閉

会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 新 改 幸 一

さつま町議会議員 平 山 俊 郎